

川西市地域防災計画

資料編・様式編・付録編

令和 5 年発行

川西市防災会議

資料編目次

資料－ 1 河川の現況	1
資料－ 2 浸水危険地区	1
資料－ 3 土石流危険渓流の現況	2
資料－ 5 災害時進入困難想定集落	4
資料－ 6 山地災害危険地区の現況	4
資料－ 7 大規模宅地造成の現況	5
資料－ 8 宅地造成工事規制区域	6
資料－ 9 既成危険宅地等	7
資料－ 10 急傾斜地崩壊危険区域	8
資料－ 10 の 1 急傾斜地等崩壊危険箇所	9
資料－ 11 土砂災害警戒区域等	13
資料－ 12 浸水想定区域内に位置する地下街等	18
資料－ 12 の 1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する 要配慮者利用施設	18
資料－ 13 異常気象時通行規制区間	23
資料－ 14 消防車両等配置状況	24
資料－ 15 消防団分団別ポンプ・車両配備状況	25
資料－ 16 非常用食糧の備蓄状況	26
資料－ 17 救援物資備蓄状況	27
資料－ 18 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧	28
資料－ 19 災害の被害認定基準	31
資料－ 20 災害救助法による費用の限度額等	32
資料－ 21 災害の被害調査基準	36
資料－ 22 消防・救助用資機材	39
資料－ 23 備蓄水防器具及び資材	41
資料－ 25 感染症対策薬剤	42
資料－ 26 感染症対策資器材	42
資料－ 27 ごみ収集運搬車両台数	42
資料－ 28 し尿収集運搬車両台数	43
資料－ 29 市所有車両	44
資料－ 30 緊急輸送道路ネットワーク（兵庫県地域防災計画）	49
資料－ 31 市内交通網体系図	51

資料－3 2	防災行政無線配置図	5 2
資料－3 3	地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）	5 3
資料－3 4	阪神・淡路大震災における震災復興計画の基本方針・策定経過	5 4
資料－3 5	一時避難場所標識交付箇所一覧	5 7
資料－3 6	公共建築物等の耐震化事業	6 1
資料－3 7	猪名川河川事務所防災体制	6 2
資料－3 8	兵庫県水防体制	6 3
資料－3 9	一庫ダム水防態勢	6 4
資料－4 0	災害時応援協定締結先一覧	6 6

様 式 編 目 次

様式－1 1	参集人員報告書	7 0
様式－1 2	被害状況報告（速報）	7 1
様式－1 3	被害状況調	7 2
様式－1 4	被害構成員別被害状況	7 3
様式－1 5	被害状況調査票	7 4
様式－1 6	農林水産業関係被害調	7 5
様式－1 7	公共土木施設被害	7 5
様式－1 8	都市計画施設被害	7 5
様式－1 9	市営住宅被害	7 6
様式－1 10	商工業被害	7 6
様式－1 11	水道施設被害	7 6
様式－1 12	廃棄物処理施設被害	7 6
様式－1 13	医療施設被害	7 6
様式－1 14	社会福祉施設被害	7 7
様式－1 15	学校関係施設被害	7 7
様式－1 16	文化財・社会教育施設被害	7 7
様式－1 17	その他の施設	7 7
様式－1 18	公共施設等の被害状況	7 7
様式－1 19	避難所設置・収容状況報告書	7 9
様式－2 0	避難者調	8 0
様式－2 1	避難所収容台帳	8 1
様式－2 2	避難者名簿（要配慮者）	8 2

様式－2 3 災害関連寄付金・義援金受付	8 3
様式－2 4 受領書	8 3
様式－2 5 災害義援金(現金・小切手)	8 4
様式－2 6 水防実施状況報告書	8 5
様式－2 7 災害速報	8 6

付 錄 編 目 次

付録－ 1 川西市防災会議条例	8 7
付録－ 2 川西市防災会議運営要綱	9 1
付録－ 3 川西市防災会議委員・幹事	9 2
付録－ 4 川西市災害対策本部条例	9 5
付録－ 5 川西市災害対策本部設置要綱	9 7
付録－ 6 災害対策初期段階における防災配備に係る要綱	1 0 6
付録－ 7 災害対策関係機関一覧	1 0 7
付録－ 8 市関係施設	1 0 9
付録－ 9 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例	1 1 3
付録－1 0 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	1 1 9
付録－1 1 川西市災害見舞金等給付要綱	1 2 4
付録－1 2 兵庫県災害援護基金	1 2 7
付録－1 3 兵庫県災害援護金等の支給に関する規則	1 2 8

資 料 編

資料一 1 河川の現況

[国土交通省直轄河川重要水防箇所]

河川名	左右岸の別	種 別	重要度	地先名	延長(m)	備 考
猪名川	左右岸	工作物	A	加茂		久代北台井堰
猪名川	右岸	越水(溢水)	B	小戸	647	
猪名川	左右岸	工作物	B	小戸		中橋

※ A : 水防上最も重要な区間 B : 水防上重要な区間

[兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所管内重要水防区域]

河川名	左右岸の別	危険理由	重要度	地 点 名	延長(m)
猪名川	左岸 右岸	堤防高 〃	B B	銀橋下流150m～銀橋上流200m	350 350
猪名川	左岸 右岸	新堤防 〃	C C	銀橋上流200m～塩川合流点	675 675
猪名川	左岸 右岸	堤防高 〃	B B	塩川合流点～御社橋	1,105 1,105
猪名川	左岸 右岸	堤防高 〃	A A	御社橋～多田大橋	840 840
塩 川	右岸	堤防高	B	塩川橋～新田橋	270
一庫大 路次川	左岸 右岸	堤防高 〃	B B	文珠橋～文珠橋上流 450m	450 450
一庫大 路次川	左岸 右岸	堤防高 〃	B B	初谷川合流点～一庫新橋	1,040 1,040

※ A : 水防上最も重要な区域 B : 次に重要な区域 C : 要注意区域

資料一 2 浸水危険地区

洪水により、浸水の起こりやすい地区

南部地区	出在家町、絹延町、南花屋敷1・4丁目、栄根2丁目、 小戸2・3丁目、加茂6丁目、下加茂1・2丁目
中部地区	多田桜木1・2丁目、鼓が滝1丁目、東多田1丁目、矢間東町、 矢間1・3丁目、新田1・2丁目、西多田1丁目、多田院1・2丁目、 多田院西1・2丁目、石道

資料一 3 土石流危険渓流の現況

渓 流 番 号	河川名	渓流名	渓 流 所 在 地	渓 流 概 況		
				渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均渓床 勾配(度)
淀一川西-I-1	黒川	黒川	新滝	1.34	0.61	12
淀一川西-I-2	黒川	大堂川	黒川	1.04	0.48	17
淀一川西-I-3	黒川	大上川	黒川	0.29	0.11	15
淀一川西-I-4	黒川	石打谷川	中島	1.02	0.28	14
淀一川西-I-5	猪名川	国崎谷	国崎	0.34	0.07	21
淀一川西-I-6	初谷川	猪谷川	笛部	1.20	0.37	5
淀一川西-I-7	初谷川	正覚池谷川	笛部	0.92	0.19	7
淀一川西-I-8	初谷川	笛部谷	笛部	0.40	0.06	11
淀一川西-I-9	初谷川	下財谷川	乾	0.75	0.16	8
淀一川西-I-10	初谷川	山下谷川	下鎌瀬	0.62	0.10	6
淀一川西-I-11	猪名川	西畦野谷	西畦野	0.18	0.01	9
淀一川西-I-12	猪名川	石道谷2	石道	0.31	0.06	9
淀一川西-I-13	猪名川	けやき坂谷1	けやき坂	0.21	0.07	21
淀一川西-I-14	猪名川	けやき坂谷2	けやき坂	0.20	0.03	19
淀一川西-I-15	猪名川	けやき坂谷3	けやき坂	0.18	0.04	21
淀一川西-I-16	猪名川	大平東谷	下田尻	0.49	0.20	10
淀一川西-I-17	猪名川	どんど川	西多田	0.45	0.29	9
淀一川西-I-18	塩川	湯町谷	東畦野	0.05	0.02	11
淀一川西-I-19	塩川	東畦野谷	東畦野	0.05	0.01	11
淀一川西-I-20	塩川	一の鳥居谷	一の鳥居	0.46	0.07	10
淀一川西-I-21	塩川	塩山谷	平野	0.16	0.06	11
淀一川西-I-22	塩川	東多田西谷川	平野1丁目	0.50	0.20	9
淀一川西-I-23	猪名川	東多田谷	東多田	0.11	0.01	10
淀一川西-I-24	猪名川	湯山台谷1	湯山台	0.05	0.09	11
淀一川西-I-25	猪名川	湯山台谷2	湯山台	0.44	0.10	5
淀一川西-I-26	猪名川	鼓が滝谷	鼓が滝	0.08	0.01	7

渓流番号	河川名	渓流名	渓所在地	渓流概況		
				渓流長(km)	流域面積(km ²)	平均渓床勾配(度)
淀一川西-II-1	黒川	新滝川	水口	0.23	0.05	19
淀一川西-II-2	猪名川	中島谷	中島	0.16	0.03	16
淀一川西-II-3	猪名川	一庫谷	一庫	0.10	0.03	42
淀一川西-II-4	猪名川	石道谷1	石道	0.13	0.01	11
淀一川西-II-5	猪名川	清和台谷	清和台	0.05	0.03	11
淀一川西-II-6	芋生川	芋生谷1	芋生	0.50	0.17	12
淀一川西-II-7	芋生川	芋生谷2	芋生	0.20	0.04	14
淀一川西-II-8	芋生川	芋生谷3	芋生	0.21	0.02	13
淀一川西-II-9	芋生川	芋生谷4	芋生	0.50	0.13	12
淀一川西-II-10	芋生川	多田院谷	多田院	0.64	0.12	12
淀一川西-II-11	猪名川	矢間谷	矢間	0.08	0.03	17
淀一川西-II-12	塩川	伊の谷川	東畦野	0.55	0.27	10

渓流番号	河川名	渓流名	渓所在地	渓流概況		
				渓流長(km)	流域面積(km ²)	平均渓床勾配(度)
淀一川西-III-1	猪名川	柳谷川支川1	けやき坂	0.62	0.23	12
淀一川西-III-2	猪名川	柳谷川	けやき坂	0.40	0.28	11
淀一川西-III-3	猪名川	柳谷川支川2	けやき坂	0.08	0.02	21
淀一川西-III-4	猪名川	柳谷川支川3	けやき坂	0.62	0.14	7
淀一川西-III-5	猪名川	柳谷川支川4	けやき坂	0.28	0.12	6
淀一川西-III-6	塩川	平野谷	平野	0.10	0.04	9

※「I」は、人家5戸以上等の渓流

「II」は、人家1～4戸の渓流

「III」は、人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

資料一 5 災害時進入困難想定集落

芋生地区、若宮地区、国崎地区、黒川地区

資料一 6 山地災害危険地区の現況

(山腹崩壊危険地区)

番号	地 区	危険地区の面積(ha)
山 1	芋生字猿舞台、字下林・多田院字八条敷	2. 0
山 2	虫生字下大畠	1. 0
山 3	赤松字堂岩、字小振岩根、字小橋越、字大前	2. 0
山 4	西畦野字餓景、字両貫	1. 0
山 5	一庫字深谷、字越ノ山	3. 0
山 6	新田 3 丁目	1. 0
山 7	平野 3 丁目	2. 0
山 8	平野字カキヲジ原・東畦野字西長尾	1. 0
山 9	平野字篠ヶ谷	1. 0
計	9 地区	14. 0

(崩壊土砂流出危険地区)

番号	地 区	危険地区の概況	
		面積(ha)	流出区間延長(m)
崩 1	西多田字石目、字上石目、字中尾、字流尾、 字ミノフチ、字上平井田	0. 79	660
崩 2	西畦野字魚梁瀬	0. 16	260
崩 3	国崎字卯ノ戸、字小路	0. 26	440
崩 4	黒川字北山	0. 04	70
崩 5	黒川字石打、字谷垣内、字白柏	0. 71	790
崩 6	黒川字大堂、字大谷	0. 59	660
崩 7	黒川字奥滝谷、字奥大堂、字大堂、字大原	0. 87	580
崩 8	黒川字大峰、字奥山、字奥滝谷、字大芝、字大原、 字口滝谷	0. 50	280
崩 9	黒川字見棚、字長谷、字田中	0. 35	390
崩 10	山下字古城山	0. 07	80
崩 11	山下字古城山・笹部字日ノ谷	0. 64	710
崩 12	笹部字奥正覚、字鬼燈、字正覚	0. 50	550
計	12 地区	5. 48	5, 470

資料一 7 大規模宅地造成の現況

企 業 者 名 (団地名)	造 成 面 積	造 成 完 了 面 積	備 考
進 和 不 動 産 (株) (清 和 台)	ha 172.3	ha 172.3	完 成
日本生命保険相互会社 (阪急日生ニュータウン)	115.6	115.6	"
(株) 西 洋 環 境 開 発 (多田グリーンハイツ)	230.0	230.0	"
能 勢 電 鉄 (株) (鳶の森住宅地)	20.2	20.2	"
大 和 団 地 (株) (第1期、第2期 阪急北ネオポリス)	160.0	160.0	"
東 急 不 動 産 (株) (萩 原 台)	49.0	49.0	"
フ ジ タ 工 業 (株) (藤 ケ 丘)	42.0	42.0	"
(株) 大 林 組 (鷹尾山けやき坂)	131.0	131.0	"
(株) 浅 沼 組 (第3期阪急北ネオポリス)	12.8	12.8	"
三 菱 地 所 (鳶ヶ丘住宅地)	12.8	12.8	"
都 市 再 生 機 構 (南 野 坂)	22.8	22.8	"
(株) 近 畿 興 産 ((仮称)川西市東畦野 土地事業計画)	92.4	0	造 成 中

資料一 8 宅地造成工事規制区域

[指定区域]

規 制 区 域		区域面積	市域面積	比率	適 要
		ha	ha	%	
全 域	萩原2丁目・3丁目、松が丘町、霞ヶ丘1丁目・2丁目、花屋敷山手町、花屋敷2丁目、寺畠1丁目・2丁目、萩原台東1丁目・2丁目、萩原台西1丁目～3丁目、鳶が丘、けやき坂1丁目～5丁目、柳谷、芋生、若宮、満願寺町、鼓が滝2丁目・3丁目、東多田3丁目、新田3丁目、多田院西1丁目、平野1丁目～3丁目、錦松台、西多田、平野東多田、緑台1丁目～7丁目、向陽台1丁目～3丁目、水明台1丁目～4丁目、鳶台1丁目・2丁目、湯山台1丁目・2丁目、南野坂1丁目・2丁目、大和西1丁目～5丁目、大和東1丁目～5丁目、東畦野山手1丁目・2丁目、長尾町、西畦野1丁目、緑が丘1丁目・2丁目、山原、山原1丁目・2丁目	2,879	5,344	53	(第1次指定) 昭37.6.6 建設省告示 第1292号 (第6次指定) 平元.10.25 建設省告示 第1811号
一 部	滝山町、鳶の森町、萩原1丁目、火打2丁目、日高町花屋敷1丁目、新田2丁目鼓が滝1丁目、東多田2丁目、多田桜木2丁目、矢間1丁目・2丁目、西多田1丁目・2丁目、多田院1丁目・2丁目、多田院西2丁目、多田院、石道、赤松、東畦野、東畦野1丁目・2丁目、西畦野、西畦野2丁目、見野1丁目・2丁目、山下、笹部、一庫、丸山台1丁目				

資料一 9 既成危険宅地等

所 在	予想される危険・被害
花屋敷山手町1番地内	崖面の崩壊・家屋の倒壊
鳶の森町3番地内	崖面の崩壊・家屋の倒壊・はね出し部の崩壊
鳶の森町3番地内	擁壁の倒壊・土留の倒壊
鳶の森町11番地内	はね出し部の崩壊・玉石積の崩壊・上下部の家屋の倒壊
鼓が滝3丁目16番地内	法面の崩壊・土砂の流出
鼓が滝3丁目26番地内	崖面の崩壊
平野1丁目27番地内	崖面の崩壊・家屋の倒壊
東畦野山手1丁目20番地内	擁壁の倒壊・家屋の損壊
霞ヶ丘1丁目1番地・火打2丁目3番地内	崖面の崩壊・家屋の損壊
矢間1丁目5番地内	擁壁の倒壊・土留の倒壊・家屋の損壊
花屋敷1丁目20番地内	擁壁の倒壊・家屋の損壊・土留の倒壊
錦松台14番地内	擁壁の倒壊・家屋の損壊
火打2丁目5番地・霞ヶ丘1丁目3番地内	法面の崩壊

資料一 10 急傾斜地崩壊危険区域

箇所番号	区域名	場所	面積	指定年月日	告示番号
1	加茂	加茂 2 丁目	0.23	昭 45 年 6 月 19 日	県告第 778 号
2	久代 2 丁目	久代 2 丁目	0.11	昭 47 年 2 月 2 日	県告第 192 号
3	久代 5 丁目	久代 5 丁目	0.16	〃	〃
4	寺畠	寺畠 1 丁目	0.06	昭 48 年 12 月 18 日	県告第 2114 号
5	南花屋敷	南花屋敷 2 丁目	0.13	昭 49 年 2 月 12 日	県告第 266 号
6	久代 3 丁目	加茂 1 丁目 久代 3 丁目	0.24	平 12 年 7 月 11 日	県告第 952 号
7	鼓が滝	鼓が滝 1 丁目	0.61	平 13 年 3 月 21 日	県告第 422 号
8	鼓が滝 (2)	鼓が滝 1・2 丁目、東多田	0.38	平 14 年 3 月 26 日	県告第 451 号
9	鳶の森	鳶の森	1.92	平 17 年 3 月 29 日	県告第 431 号
10	鳶の森 (2)	鳶が丘・鳶の森	0.57	平 19 年 12 月 25 日	県告第 1297 号
11	東畦野山手	東畦野山手 1 丁目	0.19	平 23 年 2 月 22 日	県告第 161 号
12	一庫	一庫 2 丁目	0.88	平 25 年 1 月 15 日	県告第 56 号
13	萩原	萩原 2 丁目	0.39	平 26 年 1 月 10 日	県告第 14 号
14	笹部 (1)	笹部	0.49	平 28 年 3 月 1 日	県告第 191 号
15	久代 2 丁目 (2)	久代 2 丁目	0.10	平 28 年 5 月 6 日	県告第 518 号
16	加茂 (3)	加茂 2 丁目	0.67	平 31 年 2 月 26 日	県告第 153 号
17	久代 (3)	久代 2・3 丁目	0.26	令和 2 年 7 月 27 日	県告第 808 号

資料一 10の1 急傾斜地等崩壊危険箇所

①-1 急傾斜地崩壊危険箇所 (I)

ア 自然斜面

箇所番号	箇 所 名	場 所	地 形		
			傾斜角度(度)	長さ(m)	高さ(m)
1	黒川田中	黒川田中	35	180	90
2	黒川	黒川針田	38	160	20
3	黒川奥滝谷	黒川奥滝谷	43	85	100
4	一庫	一庫2丁目	35	250	24
5	山原	緑が丘1丁目	36	175	18
6	緑が丘	緑が丘1丁目	30	90	12
7	山原(2)	山原1丁目	36	135	28
8	大和西(1)	大和西5丁目	40	130	18
9	大和西(2)	大和西5丁目	42	115	8
10	笹部	笹部	32	150	30
11	大和東(2)	大和東4丁目	38	85	20
12	大和東(3)	大和東4丁目	42	100	32
13	大和東(1)	大和東5丁目	45	80	25
14	東畠野(4)	東畠野山手2丁目	42	135	16
15	東畠野(1)	東畠野山手2丁目	35	400	17
16	東畠野(3)	東畠野1丁目	45	30	12
17	清和台東(2)	清和台東1丁目	35	130	25
18	清和台東(1)	清和台東1丁目	45	460	45
19	清和台西	清和台西1丁目	30	250	17
20	水明台(1)	水明台3丁目	55	260	40
21	水明台(4)	水明台4丁目	38	175	44
22	水明台(3)	水明台3丁目	45	115	26
23	水明台(2)	水明台3丁目	45	115	40
24	清和台東(5)	清和台東3丁目	45	125	42
25	清和台東(4)	清和台東5丁目	42	240	50
26	清和台東(3)	清和台東5丁目	35	190	50
27	緑台(1)	緑台6丁目	60	230	64
28	緑台(2)	緑台4丁目	33	160	20
29	向陽台(1)	向陽台1丁目	45	105	26
30	平野(2)	平野	35	60	34
31	向陽台(2)	向陽台1丁目	38	140	14
32	カモデ	カモデ	42	435	50
33	平野(5)	平野3丁目	42	170	50
34	平野(3)	平野1丁目	34	160	24
35	柳谷	柳谷阿津知平	50	85	8
36	多田院	多田院	38	70	40
37	けやき坂(2)	けやき坂5丁目	33	165	32
38	けやき坂(1)	けやき坂1丁目	30	260	28
39	けやき坂(3)	けやき坂3丁目	32	185	74
40	柳谷(2)	柳谷	36	90	70

箇所番号	箇 所 名	場 所	地 形		
			傾斜角度(度)	長さ(m)	高さ(m)
41	芋生	芋生	32	235	46
42	若宮	若宮ウツワ	45	140	20
43	新田	新田3丁目	30	100	10
44	平野	平野1丁目	32	80	14
45	平野(4)	平野1丁目	35	75	8
46	西多田	西多田1丁目	34	55	22
47	矢間(1)	矢間1丁目	32	140	12
48	矢間(2)	矢間1丁目	35	170	10
49	鳶台	鳶台2丁目	33	400	25
50	矢間(3)	矢間1丁目	40	60	14
51	矢間(4)	矢間1丁目	35	330	45
52	錦松台	錦松台	31	95	14
53	鼓が滝(3)	鼓が滝1丁目	60	180	28
54	鼓が滝(4)	鼓が滝3丁目	35	50	5
55	鼓が滝(5)	鼓が滝2丁目	31	65	10
56	鼓が滝(1)	鼓が滝2丁目	34	100	10
57	鼓が滝(2)	鼓が滝2丁目	42	110	16
58	鳶の森(2)	鳶の森町	36	270	20
59	鳶の森(1)	鳶の森町	65	110	16
60	滝山	滝山町	30	200	6
61	萩原(2)	萩原2丁目	32	130	28
62	萩原	萩原1丁目	30	125	14
63	火打	火打2丁目	40	80	8
64	霞ヶ丘	霞ヶ丘2丁目	50	70	9
65	花屋敷莊園	花屋敷莊園1丁目	40	60	10
66	花屋敷(1)	花屋敷1丁目	33	70	12
67	花屋敷(2)	花屋敷1丁目	32	90	8
68	寺畠	寺畠1丁目	70	70	7
69	寺畠(2)	寺畠1丁目	35	80	11
70	寺畠(3)	寺畠2丁目	35	60	6
71	寺畠(4)	寺畠2丁目	40	105	7
72	寺畠(5)	寺畠2丁目	70	55	8
73	南花屋敷	南花屋敷2丁目	31	170	14
74	加茂(2)	加茂1丁目	30	145	10
75	加茂	加茂2丁目	60	130	10
76	加茂(3)	加茂2丁目	31	180	18
77	久代(1)	久代2丁目	34	50	14
78	久代(2)	久代2丁目	35	180	8
79	久代2丁目	久代2丁目	35	275	12
80	久代5丁目	久代5丁目	32	155	10

イ 人工斜面

箇所番号	箇 所 名	場 所	地 形			急傾斜地崩壊危険区域の指定
			傾斜角度(度)	長さ(m)	高さ(m)	
1	平野	平野1丁目	35	180	5	
2	鳶の森	鳶の森町	30	175	10	

①-2 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

ア 自然斜面

箇所番号	箇 所 名	場 所	地 形			急傾斜地崩壊危険区域の指定
			傾斜角度(度)	長さ(m)	高さ(m)	
1	黒川川原	黒川川原	36	65	102	
2	黒川田中	黒川田中	36	90	54	
3	黒川大原(1)	黒川大原	38	95	140	
4	黒川大原(2)	黒川大原	46	25	105	
5	黒川大原(3)	黒川大原	45	40	90	
6	黒川大峰	黒川大峰	45	33	26	
7	一庫	一庫	65	38	46	
8	笹部(1)	笹部3丁目	38	105	20	
9	笹部(2)	笹部3丁目	30	130	25	
10	東畦野(2)	長尾町一の鳥居	45	30	8	
11	西ヶ峰	石道西ヶ峰	38	30	30	
12	西畦野	西畦野餓景	33	45	22	
13	虫生大畑(1)	虫生大畑	32	50	40	
14	虫生大畑(2)	虫生大畑	55	95	50	
15	清和台東(1)	清和台東3丁目	38	25	8	
16	清和台東(2)	清和台東3丁目	60	45	30	
17	水戸口(1)	赤松水戸口	43	70	50	
18	水戸口(2)	赤松水戸口	32	80	30	
19	水戸口(3)	赤松水戸口	40	55	35	
20	平野(1)	平野	35	70	44	
21	緑台	緑台4丁目	31	75	18	
22	平野(3)	平野3丁目	34	23	20	
23	けやき坂	けやき坂1丁目	45	105	16	
24	新田(1)	新田3丁目	32	55	9	
25	新田(2)	新田2丁目	32	25	8	
26	新田(3)	新田3丁目	30	50	7	
27	平野(2)	平野1丁目	30	30	6	
28	東多田	東多田3丁目	36	30	8	
29	西多田	西多田1丁目	33	55	10	
30	矢間(2)	矢間2丁目	35	40	17	
31	矢間(1)	矢間1丁目	32	55	10	
32	若宮井ノ口	若宮井ノ口	40	140	105	
33	火打	火打2丁目	30	60	10	
34	加茂	加茂4丁目	33	25	16	

①-3 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

ア 自然斜面

箇所番号	箇 所 名	場 所	地 形			
			傾斜角度 (度)	長さ (m)	高さ (m)	
1	黒川川原(1)	黒川川原	40	85	100	
2	黒川川原(2)	黒川川原	35	75	100	
3	黒川大上	黒川大上	35	185	90	
4	一庫(1)	一庫	45	435	68	
5	一庫(2)	一庫	45	300	62	
6	笹部	笹部	45	145	56	
7	東畠野(1)	東畠野長尾	50	250	48	
8	東畠野(2)	東畠野	40	190	30	
9	下ノ山	石道下ノ山	40	125	54	
10	水明台	水明台4丁目	40	95	46	
11	平野	平野	40	210	54	
12	赤松	赤松	35	230	92	
13	柳谷	柳谷	40	395	76	
14	けやき坂	けやき坂5丁目	30	270	54	
15	矢間	矢間1丁目	50	280	34	

※ 「I」は、人家5戸以上等の箇所

「II」は、人家1～4戸の箇所

「III」は、人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所

資料－11 土砂災害警戒区域等

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警 戒 区 域
長尾台(1) I (115000089)	宝塚市長尾台1丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊	
長尾台(6) I (115000091)	宝塚市長尾台2丁目 川西市満願寺町	急傾斜地の崩壊	○
雲雀丘山手(1) I (115000102)	宝塚市雲雀丘山手1丁目 川西市花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	○
莊園(2)(1) I (115000106)	宝塚市花屋敷莊園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	○
莊園(3) I (115000107)	宝塚市花屋敷莊園3丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	○
黒川田中 I (118000001)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川 I (118000002)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川奥滝谷 I (118000003)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
一庫 I (118000004)	川西市一庫2丁目	急傾斜地の崩壊	
山原 I (118000005)	川西市緑が丘1丁目	急傾斜地の崩壊	○
緑が丘 I (118000006)	川西市緑が丘1丁目	急傾斜地の崩壊	○
山原(2) I (118000007)	川西市山原1丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和西(1) I (118000008)	川西市大和西5丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和西(2) I (118000009)	川西市大和西5丁目	急傾斜地の崩壊	
笹部 I (118000010)	川西市大和西5丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和東(2) I (118000011)	川西市大和東4丁目	急傾斜地の崩壊	○
大和東(3) I (118000012)	川西市大和東4丁目	急傾斜地の崩壊	
大和東(1) I (118000013)	川西市大和東5丁目	急傾斜地の崩壊	
東畠野(4) I (118000014)	川西市東畠野山手2丁目	急傾斜地の崩壊	
東畠野(1) I (118000015)	川西市東畠野山手2丁目	急傾斜地の崩壊	
東畠野(3) I (118000016)	川西市東畠野1丁目	急傾斜地の崩壊	○
清和台東(2) I (118000017)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○
清和台東(1) I (118000018)	川西市清和台東1丁目	急傾斜地の崩壊	○
清和台西 I (118000019)	川西市清和台西1丁目 川辺郡猪名川町差組	急傾斜地の崩壊	
水明台(1) I (118000020)	川西市水明台3丁目	急傾斜地の崩壊	
水明台(4) I (118000021)	川西市水明台4丁目	急傾斜地の崩壊	○
水明台(3) I (118000022)	川西市水明台3丁目	急傾斜地の崩壊	
水明台(2) I (118000023)	川西市水明台3丁目	急傾斜地の崩壊	
清和台東(5) I (118000024)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊	
清和台東(4) I (118000025)	川西市清和台東4丁目	急傾斜地の崩壊	
清和台東(3) I (118000026)	川西市清和台東5丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(1) I (118000027)	川西市緑台6丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(2) I (118000028)	川西市緑台4丁目	急傾斜地の崩壊	
向陽台(1) I (118000029)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	○
平野(2) I (118000030)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警 戒 区 域
向陽台(2) I (118000031)	川西市向陽台1丁目	急傾斜地の崩壊	○
カモデ I (118000032)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
平野(5) I (118000033)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊	○
平野(3) I (118000034)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
柳谷 I (118000035)	川西市柳谷	急傾斜地の崩壊	
多田院 I (118000036)	川西市多田院西2丁目	急傾斜地の崩壊	○
けやき坂(2) I (118000037)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊	
柳谷(2) I (118000038)	川西市柳谷	急傾斜地の崩壊	○
若宮 I (118000040)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○
新田 I (118000041)	川西市新田3丁目	急傾斜地の崩壊	
平野(4) I (118000042)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	○
西多田 I (118000043)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(1) I (118000044)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(2) I (118000045)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	○
鳶台 I (118000046)	川西市鳶台2丁目	急傾斜地の崩壊	
矢間(3) I (118000047)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(4) I (118000048)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	
錦松台 I (118000049)	川西市錦松台	急傾斜地の崩壊	
鼓が滝(3) I (118000050)	川西市鼓が滝1丁目	急傾斜地の崩壊	
鼓が滝(4) I (118000051)	川西市鼓が滝3丁目	急傾斜地の崩壊	○
鼓が滝(5) I (118000052)	川西市鼓が滝2丁目	急傾斜地の崩壊	
鼓が滝(1) I (118000053)	川西市鼓が滝2丁目	急傾斜地の崩壊	○
鼓が滝(2) I (118000054)	川西市鼓が滝1丁目	急傾斜地の崩壊	
鳶の森(2) I (118000055)	川西市鳶の森町	急傾斜地の崩壊	○
鳶の森(1) I (118000056)	川西市鳶の森町	急傾斜地の崩壊	
萩原(2) I (118000057)	川西市萩原2丁目	急傾斜地の崩壊	○
萩原 I (118000058)	川西市萩原1丁目	急傾斜地の崩壊	○
火打 I (118000059)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊	○
霞ヶ丘 I (118000060)	川西市霞ヶ丘2丁目	急傾斜地の崩壊	
花屋敷莊園 I (118000061)	宝塚市花屋敷莊園1丁目 川西市花屋敷山手町	急傾斜地の崩壊	○
花屋敷(1) I (118000062)	宝塚市花屋敷莊園1丁目 川西市花屋敷1丁目	急傾斜地の崩壊	○
花屋敷(2) I (118000063)	川西市花屋敷1丁目	急傾斜地の崩壊	
寺畠 I (118000064)	川西市寺畠1丁目	急傾斜地の崩壊	
寺畠(5) I (118000065)	川西市寺畠2丁目	急傾斜地の崩壊	
南花屋敷 I (118000066)	川西市南花屋敷2丁目	急傾斜地の崩壊	○
加茂(2) I (118000067)	川西市加茂1丁目	急傾斜地の崩壊	
加茂 I (118000068)	川西市加茂1丁目	急傾斜地の崩壊	
加茂(3) I (118000069)	川西市加茂2丁目	急傾斜地の崩壊	

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警 戒 区 域
久代(2) I (118000071)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	○
久代二丁目 I (118000072)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	
久代五丁目 I (118000073)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊	○
久代二丁目久代三丁目 I (118000074)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	
平野 I (118000075)	川西市平野1丁目	急傾斜地の崩壊	○
鳶の森 I (118000076)	川西市鳶の森町	急傾斜地の崩壊	○
黒川川原 II (118000077)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川田中 II (118000078)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川大原(1) II (118000079)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川大原(2) II (118000080)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川大原(3) II (118000081)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
黒川大峰 II (118000082)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
一庫 II (118000083)	川西市丸山台2丁目	急傾斜地の崩壊	
笹部(1) II (118000084)	川西市笹部3丁目	急傾斜地の崩壊	
笹部(2) II (118000085)	川西市笹部3丁目	急傾斜地の崩壊	○
東畠野(2) II (118000086)	川西市長尾町	急傾斜地の崩壊	○
西ヶ峰 II (118000087)	川西市石道	急傾斜地の崩壊	○
西畠野 II (118000088)	川西市西畠野	急傾斜地の崩壊	○
虫生大畠(1) II (118000089)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	
虫生大畠(2) II (118000090)	川西市虫生	急傾斜地の崩壊	○
清和台東(2) II (118000091)	川西市清和台東3丁目	急傾斜地の崩壊	
水戸口(1) II (118000092)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
水戸口(2) II (118000093)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
水戸口(3) II (118000094)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
平野(1) II (118000095)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
緑台 II (118000096)	川西市緑台2丁目	急傾斜地の崩壊	
平野(3) II (118000097)	川西市平野3丁目	急傾斜地の崩壊	○
けやき坂 II (118000098)	川西市けやき坂1丁目	急傾斜地の崩壊	
新田(2) II (118000099)	川西市新田2丁目	急傾斜地の崩壊	○
東多田 II (118000101)	川西市東多田3丁目	急傾斜地の崩壊	○
西多田 II (118000102)	川西市西多田1丁目	急傾斜地の崩壊	○
矢間(1) II (118000103)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	
若宮井ノ口 II (118000104)	川西市若宮	急傾斜地の崩壊	○
火打 II (118000105)	川西市火打2丁目	急傾斜地の崩壊	○
加茂 II (118000106)	川西市加茂4丁目	急傾斜地の崩壊	○
黒川川原(1) III (118000107)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川川原(2) III (118000108)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	
黒川大上III (118000109)	川西市黒川	急傾斜地の崩壊	○
一庫(1) III (118000110)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警 戒 区 域
笹部Ⅲ (118000112)	川西市笹部	急傾斜地の崩壊	
東畦野(1)Ⅲ (118000113)	川西市東畦野	急傾斜地の崩壊	
東畦野(2)Ⅲ (118000114)	川西市東畦野山手1丁目	急傾斜地の崩壊	○
平野Ⅲ (118000115)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	
赤松Ⅲ (118000116)	川西市赤松	急傾斜地の崩壊	○
柳谷Ⅲ (118000117)	川西市柳谷	急傾斜地の崩壊	○
けやき坂Ⅲ (118000118)	川西市けやき坂5丁目	急傾斜地の崩壊	
矢間Ⅲ (118000119)	川西市矢間1丁目	急傾斜地の崩壊	
水戸口(4)Ⅱ (118000121)	川西市清和台西3丁目	急傾斜地の崩壊	○
柳谷(1)Ⅲ (118000122)	川西市けやき坂4丁目	急傾斜地の崩壊	○
柳谷(2)Ⅲ (118000123)	川西市けやき坂3丁目	急傾斜地の崩壊	○
鶯の森(3)Ⅰ (118000124)	川西市鶯の森町	急傾斜地の崩壊	
加茂(4)Ⅰ (118000125)	川西市加茂2丁目	急傾斜地の崩壊	
久代二丁目(2)Ⅰ (118000126)	川西市久代2丁目	急傾斜地の崩壊	
久代五丁目(2)Ⅰ (118000127)	川西市久代5丁目	急傾斜地の崩壊	
一庫(2)Ⅰ (118000128)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
一庫(3)Ⅰ (118000129)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
一庫(4)Ⅰ (118000130)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
一庫(2)Ⅱ (118000131)	川西市一庫	急傾斜地の崩壊	○
東畦野(5)Ⅰ (118000132)	川西市東畦野	急傾斜地の崩壊	
平野(4)Ⅱ (118000133)	川西市平野	急傾斜地の崩壊	○
水明台(5) (118000134)	水明台1丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(3) (118000135)	緑台5丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(4) (118000136)	緑台5丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(5) (118000137)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台(6) (118000138)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	
緑台7丁目 (118000139)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	○
緑台7丁目 (118000140)	緑台7丁目	急傾斜地の崩壊	○
満願寺西谷Ⅰ (215000051)	宝塚市切畑 川西市満願寺町	土石流	
石切山北谷川Ⅲ (215000056)	宝塚市切畑 川西市南野坂1丁目	土石流	
石切山西谷川Ⅲ (215000057)	宝塚市切畑 川西市南野坂1丁目	土石流	
黒川Ⅰ (218000001)	川西市黒川	土石流	
大堂川Ⅰ (218000002)	川西市黒川	土石流	
大上川Ⅰ (218000003)	川西市黒川	土石流	○
石打谷川Ⅰ (218000004)	川西市黒川	土石流	○
国崎谷Ⅰ (218000005)	川西市国崎	土石流	○
猪谷川Ⅰ (218000006)	川西市笹部	土石流	○
正覚池谷川Ⅰ (218000007)	川西市笹部	土石流	○

名 称	指 定 の 区 域	自然現象	特 別 警 戒 区 域
笹部谷 I (218000008)	川西市笹部	土石流	○
下財谷川 I (218000009)	川西市山下	土石流	○
山下谷川 I (218000010)	川西市山下	土石流	○
西畠野谷 I (218000011)	川西市西畠野	土石流	○
石道谷 2 I (218000012)	川西市石道	土石流	○
けやき坂谷 1 I (218000013)	川西市けやき坂 3 丁目	土石流	○
けやき坂谷 3 I (218000015)	川西市けやき坂 3 丁目	土石流	
大平東谷 I (218000016)	川西市西多田	土石流	
どんど川 I (218000017)	川西市西多田	土石流	○
湯町谷 I (218000018)	川西市東畠野山手 1 丁目	土石流	
東畠野谷 I (218000019)	川西市東畠野山手 1 丁目	土石流	
一の鳥居谷 I (218000020)	川西市平野	土石流	
塩山谷 I (218000021)	川西市平野	土石流	
東多田西谷川 I (218000022)	川西市平野 1 丁目	土石流	
東多田谷 I (218000023)	川西市東多田	土石流	
湯山台谷 1 I (218000024)	川西市湯山台 2 丁目	土石流	○
湯山台谷 2 I (218000025)	川西市湯山台 2 丁目	土石流	
鼓が滝谷 I (218000026)	川西市鼓が滝 1 丁目	土石流	
新滝川 II (218000027)	川西市黒川	土石流	○
中島谷 II (218000028)	川西市黒川	土石流	
一庫谷 II (218000029)	川西市一庫	土石流	
石道谷 1 II (218000030)	川西市石道	土石流	
浦和台谷 II (218000031)	川西市赤松	土石流	
芋生谷 1 II (218000032)	川西市芋生	土石流	
芋生谷 2 II (218000033)	川西市芋生	土石流	
芋生谷 3 II (218000034)	川西市芋生	土石流	
芋生谷 4 II (218000035)	川西市芋生	土石流	○
多田院谷 II (218000036)	川西市多田院	土石流	○
矢間谷 II (218000037)	川西市矢間 1 丁目	土石流	○
伊の谷川 II (218000038)	川西市平野 1 丁目	土石流	
柳谷川支川 3 III (218000042)	川西市けやき坂 4 丁目	土石流	○
平野谷川 III (218000044)	川西市平野	土石流	
笹部 I (218000045)	川西市笹部	土石流	
伏見台東谷川 I (230000128)	川辺郡猪名川町伏見台 3 丁目 川西市丸山台 3 丁目	土石流	
天神公園谷 II (230000145)	川辺郡猪名川町差組 川西市石道	土石流	

資料一 12 浸水想定区域内に位置する地下街等

(1) 浸水想定区域内に位置する地下街等の範囲

水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、不特定かつ多数の者が利用するもので、次の要件を満たすもの

- ア 消防法施行規則（昭和36年自治省令6号）第12条第1項第8号に該当する防火対象物で、次に掲げる施設
- (ア) 延べ面積が千平方メートル以上の地下街
- (イ) 地階の床面積合計が五千平方メートル以上の防火対象物
- イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 対象施設

施設の名称	所在地	面積 (m ²)	分類
アステ川西	川西市栄町25-1	27307.03	ビルの地階 地下駐車場
パルティK2	川西市栄町10-5	7605.42	ビルの地階 地下駐車場

資料一 12の1 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

(1) 要配慮者利用施設の範囲

水防法に基づく浸水想定区域、または土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置する次の施設

社会福祉施設	<p>【高齢者施設】 老人福祉施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、短期入所生活介護、複合型施設、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護療養型医療施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、通所介護</p> <p>【障がい者福祉施設】 身体障害者社会参加支援施設、障害者福祉サービス事業の用に供する施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム</p> <p>【保護施設】 救護施設、更正施設、授産施設</p> <p>【児童福祉施設等】 児童福祉施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子健康センター</p>
学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校
医療施設(※)	病院・診療所、助産所

※ 有床施設に限る

(2) 浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

名 称	住 所	施設の区分
やわらぎの里 東谷	一庫字北中島 1-1	老人福祉施設
		短期入所生活介護
		通所介護
あいな清和苑	久代 6-1-98	老人福祉施設 短期入所生活介護 通所介護
スーパー・コート川西	東久代 2-16-14	有料老人ホーム
川西小花の生活	小花 2-2-2	老人福祉施設
		サービス付き高齢者向け住宅
		小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護 スマスの母里	火打 1-21-14-2	小規模多機能型居宅介護
小花	小花 2-26-4	有料老人ホーム
そんぽの家川西鶴之荘	小戸 2-18-5	有料老人ホーム
ウエルハウスキセラ	火打 1-1-24	有料老人ホーム
住宅型有料老人ホームスマイルパワーピース	東畦野 5-14-8	有料老人ホーム
かえでシニアアルヴァンタウンⅡ	小花 2-27-18	サービス付き高齢者向け住宅
あんずの郷川西	小花 1-12-16	サービス付き高齢者向け住宅
アルファリビング川西能勢口駅前	小花 1-6-6	サービス付き高齢者向け住宅
プラチナ・シニアホーム川西中央	出在家町 18-14	サービス付き高齢者向け住宅
かえでシニアアルヴァンタウンⅠ	火打 1-14-6	サービス付き高齢者向け住宅
川西ケアセンターそよ風	出在家町 22-7	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
愛の家グループホーム川西東多田	東多田 1-17-13	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
ウエルハウス川西	中央町 15-25	通所リハビリテーション
		短期入所療養介護
		介護老人保健施設
もみの木栄根	栄根 2-24-7	小規模多機能型居宅介護
リハビリデイこころ萩原	萩原 1-3-3	通所介護
リハビリ特化型デイサービス complete	多田桜木 2-11-38	通所介護
リハビリ特化型デイサービス complete 川西店	栄根 2-25-8 ブリュエトワール 101	通所介護
リハビリデイこころ川西南	加茂 1-14-18	通所介護
あんずデイサービス川西	小花 1-12-16	通所介護
ポラリスデイサービスセンター川西	丸の内町 2-1 NTT 西日本兵庫支店川西別館 1 階	通所介護
癒しのデイサービス川西	火打 2-11-12	通所介護
ほっとあんしん館	加茂 5-3-12	通所介護

名 称	住 所	施設の区分
芍薬デイサービス	東多田 1-12-11	通所介護
リハビリデイサービス nagomi 川西南店	下加茂 1-5-23	通所介護
アルファデイサービスセンタ 一川西	小花 1-6-6	通所介護
ベストエイジング川西能勢口	栄町 25-1 アステ川西 5 階 502 号	通所介護
楽しみやデイサービス川西	出在家町 18-16	通所介護
リハビリデイサービス nagomi 川西店	多田桜木 1-2-15 MTサンハイム 1 階	通所介護
ボラリスデイサービスセンタ 一多田	多田桜木 2-12-6	通所介護
有限会社鼓が滝介護センター	東多田 1-3-17	通所介護
川西作業所	小戸 3-12-10	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
小戸作業所	小戸 3-12-10	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
福祉作業所りんどう	美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
ドリーム甲子園 川西事業所	栄根 2-20-2	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
美園ホーム	美園町 12-11	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
あかねホーム	東多田 1-5-1	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
第 2 あかねホーム	鼓が滝 1-23-25	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
N P O 法人 百生一輝 就労継続支援B型ふおーふーむ	東多田 2-5-19	障害者福祉サービス事業の用に供する施設
オルゴール	久代 2-9-5	障害児通所支援事業の用に供する施設
川西さくら園	小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設
さくらんぼ	小戸 3-12-10	障害児通所支援事業の用に供する施設
きしゃばっぽ川西	出在家町 9-2	障害児通所支援事業の用に供する施設
たっち	鼓が滝 1-2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設
児童デイサービスぴのっくお	東多田 1-25-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
にやんぶキッズ	東多田 1-3-17	障害児通所支援事業の用に供する施設
T e a m きずな	久代 2-9-1-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設
カルティボキッズ	西多田 1-16-28 ポンデルージュ 101	障害児通所支援事業の用に供する施設
児童発達支援すぴーる	出在家町 4-4	障害児通所支援事業の用に供する施設
こどもプラス川西	小花 1-9-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
ピッコロ・パッソ	中央町 6-11	障害児通所支援事業の用に供する施設
Team りあん	栄根 2-14-2	障害児通所支援事業の用に供する施設
オルゴール Kids' 川西駅前	栄根 2-7-68	障害児通所支援事業の用に供する施設
SMASPO 川西校	栄根 2-20-1	障害児通所支援事業の用に供する施設
whale	南花屋敷 4-1-8	障害児通所支援事業の用に供する施設

名 称	住 所	施設の区分
Coccoletto 川西校	花屋敷 1-5-18	障害児通所支援事業の用に供する施設
アートチャイルドケア SED スクールインタウン 川西	多田桜木 1-4-1 イオンタウン川西 2 階	障害児通所支援事業の用に供する施設
ふれあいわかば	小戸 2-5-11	地域活動支援センター
あいらんど	小花 2-7-1-107	地域活動支援センター
裸足の楽園	中央町 6-11	地域活動支援センター
障がい者サポートセンターふ れんど	小戸 1-7-9	地域活動支援センター
ジョイントハート	平野 1-4-5	地域活動支援センター
川西こども園	栄根 1-1-1	児童福祉施設
川西北こども園	丸の内町 7-1	児童福祉施設
川西南保育所	久代 2-12-4	児童福祉施設
小戸保育所	小戸 3-8-6	児童福祉施設
多田保育所	東多田 1-16-20	児童福祉施設
川西中央保育所	火打 1-3-5	児童福祉施設
川西共同保育園	小戸 3-12-10	児童福祉施設
川西共同保育園栄町分園	栄町 13-4	児童福祉施設
認定こども園かわにしひよし	中央町 15-11	児童福祉施設
多田こどもの森保育園	新田 1-5-10	児童福祉施設
あおい宙川西	久代 6-1-91	児童福祉施設
K・I キッズ保育園	鼓が滝 1-4-18	児童福祉施設
Y M C A かわにし保育園	小花 1-4-11-101	児童福祉施設
栄根おうち保育園	栄根 2-6-26	児童福祉施設
近畿中央ヤクルト川西保育ル ーム	火打 1-14-8	児童福祉施設
川西フレッサ保育所	火打 1-10-13	児童福祉施設
保育所かたつむりランド 川西能勢口駅前園	中央町 5-3-1F	児童福祉施設
宝塚医療大学附属保育園	栄町 25-1	児童福祉施設
ハートフルキッズ かわにし	中央町 3-6-1F	児童福祉施設
ちびっこ保育園キセラ	火打 1-1-21	児童福祉施設
えんじえるういっしゅ保育園	火打 1-12-47 ONLYONE キセラ川西壱番館	児童福祉施設
H2O ほいくえん川西	火打 1-16-6	児童福祉施設
アイグラン保育園キセラ川西	火打 1-22-22	児童福祉施設
エンゼルキッズ多田	東多田 3-4-6	児童福祉施設

名 称	住 所	施設の区分
鶴之荘保育園	小戸 1-6-13	児童福祉施設
Y P C 保育園小戸	小戸 2-10-15-2	児童福祉施設
パステル保育園	滝山町 3-11	児童福祉施設
あいぐらん保育園川西美園町	美園町 16-13 モン・ラ・イエール 101	児童福祉施設
つくしんぼクラブ	栄根 1-1-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
めだかクラブ	栄根 1-1-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
つばめクラブ	栄根 1-1-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
とんぼクラブ	多田院 1-4-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
学童保育ケティーハウス	多田桜木 2-5-18-3F	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
森っこクラブこどもの家	多田桜木 2-12-6-2F	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
たつのこクラブ	丸の内町 7-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
らっこクラブ	丸の内町 7-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
キッズクラブ川西北	火打 1-23-25	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
兵庫県こども家庭センター	火打 1-22-8	児童相談所
多田幼稚園	多田院 1-4-3	幼稚園
鶴之荘幼稚園	小戸 1-15-13	幼稚園
川西北小学校	丸の内町 7-1	小学校
川西小学校	栄根 1-1-1	小学校
多田小学校	多田院 1-4-1	小学校
川西市立総合医療センター	火打 1-4-1	病院・診療所
医療法人晋真会ベリタス病院	新田 1-2-23	病院・診療所
九十九記念病院	栄町 10-4	病院・診療所
		介護医療院
医療法人協和会第二協立病院	栄町 5-28	病院・診療所

(3) 土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

名 称	住 所	施設の区分
やわらぎの里清和台	清和台東 4-5-26	老人福祉施設
		短期入所生活介護
		通所介護
こころ川西	大和西 5-24-2	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
ルミネ川西	平野 3-15-15	小規模多機能型居宅介護
フォレスト川西	平野 3-15-17	通所介護

たっち	鼓が滝 1-2-23-2F	障害児通所支援事業の用に供する施設
川西南保育所	久代 2-12-4	児童福祉施設
K・I キッズ保育園	鼓が滝 1-4-18	児童福祉施設
医療法人協和会協立記念病院付属つくんこ保育園	平野 1-39-1	児童福祉施設
こすもすクラブ	東多田 3-21-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
なでしこクラブ	東多田 3-21-1	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
平野幼稚園	水明台 4-4-5	幼稚園
多田東小学校	東多田 3-21-1	小学校
医療法人協和会協立記念病院	平野 1-39-1	病院・診療所
カリヨン	久代 2-6-14	障害児通所支援事業の用に供する施設

資料－13 異常気象時通行規制区間

道 路 名	規 制 区 間	予 想 被 害
市道 2201号	(起点) 川西市多田院西1丁目 (終点) 川西市多田院西2丁目 【御社橋～多田大橋間】	路面水没 ※1
	(起点) 川西市多田院字駒塚 (終点) 川西市石道字下の山 【清和台入口交差点～石道間】	落石、土砂崩壊 ※2
県道 切畑多田院線	(起点) 宝塚市切畑字鳥脇 (終点) 川西市多田院字向井	落石、土砂崩壊 ※2
国道 477号	(起点) 川西市長尾町 (終点) 川西市東畦野（大阪府境界付近）	路肩崩壊、洗掘 ※2

※1 規制条件(通行止)…多田院水位観測所の河川水位が氾濫危険水位 7.2 mを超えた場合

※2 規制条件(通行止)…多田院雨量観測所の24時間連続雨量が 110mm超えた場合

資料一 14 消防車両等配置状況

車両別		普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	はしご車 35m	化学生	救助工作車	救急車	指揮車	積載車	人員搬送車	小型動力ポンプ	消防活動二輪車	その他		
所属別														四輪	二輪
総 数		5	3	1	1	2	5	3	2	2	2	1	12	2	
本 部	(1)						(2)			2			4	1	
団								1					1		
南消防署	本 署	1	1	1		1	2	1	1		1		1		
	久代出張所	1			1								1		
北消防署	本 署	1	1				1	1	1		1	1	3	1	
	清和台出張所	1				1	1						1		
	多田出張所	1	1				1						1		

() は予備車

資料－15 消防団分団別ポンプ・車両配備状況

種 別 分 団	消防ポンプ 自 動 車	全自動動力 ポンプ 積 載 車	小 型 動 力 ポンプ 積 載 車	指 挥 車
総 数	2	6	2 1	1
団 本 部			(1)	1
第 1 分 団		2	1	
第 2 分 団		1	2	
第 3 分 団		1		
第 4 分 団	2		1	
第 5 分 団		1	2	
第 6 分 団		1	2	
第 7 分 団			3	
第 8 分 団			3	
第 9 分 団			4	
第10分団			3	

() は予備車

資料一 16 非常用食糧の備蓄状況 令和5年4月1日現在

品名	市民体 育館	出住兼 保養施設 備蓄庫	牧の台 小学校	川西南 公民館	キセラ 川西 プラザ	明峰 公民館	多田 公民館	けやき 坂公民 館	清和台 公民館	緑台 公民館	東谷 公民館	北陸 公民館	黒川 公民館	アステ 市民プラ ザ	国崎ク リーンセ ンター	美化推進 課分庁合
フレッシュフリーわかめご飯100g(1箱50食)個食	60	180	0	4	150	0	0	4	4	4	2	0	4	0	2	6
フレッシュフリーエンターフード100g(1箱50食)個食	0	60	10	0	50	20	0	0	0	0	30	0	0	0	0	0
乾燥おかゆ40g(白がゆ)1箱50食 個食	0	20	10	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
レトルトパン(1箱50食)	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乾パン(1箱50食)	70	175	0	0	134	0	0	0	0	0	0	0	0	42	3	6
クラッカー(1食26枚入り)1箱70食	125	30	12	0	100	0	14	0	0	0	0	0	0	0	1	6
えいようかん(1箱100本入り)	0	44	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0
500ml飲料水(1箱24本入)	50	225	115	0	664	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
粉ミルク(1缶800g)	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アレルゲンフリー粉ミルク(1缶850g)	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240ml 液体ミルク(1箱24本入)	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フレッシュフリーわかめご飯 フレッシュフリーエンターフード 乾燥おかゆ レトルトパン 乾パン クラッカー えいようかん																
合計																
飲料水 計														25440 本		
粉ミルク 計														20 缶		
液体ミルク 計														2 瓶		

資料一七 救援物資備蓄狀況

令和5年4月1日現在

資料一 18 指定避難所及び指定緊急避難場所一覧

指定避難所及び指定緊急避難場所一覧（令和5年4月1日現在）

- ※ … 指定避難所、指定緊急避難場所の両方を指定した避難所
- # … 指定緊急避難場所のみ指定した避難所
- 洪水時 ○ 避難所開設可
 - △ 浸水想定区域内に位置するため、2階以上を避難所として開設可
(1階使用不可)
 - × 浸水想定区域内に位置するため、避難所開設不可

(1) 市の施設

総数	名 称	室数	収容人員			所在 地	電 話	洪 水 時	担当課連絡先	電 話
			室	体 育 館	計					
1	北久代会館	4	30		30	久代2丁目5-6	※1	○	都市政策課	740-1213
2	※久代幼稚園	9			180	久代2丁目12-1	759-7698	○	教育総務課	740-1241
3	久代会館	4	100		100	久代2丁目12-6	※1	○	都市政策課	740-1213
4	※川西南中学校	19	380	250	630	久代3丁目3-1	759-4985	○	教育総務課	740-1241
5	川西南公民館	4	80		80	久代3丁目16-29	757-8623	○	川西南公民館	757-8623
6	久代老人福祉センター 久代児童センター	7	110		110	久代3丁目16-30	756-1321	○	地域福祉課	740-1174
7	久代春日会館	3	20		20	久代3丁目25-9	※1	○	都市政策課	740-1213
8	※久代小学校	26	520	200	720	久代3丁目27-9	759-3132	○	教育総務課	740-1241
9	西久代会館	3	50		50	久代4丁目2-7	※1	○	都市政策課	740-1213
10	※東久代春日会館	3	20		20	東久代1丁目3-17	※1	△	都市政策課	740-1213
11	※東久代会館	4	100		100	東久代2丁目10-11	※1	△	都市政策課	740-1213
12	※下加茂会館	5	50		50	下加茂1丁目22-29	※1	△	都市政策課	740-1213
13	※加茂第二会館	4	20		20	加茂1丁目13-3	※1	△	都市政策課	740-1213
14	加茂会館	5	100		100	加茂3丁目8-8	※1	○	都市政策課	740-1213
15	加茂ふれあい会館	3	60		60	加茂3丁目13-23	757-0210	○	参画協働課	740-1600
16	※加茂小学校	24	480	200	680	加茂3丁目14-1	759-1325	○	教育総務課	740-1241
17	南花屋敷会館	3	20		20	南花屋敷3丁目2-16	※1	○	都市政策課	740-1213
18	※南花屋敷中央会館	3	20		20	南花屋敷4丁目11-5	※1	△	都市政策課	740-1213
19	寺畠会館	3	20		20	寺畠1丁目4-18	※1	○	都市政策課	740-1213
20	※川西小学校	25	500	200	700	栄根1丁目1-1	759-1110	△	教育総務課	740-1241
21	※栄根会館	3	20		20	栄根1丁目8-18	※1	△	都市政策課	740-1213
22	# アステ市民プラザ	11	800		800	栄町25-1 アステ川西6階	740-1115	○	アステ市民プラザ	740-1115
23	# みつなかホール	1	90		90	小花2丁目7-2	740-1117	△	文化・観光・スポーツ課	740-1106
24	※小花会館	4	20		20	小花2丁目22-5	※1	△	都市政策課	740-1213
25	※鶴寿会館	6	40		40	小戸2丁目13-12	759-3321	△	地域福祉課	740-1174
26	※桜が丘小学校	19	380	200	580	日高町4-1	758-9450	○	教育総務課	740-1241
27	総合センター	5	140	100	240	日高町1-2	758-8398	○	総合センター	758-8398
28	満願寺ふれあい会館	2	100		100	満願寺町5-22	756-1244	○	参画協働課	740-1600
29	※総合体育館	4	310		310	火打1丁目1-4	759-9712	△	文化・観光・スポーツ課	740-1245
30	キセラ川西プラザ	2	120		120	火打1丁目12-16	757-1920	△	文化・観光・スポーツ課	740-1106
31	※川西北小学校	24	480	200	680	丸の内町7-1	759-3880	○	教育総務課	740-1241
32	※川西中学校	25	500	340	840	松が丘町1-1	759-2473	○	教育総務課	740-1241
33	※明峰小学校	38	760	200	960	萩原台西3丁目242	757-8834	○	教育総務課	740-1241
34	明峰公民館	7	180		180	萩原台西3丁目282-11	759-6901	○	明峰公民館	759-6901
35	※明峰中学校	15	300	250	550	湯山台1丁目39-1	793-6260	○	教育総務課	740-1241

36	※多田中学校	28	560	340	900	新田2丁目29-1	793-0022	○	教育総務課	740-1241
37	※多田小学校	28	560	200	760	多田院1丁目4-1	793-0018	△	教育総務課	740-1241
38	※多田幼稚園	9			180	多田院1丁目4-3	793-2030	△	教育総務課	740-1241
39	多田公民館	3	50		50	多田院1丁目5-1	793-0011	△	多田公民館	793-0011
40	※多田東小学校	29	580	200	780	東多田3丁目21-1	792-2967	○	教育総務課	740-1241
41	※多田東会館	5	70		70	多田桜木1丁目7-24	792-1450	×	参画協働課	740-1600
42	緑台公民館	7	150		150	向陽台1丁目6-38	792-4951	○	緑台公民館	792-4951
43	※緑台小学校	21	420	200	620	向陽台1丁目7-1	793-0223	○	教育総務課	740-1241
44	市民体育館	3	450		450	向陽台1丁目11-1	793-1888	○	文化・観光・スポーツ課	740-1245
45	緑台老人福祉センター	6	150		150	緑台6丁目1-79	792-6889	○	地域福祉課	740-1174
46	※陽明小学校	19	380	200	580	向陽台3丁目6-219	793-4415	○	教育総務課	740-1241
47	※緑台中学校	15	300	250	550	向陽台3丁目11-35	793-8322	○	教育総務課	740-1241
48	けやき坂公民館	7	150		150	けやき坂2丁目63-1	798-0770	○	けやき坂公民館	798-0770
49	※けやき坂小学校	19	380	200	580	けやき坂3丁目1-2	799-3946	○	教育総務課	740-1241
50	清和台公民館	3	70		70	清和台西3丁目1-7	798-1280	○	清和台公民館	798-1280
51	※清和台南小学校	22	440	200	640	清和台西5丁目1-2	799-1254	○	教育総務課	740-1241
52	※清和台小学校	17	340	180	520	清和台東2丁目2-2	799-0730	○	教育総務課	740-1241
53	※清和台幼稚園	10			200	清和台東2丁目3-4	799-0520	○	教育総務課	740-1241
54	※清和台中学校	21	420	250	670	清和台西2丁目3-57	799-3418	○	教育総務課	740-1241
55	※東谷中学校	29	580	250	830	見野1丁目9-1	794-0038	○	教育総務課	740-1241
56	東谷公民館	3	60		60	見野2丁目21-11	794-0004	○	東谷公民館	794-0004
57	※東谷幼稚園	11			220	見野2丁目29-24	794-1006	○	教育総務課	740-1241
58	※東谷小学校	38	760	200	960	見野2丁目30-1	794-0033	○	教育総務課	740-1241
59	※牧の台小学校	25	500	200	700	大和東1丁目47-1	794-2537	○	教育総務課	740-1241
60	牧の台会館	4	70		70	大和西2丁目5-1	794-7699	○	参画協働課	740-1600
61	一の鳥居老人福祉センター	5	60		60	長尾町6-17	794-0615	○	地域福祉課	740-1174
62	※北陵小学校	20	400	200	600	丸山台1丁目3-2	794-5440	○	教育総務課	740-1241
63	北陵公民館	7	150		150	丸山台1丁目5-2	794-9090	○	北陵公民館	794-9090
64	# 北ひばりが丘公園			4,000		南野坂2丁目1				
65	# 湯山台運動公園			7,000		湯山台2丁目79				
66	# 水明台第5公園			5,000		水明台4丁目8				
67	# けやき坂中央公園			12,000		けやき坂2丁目62				
68	# 清和台中央公園			3,000		清和台東3丁目1				
69	# 平木谷池公園			11,000		大和西2丁目5				
70	# 市民運動場			5,000		向陽台1丁目11				
71	# キセラ川西せせらぎ公園			3,430		火打1丁目				
72	# 出在家健幸公園			1,000		出在家町21				

※1 施設には電話がありません。開設の問い合わせは危機管理課(740-1145)

(2) 市以外の施設

ア 県の施設（県立高等学校）

総数	名 称	収容人員				所在 地	電 話	洪 水 時	備 考
		柔道場	剣道場	体育館	計				
1	川西明峰高等学校			430	430	萩原台西2丁目324	757-8826	○	避難所の開設及び施設の使用にあたっては各高等学校
2	川西緑台高等学校	70	70	390	530	向陽台1丁目8	793-0361	○	それぞれの施設管理者等の
3	川西北陵高等学校	60	60	350	470	緑が丘2丁目14-1	794-7411	○	指示に従う。

イ 民間施設等

総数	名 称	室 数	収容人員			所在 地	電 話	洪 水 時	備 考
			室	体育館	計				
1	※東洋食品工業短期大学 (体育館)	1		100	100	南花屋敷4丁目23-2	759-4221	×	災害協定等に基づき、避難所開設を要請したのちに開設できる避難所。
2	#アステ川西びいふう広場	1			200	栄町25-1	755-2001	×	避難所の開設及び施設の使用にあたっては、それぞれの施設管理者等の指示に従う。
3	# TOYTIRE株式会社基盤技術センター	3	160		160	矢間3丁目10-1	789-1400	○	
4	#西方寺	1	20		20	多田院2丁目3-13		○	
5	大阪青山学園北摂キャンパス (体育館)	1		300	300	長尾町9-8	795-2288	○	
6	国崎クリーンセンター	1		70	70	国崎字小路13	744-7280	○	
7	#雲雀丘学園小学校 (体育館)	1				宝塚市雲雀丘4丁目2-1		○	

(3) 福祉避難所

総数	名 称	室 数	収容 人員 ※1	所在 地	電 話	洪 水 時	担当課連絡先	電 話	備 考
1	在宅障害者デイサービス施設 ひまわり荘	1	1世帯	湯山台2丁目46	792-1772	○	障害福祉課	740-1172	福祉避難所は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を対象に、必要に応じて開設される避難所。災害発生当初には、開設しない。
2	養護老人ホーム満寿荘	1	2世帯	湯山台2丁目46	793-6090	○	地域福祉課	740-1172	
3	あいな清和苑		3世帯	久代6丁目1-98	767-1112	△	地域福祉課	740-1172	
4	川西こども園	2	10世帯	栄根1丁目1-1	759-1001	△	教育総務課	740-1241	
5	加茂こども園	2	10世帯	加茂3丁目13-12	794-7215	○	教育総務課	740-1241	
6	総合福祉施設ハピネス川西	13世帯		加茂3丁目13-26	755-1313	○	地域福祉課	740-1172	
7	やわらぎの里 西多田	5世帯		西多田2丁目1-7	793-6700	○	地域福祉課	740-1172	
8	湯々館		2世帯	西多田字平井田筋5	793-2727	○	地域福祉課	740-1172	
9	やわらぎの里 ぶらす館	5世帯		清和台東4丁目5-1	799-8665	○	地域福祉課	740-1172	
10	やわらぎの里 清和台	5世帯		清和台東4丁目5-26	798-0007	○	地域福祉課	740-1172	
11	清和苑		3世帯	清和台東2丁目4-32	799-6200	○	地域福祉課	740-1172	
12	やわらぎの里 東谷	5世帯		一庫字北中島1-1	791-6500	○	地域福祉課	740-1172	
13	老人福祉施設 さぎそう園	2世帯		丸山台3丁目5-6	794-7600	○	地域福祉課	740-1172	
14	牧の台みどりこども園	2	10世帯	大和東1丁目47-5	794-3496	○	教育総務課	740-1241	
15	川西北こども園	1	9世帯	丸の内町7-1	759-8342	△	教育総務課	740-1241	

※1 1世帯あたり4人と想定

資料一19 災害の被害認定基準

災害対策基本法第2条に規定する災害が発生した際ににおける人的、住家の被害の認定基準は次のとおり。

	被害種類	認定基準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、または死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 の 被 害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	準半壊に至らない	住家の損壊程度が準半壊に至らない程度のものとする。

参考：令和3年度3月内閣府（防災担当）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

資料一20 災害救助法による費用の限度額等

【救援の程度及び基準】

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																						
避難所の設置	災害により現に被害を受けた者又は受けるおそれのある者	1 基準額 1人1日あたり 340円以内 2 費用の範囲 避難所の設置・運営費、賃金職員雇上費、消耗器材費、建物・器物等の使用料、器物の借上費、光熱水費、仮設炊事場・仮説便所等の設置費。	災害発生の日から 7日以内	1 福祉避難所を設置した場合は、その特別な配慮のために必要な実費を加算可能。 2 被災者の避難にあたっての輸送費は別途計上																																						
応急仮設住宅の設置	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規模 1戸あたり 29.7 m ² を基準とする。 2 基準額 1戸あたり 6,775,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上建築する場合、集会施設を設置できる。 (規模、費用は別途協議が必要)	着工期間 災害発生の日から 20日以内 供与期間 供与の日から 2年以内	1 高齢者等に配慮した構造及び設備を備えた福祉仮設住宅設置も可能。 2 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も可能																																						
炊出しその他のによる食品の給与	金銭の有無に関わらず、現に炊事のできない者	1 基準額 1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	救助対象の詳細 1 避難所に収容された者(車中泊を含む) 2 住家の被害が全壊・全焼、流出・半壊・半焼又は床上浸水であって、炊事のできない者 3 ライフラインが途絶える等自宅において炊事ができない者 4 人件費は別途計上																																						
飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者	1 基準額 水の購入費の通常(平常時)の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害により、住家に被害(床上浸水以上)を受けた者。被服寝具その他生活上必要最小限度の家財を喪失した者。被服寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 限度額 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	被災者からの聴取により、被害区分等に応じた費用内で必要な者を把握し、配分表等を作成して現物を支給する (単位:円)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>							1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																			
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																			
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																			
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																			
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	災害のため医療の途を失った者で、応急的に医療を施す必要がある者	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合…当該地域における協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の輸送費・人件費は、別途計上
助産	災害のため、助産の途を失った者	1 救護班等による場合…使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合…慣行料金の8割以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の輸送費・人権費は、別途計上
被災者の救出	災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者	1 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 ・借上費又は購入費 ・修繕費 ・燃料費 ※舟艇その他搜索のために必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理。日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 基準額（1世帯あたり） (1)住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う修理のために支出できる費用 50,000円以内 (2)(3)に掲げる世帯以外の世帯 706,000円 (3)半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円	(1)について、災害発生の日から10日以内 (2)(3)について災害発生の日から3ヶ月以内	救助対象の詳細 (1)について、災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準じる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある者 (2)(3)について、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分
学用品の給与	災害によって住家に床上浸水・半壊又は半焼以上の被害を受けた小学生児童、中学生生徒及び高等学校等生徒。学用品を喪失又は損傷し、就学に支障が生じている場合	1 教科書及教材…実費 2 文房具及び通学用品 1人あたり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から支給 1 教科書及び教材…1ヶ月以内 2 文房具及び通学用品…15日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害時の混乱の際に死亡した者。災害のため埋葬を行うことが困難な場合	1 体あたり 大人(満12歳以上) 219,100円以内 小人(満12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者で、まだ埋葬が終わっていない者も対象
死体の捜索	行方不明の状態にある者で、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	1 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 ・借上費又は購入費 ・修繕費 ・燃料費 ※舟艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処理、死体の一時保存あるいは検索を行うことができない場合 (埋葬を前提としてのもの)	1 費用の限度額 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理… 1 体あたり3,500円以内 一時保存…死体一時収容施設利用時 借上に要する通常の実費、既存建物以外 1 体あたり5,500円以内 2 檢査 原則として救護班が行う 救護班の場合は特別の費用は生じない 救護班によらない場合は、当該地域の慣行料金の額以内	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる
障害物の除去	住家が半壊、半焼又は床上浸水したもの。当面の日常生活が営み得ない状態にあること。自らの資力をもつてしては、障害物の除去ができない者	1 費用の限度額 1帯あたり…138,700円以内 2 費用の範囲 除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等	災害発生の日から10日以内	
応急救助のための輸送費	1 被災者を避難させるための輸送 2 医療及び助産のための輸送 3 被災者救出のための輸送 4 飲料水の供給のための輸送 5 死体の捜索 6 死体の処理のための輸送 7 救援用物資の輸送	1 費用の限度額 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 運送料(運賃)、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕料	各救助種目別に定められている救助期間の範囲内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急救助のための賃金職員等雇上費	1 要配慮者等及び被災者を避難させるために雇上げた賃金職員 2 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員 3 飲料水の供給 4 医療及び助産における移送 5 被災者の救出 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救援用物資の整理、輸送及び配分	1 費用の限度額 当該地域における通常の実費 2 費用の範囲 この業務を行うために雇上げた賃金職員	各救助種目別に定められている救助期間の範囲内	

兵庫県「災害救助の手引き」

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の都度、方法及び期間を定めることができる。

資料一21 災害の被害調査基準

区分	定義	
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
非住家	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公署、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他建物	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
非住家	全壊	住家の全壊（全焼・流出）に同じ。
	半壊	住家の半壊（半焼）に同じ。
	半壊に至らない	住家の半壊に至らないと同じ程度のもの及び床上・床下浸水を含む。
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医師又は歯科医師が、医業又は歯科医業をなす場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	田 流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
	田 冠水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	畑 流失・埋没	水がひいた後、そのまま耕作をなし得ない状態。
	畑 冠水	水がひいた後、そのまま耕作をなし得る状態。
	池 決壊	堤防が崩壊し、池の水がその部分より流れ出る状態。
	池 溢水氾濫	池の水が堤防等の斜面を越えて周辺に水があふれ出る状態。

区分		定義
その他		用排水路決壊 用排水路が崩壊し、通水不能になったもの。
		頭首工決壊 かんがい用水施設としての頭首工の崩壊により、用水の取水が不能となったもの。
河川	決 壊 池の決壊に同じ。	
	溢水氾濫 池の溢水氾濫に同じ。	
橋りょう	流 失 水勢、その他により橋脚又は橋梁の一部あるいは全部が流失、落橋し、一般の渡橋が不能になった状態。（農道橋を含む）	
	破 損 橋りょうの一部が損壊し、流失、落橋に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。（農道橋を含む）	
砂 防 砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用されるための施設、又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。		
道路	崩 壊 路面、路肩、斜面が損壊され通行不能の状態。（農道含む）	
	閉 塞 土砂の流失、家屋・樹木倒壊、岩石の落下等により通行不能の状態。（農道含む）	
溝 溢 水 溝渠等の配水能力を超える道路、その他敷地に水があふれ出る状態。		
樹木倒壊 街路樹や公園の樹木が倒壊、半倒壊あるいは折損した状態。		
塀倒壊 全長の50%以上が倒壊した状態。		
崖崩れ	土 砂 雨水により土砂が流出した状態。（山崩れ、崖崩れを含む）	
	石 垣 石垣又は擁壁が崩壊した状態。	
地すべり 雨水等によって地すべりを起こし、上物の存在が保てないか、もしくは保てないことが予想されるもの。		
電気停電 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
ガス供給停止 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
水道断水 上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。		
電話不通 災害により通話不能となった電話の回線数とする。		
鉄道不通 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。		

区分	定義	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
公共施設被害	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(注) 崖崩れ、地すべり等により生じた道路に係る被害については、道路崩壊、道路閉塞とする。

資料一22 消防・救助用資機材

		總 数	南消防署		北消防署		本 部
			本 署	久代 出 張 所	本 署	清和 台 出 張 所	
消防用機器等	放水銃						
	ラインプロポーショナー	6	3	1	1		1
	ジエットシューター	21	3		14	4	
	オイルフェンス	100					100
救急用機器等	防災工具	5	1	1	1	1	1
	人工蘇生器	57	15	2	9	11	20
	自動吸引器	7	3		1	1	2
	血圧計	29	12	1	6	5	5
	喉頭鏡	21	7	1	5	3	5
	自動体外式除細動器	19	6	1	4	3	5
	自動式心マッサージ器	1					1
訓練用資器材	患者監視装置	7	3		1	1	2
	蘇生訓練用人形(成人)	31	8		6	4	6
	蘇生訓練用人形(小児)	9	1		2	1	2
	蘇生訓練用人形(乳児)	10	2		2	1	5
	AEDトレーナー	27	3		7	2	3
	気管挿管訓練人形	6	2		2		2
一般救助用器具	分娩介助モデルセット	1					1
	かぎ付きはしご	6	3	1		1	1
	三連はしご	6	2		2	1	1
	ワイヤはしご	2	1			1	
	空気式救助マット	2	1			1	
	救命索発射銃	2	1			1	
重量器具排除	サバイバースリング又は救助用縛帶	11	5	1		5	
	平担架	3	2			1	
	油圧ジャッキ	2	1			1	
	油圧スプレッダー	2	1			1	
	可搬ワインチ	3	2			1	
切断用器具	ワイヤロープ	8	4			4	
	マンホール救助器具	3	2			1	
	油圧切断機	2	1			1	
	エンジンカッター	4	2		1	1	
	ガス溶断器	2	1			1	
破壊器具	チエーンソー	5	2	1	1	1	
	鉄線カッター	11	3	3	1	1	3
	万能斧	15	4	2	3	2	4
定検用知器・具測	ハンマ	11	3	2	2	2	2
	携帯用コンクリート破壊器具	3	1		1	1	
呼吸保護用器具	可燃性ガス測定器	3				3	
	有毒ガス測定器	7	3	1	1	1	1
	酸素濃度測定器						
	放射線測定器	8				8	
隊員保護用器具	空気呼吸器	52	21	6	8	10	7
	予備空気ボンベ	110	37	12	18	25	18
隊員保護用器具	耐電手袋	15	4	2	2	5	2
	携帯警報器	48	18	6	8	9	7
	防毒マスク	28	10		9	5	4
	化学防護服	56	25		7	20	4
	陽圧式化学防護服	5				5	
	耐熱服	2		2			
	放射線防護服	2				2	

		總 数	南消防署		北消防署			本 部
			本 署	久 代 出 張 所	本 署	清 和 台 出 張 所	多 田 出 張 所	
検 索 用	簡易画像探索機	1				1		
器具 除染用	除染シャワー	1				1		
水難救助用器具	除染剤散布器	2				2		
	潜水器具一式	10	4		6			
	救命胴衣(PFD)	24	4	4	8	4	4	
	水難救助用ヘルメット	13	7		6			
	スローバック	13	3	2	2	4	2	
	救命胴衣	49	20	4	16	2	7	
	水中投光器							
	救命浮標	8	2		4	1	1	
	浮標	4	2		2			
用 山 岳 器 具 救 助	救命ボート	2	1		1			
	船外機	2	1		1			
その他の救助用工具	登山器具一式	2	1			1		
	バスケット担架	3	2			1		
	投光器一式	15	6	2	3	2	2	
	携帯投光器	61	18	4	20	6	13	
	携帯拡声器	19	6	2	6	3	2	
	携帯無線機	92	25	6	18	10	10	23
除重量物具排	応急処置セット	5	2	1		2		
	車両移動器具	4	4					
	その他の携帯救助工具	2	1			1		
切断用器具	マット型空気ジャッキー式	2	1			1		
	大型油圧スプレッダー	1				1		
切 断 用 器 具	空氣鋸	2	1			1		
	大型油圧切断機	1				1		
	空氣切断機	2	1			1		
破 壊 用	削岩機	1				1		
	ハンマドリル	2	1			1		
呼吸保護用器具	酸素呼吸器	5				5		
	予備酸素ボンベ	5				5		
	簡易呼吸器	2				2		
	防塵マスク	11	6			5		
	送排風機	3	2			1		
隊員保護用器具	耐電衣	8	6			2		
	耐電ズボン	8	6			2		
	耐電長靴	8	6			2		
	特殊ヘルメット	6	6					
その他 助 用 器 具 の 救	緩降機	2				2		
	ロープ登降機	4	2			2		
	発電機	17	6	2	4	3	2	
高度救助用器具	画像探索機	1				1		
	地中音響探知機	1				1		
	熱画像直視装置	4	1	1	1	1		
	夜間用暗視装置							

資料-23 備蓄水防器具及び資材

備蓄水防器具及び資材（主なもの）

令和5年4月1日現在

品名	倉庫名等		防災資材置場 (東畠野4丁目)	中部水防倉庫 (多田院1丁目)	北部水防倉庫 (見野2丁目)	川西市水防センター (出在家町)
	管理担当部	単位				
ロープ(φ9mm)	巻					1(φ9mm)
トローブ(φ9mm)	200m					
	100m	1				
	50m	3		1	1	1
スコップ	丁			10	9	17
掛矢	丁			5	5	4
ノコギリ	丁			9	6	14
ナタ	丁			4	2	7
カマ	丁			4		14
縄	100m					
	80m			6		
	50m				1	
鉄線	kg			5		
杭	本		大8 中小17	中11	中51	
バンセンキリ	丁			2		3
ツルハシ	丁			4	6	3
土のう袋	枚		900	600	4,700	
トビ	丁				45	
ヘルメット	個		25	5		
針金	kg					
水中ポンプ	エンジン付			2		4
	電気式					2
カラーコーン	個			5	10	29
一輪車	台			2		8
シノ	丁					3
ビニールシート	枚		5		502	
バリケード	台		10			
バール(大)	丁					
バール(小)	丁					2
ハンマー	個					9
鉄ハンマー	個					
通行止看板	枚					
懐中電灯	個		20			15
発動発電機	台					5
灯光器(三脚付)	台					
ペール缶	缶					
木杭	本					

資料－25 感染症対策薬剤

種類	数量	備考
スミチオン粉剤	5 ケース	20kg 入
水性サフロチン	6 缶	18ℓ 入
乳剤（スミチオンNP、金鳥スミチオン、ノルソン）	20 缶	18ℓ 入

資料－26 感染症対策資器材

機材	数量
動力噴霧器	2 台
背負式電池噴霧器	1 台

資料－27 ごみ収集運搬車両台数

(1) 直営

種類	積載量	台数	保管場所
普通ダンプ車	2 t	15 台	丸山台3丁目
軽四ダンプ車	0.3 t	3 台	丸山台3丁目
特種車（パッカー）	2 t	18 台	丸山台3丁目

(2) 委託（4業者）

種類	積載量	台数	備考
小型ダンプ車	2 t 未満	1 台	
普通ダンプ車	2 t	12 台	
特殊車（パッカー）	2 t	12 台	
特殊車（パッカー）	3 t	13 台	
キャブオーバー	2 t 以下	1 台	
軽四ダンプ	0.35 t	4 台	

(3) 許可 (14業者)

種類	積載量	台数	備考
小型ダンプ車	2t未満	2台	
普通ダンプ車	2t	7台	
普通ダンプ車	3t	1台	
普通ダンプ車	4t	2台	
特種車(パッカー)	2t未満	2台	
特種車(パッカー)	2t	14台	
特種車(パッカー)	3t	19台	
コンテナ車	2t	1台	
軽四ダンプ	0.35t	6台	

資料-28 し尿収集運搬車両台数

(1) 委託 (1業者)

種類	積載量	台数	備考
小型車	1,800ℓ	2台	

資料一29 市所有車両

(R5.5.1 現在)

登録番号				種別及び用途	登録番号				種別及び用途
神戸	400	ふ	420	小型貨物	神戸	500	ら	5625	小型乗用
神戸	480	ね	465	軽四貨物	神戸	301	ゆ	5835	普通乗用
神戸	480	つ	525	軽四貨物	神戸	580	ほ	5884	軽四乗用
神戸	480	つ	635	軽四貨物	神戸	480	き	6484	軽四貨物
神戸	480	つ	636	軽四貨物	神戸	480	き	6486	軽四貨物
神戸	503	ら	767	小型乗用	神戸	400	と	6893	小型貨物
神戸	581	き	1143	軽四乗用	神戸	503	せ	7266	小型乗用
神戸	200	さ	1493	普通乗合	神戸	504	て	7302	小型乗用
神戸	303	の	1731	普通乗用	神戸	581	は	7436	軽四乗用
神戸	480	な	1765	軽四貨物	神戸	581	は	7437	軽四乗用
神戸	43	き	2165	軽四貨物	神戸	581	は	7438	軽四乗用
神戸	400	は	2802	小型貨物	神戸	480	け	7488	軽四貨物
神戸	581	む	3356	軽四乗用	神戸	480	け	7489	軽四貨物
神戸	581	む	3357	軽四乗用	神戸	480	け	7490	軽四貨物
神戸	581	な	3467	軽四乗用	神戸	400	と	7494	小型貨物
神戸	301	み	3721	普通乗用	神戸	580	た	7695	軽四乗用
神戸	581	よ	4110	軽四乗用	神戸	480	せ	8618	軽四貨物
神戸	480	え	4176	軽四貨物	神戸	480	さ	9087	軽四貨物
神戸	480	た	4456	軽四貨物	神戸	501	ぬ	9280	小型乗用
大阪	480	ね	4848	軽四貨物	神戸	580	け	9351	軽四乗用
神戸	302	そ	5299	普通乗用	神戸	580	け	9353	軽四乗用
神戸	302	そ	5300	普通乗用	神戸	581	そ	9605	軽四乗用
神戸	581	け	5410	軽四乗用	神戸	581	そ	9606	軽四乗用

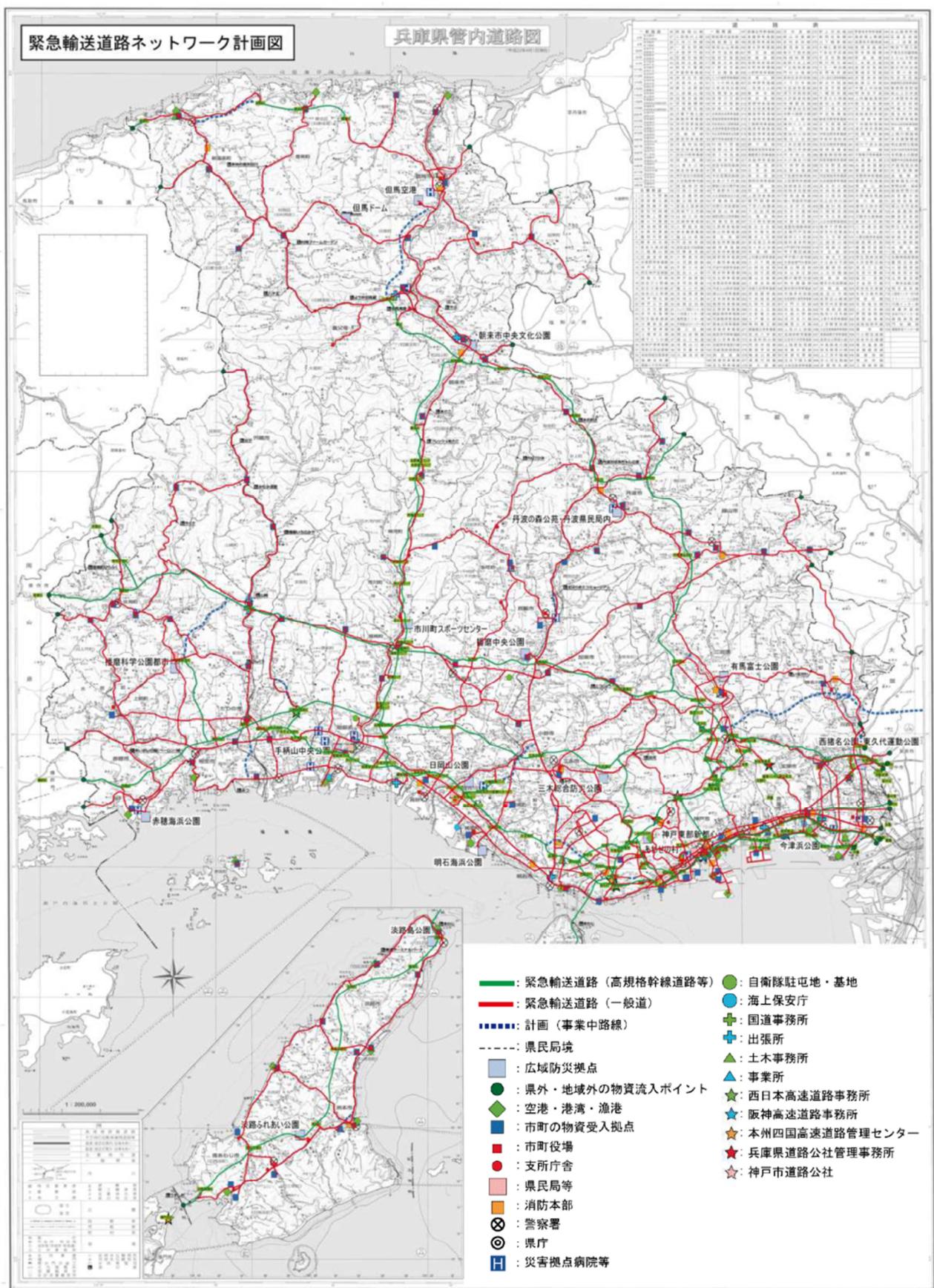
登録番号				種別及び用途	登録番号				種別及び用途
神戸	480	す	193	軽四貨物	神戸	480	ね	2943	軽四貨物
神戸	800	せ	587	普通特種	神戸	480	え	3601	軽四貨物
神戸	480	つ	633	軽四貨物	神戸	400	て	3622	小型貨物
神戸	400	ね	1394	小型貨物	神戸	480	ふ	3880	軽四貨物
神戸	400	と	2262	小型貨物	神戸	43	せ	5270	軽四貨物
神戸	800	せ	2350	普通特種	神戸	480	く	5364	軽四貨物
神戸	480	な	2920	軽四貨物	神戸	480	ふ	6092	軽四貨物
神戸	880	あ	3409	軽四特種	神戸	480	ふ	6247	軽四貨物
神戸	43	け	3609	軽四貨物	神戸	480	き	6487	軽四貨物
神戸	880	あ	3667	軽四特種	神戸	43	さ	6515	軽四貨物
神戸	880	あ	4312	軽四特種	神戸	480	ぬ	6578	軽四貨物
神戸	480	き	5461	軽四貨物	神戸	480	て	7785	軽四貨物
神戸	480	き	6485	軽四貨物	神戸	480	に	8158	軽四貨物
神戸	43	さ	6517	軽四貨物	神戸	480	は	8695	軽四貨物
神戸	400	と	7646	小型貨物	神戸	480	は	8696	軽四貨物
神戸	480	に	8159	軽四貨物	神戸	800	そ	9696	普通特種
神戸	400	と	8438	小型貨物	神戸	800	そ	14	普通特種
神戸	400	と	8439	小型貨物	神戸	800	そ	183	普通特種
神戸	480	せ	9183	軽四貨物	神戸	79	も	511	小型乗用
神戸	480	つ	524	軽四貨物	神戸	100	た	1163	普通貨物
神戸	800	せ	2444	普通特種	神戸	100	た	1164	普通貨物
神戸	581	き	2791	軽四乗用	神戸	800	そ	1348	普通特種
神戸	480	み	2868	軽四貨物	神戸	800	そ	1350	普通特種
神戸	480	ね	2941	軽四貨物	神戸	800	そ	1351	普通特種

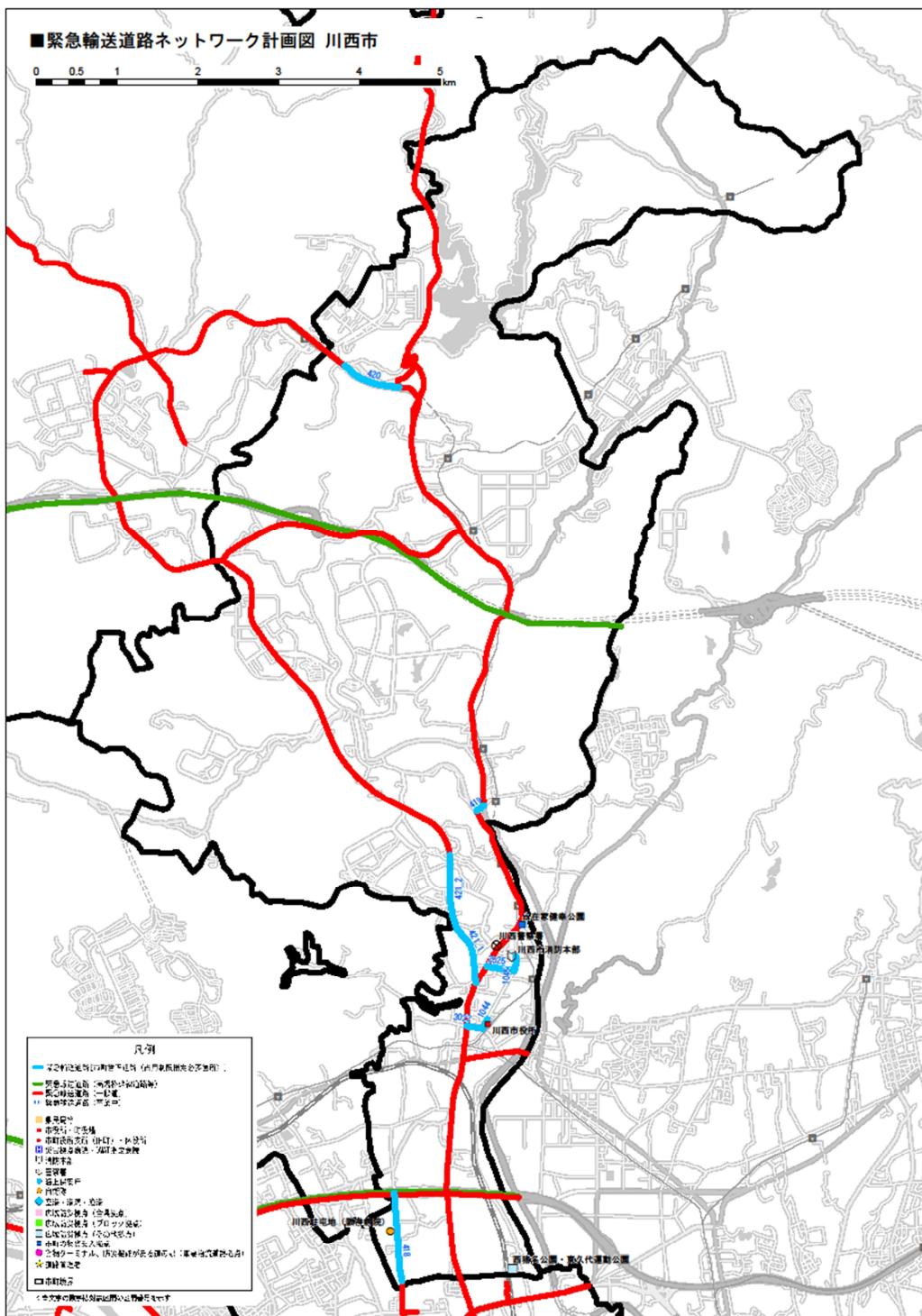
登録番号				種別及び用途	登録番号				種別及び用途
神戸	100	ち	1398	普通貨物	神戸	480	に	5684	軽四貨物
神戸	100	ち	1399	普通貨物	神戸	800	そ	5782	普通特種
神戸	100	ち	1400	普通貨物	神戸	800	そ	5783	普通特種
神戸	100	ち	1401	普通貨物	神戸	480	ふ	5811	軽四貨物
神戸	100	ち	1402	普通貨物	神戸	41	る	6433	軽四貨物
神戸	480	ま	1458	軽四貨物	神戸	100	た	6524	普通貨物
神戸	100	ち	1513	普通貨物	神戸	100	た	6525	普通貨物
神戸	100	ち	1514	普通貨物	神戸	800	そ	7332	普通特種
神戸	100	ち	1515	普通貨物	神戸	800	そ	8651	普通特種
神戸	480	な	2337	軽四貨物	神戸	800	そ	8652	普通特種
神戸	501	ふ	2629	小型乗用	神戸	800	そ	9334	普通特種
神戸	480	め	2474	軽四貨物	神戸	480	と	9383	軽四貨物
神戸	51	け	2665	軽四乗用	神戸	100	た	9551	普通貨物
神戸	800	そ	2741	普通特種	神戸	480	つ	9694	軽四貨物
神戸	100	た	3131	普通貨物	神戸	801	み	2	普通特種
神戸	100	た	3132	普通貨物	神戸	801	に	3	普通特種
神戸	480	つ	4209	軽四貨物	神戸	831	の	4	普通特種
神戸	800	そ	4445	普通特種	神戸	801	さ	5	普通特種
神戸	800	そ	4446	普通特種	神戸	831	ひ	6	普通特種
神戸	800	そ	4824	普通特種	神戸	801	み	7	普通特種
神戸	800	そ	4825	普通特種	神戸	805	ふ	8	普通特種
神戸	800	そ	4826	普通特種	神戸	831	ね	9	普通特種
神戸	800	ち	5596	普通特種	神戸	831	ね	10	普通特種
神戸	800	ち	5597	普通特種	神戸	831	ろ	11	普通特種

登録番号				種別及び用途	登録番号				種別及び用途
神戸	830	な	12	普通特種	神戸	800	そ	2060	普通特種
神戸	831	せ	13	普通特種	神戸	800	ち	2418	普通特種
神戸	830	は	15	普通特種	神戸	800	ち	2419	普通特種
神戸	830	ふ	19	普通特種	神戸	581	ぬ	2544	軽四乗用
神戸	830	な	20	普通特種	神戸	800	そ	3385	普通特種
神戸	831	す	21	普通特種	神戸	800	せ	3467	普通特種
神戸	830	に	22	普通特種	神戸	43	け	3608	軽四貨物
神戸	831	そ	23	普通特種	神戸	800	ち	4052	普通特種
神戸	830	ほ	24	普通特種	神戸	880	あ	4254	軽四特種
神戸	830	つ	25	普通特種	神戸	480	な	4322	軽四貨物
神戸	830	ま	26	普通特種	神戸	800	そ	4450	普通特種
神戸	830	ひ	27	普通特種	神戸	480	た	4457	軽四貨物
神戸	830	ほ	28	普通特種	神戸	800	そ	4638	普通特種
神戸	800	ち	97	普通特種	神戸	88	そ	4711	普通特種
神戸	830	た	311	普通特種	神戸	800	せ	5087	普通特種
神戸	830	さ	946	普通特種	神戸	43	せ	5269	軽四貨物
神戸	800	せ	1524	普通特種	神戸	480	く	5365	軽四貨物
神戸	800	せ	1525	普通特種	神戸	800	そ	5654	普通特種
神戸	800	せ	1526	普通特種	神戸	800	ち	5686	普通特種
神戸	800	ち	1560	小型特殊	神戸	800	ち	5687	普通特種
神戸	800	せ	1685	普通特種	神戸	800	そ	5975	普通特種
神戸	800	せ	1722	普通特種	神戸	800	そ	6096	普通特種
神戸	800	そ	1948	普通特種	神戸	480	て	6135	軽四貨物

登録番号				種別及び用途	登録番号			種別及び用途
神戸	300	な	6216	普通乗用	川西市		579	原付第1種
神戸	800	す	6658	普通特種	川西市	こ	667	原付第1種
大阪	480	ぬ	6898	軽四貨物	川西市	こ	2709	原付第1種
神戸	800	そ	7395	普通特種	川西市	け	3588	原付第1種
神戸	480	け	7487	軽四貨物	川西市	け	3590	原付第1種
神戸	480	け	7491	軽四貨物	川西市	け	3591	原付第1種
神戸	800	そ	7511	普通特種	川西市	さ	3970	原付第1種
神戸	800	そ	7655	普通特種	川西市	さ	3981	原付第1種
神戸	800	せ	7844	普通特種	川西市	さ	3982	原付第1種
神戸	800	せ	7850	普通特種	川西市	な	5180	原付第1種
神戸	800	そ	8754	普通特種	川西市	と	5237	原付第1種
神戸	800	す	8897	普通特種	川西市	こ	5972	原付第1種
神戸	800	す	9081	普通特種	川西市	こ	5975	原付第1種
神戸	480	さ	9086	軽四貨物	川西市	ち	7123	原付第1種
神戸	800	す	9088	普通特種	川西市	ち	7125	原付第1種
神戸	800	そ	9213	普通特種	神戸	1	む	7958 軽2輪
神戸	800	そ	9247	普通特種	川西市		く	8601 原付第1種
					川西市		く	8602 原付第1種

資料一30 緊急輸送道路ネットワーク（兵庫県地域防災計画）

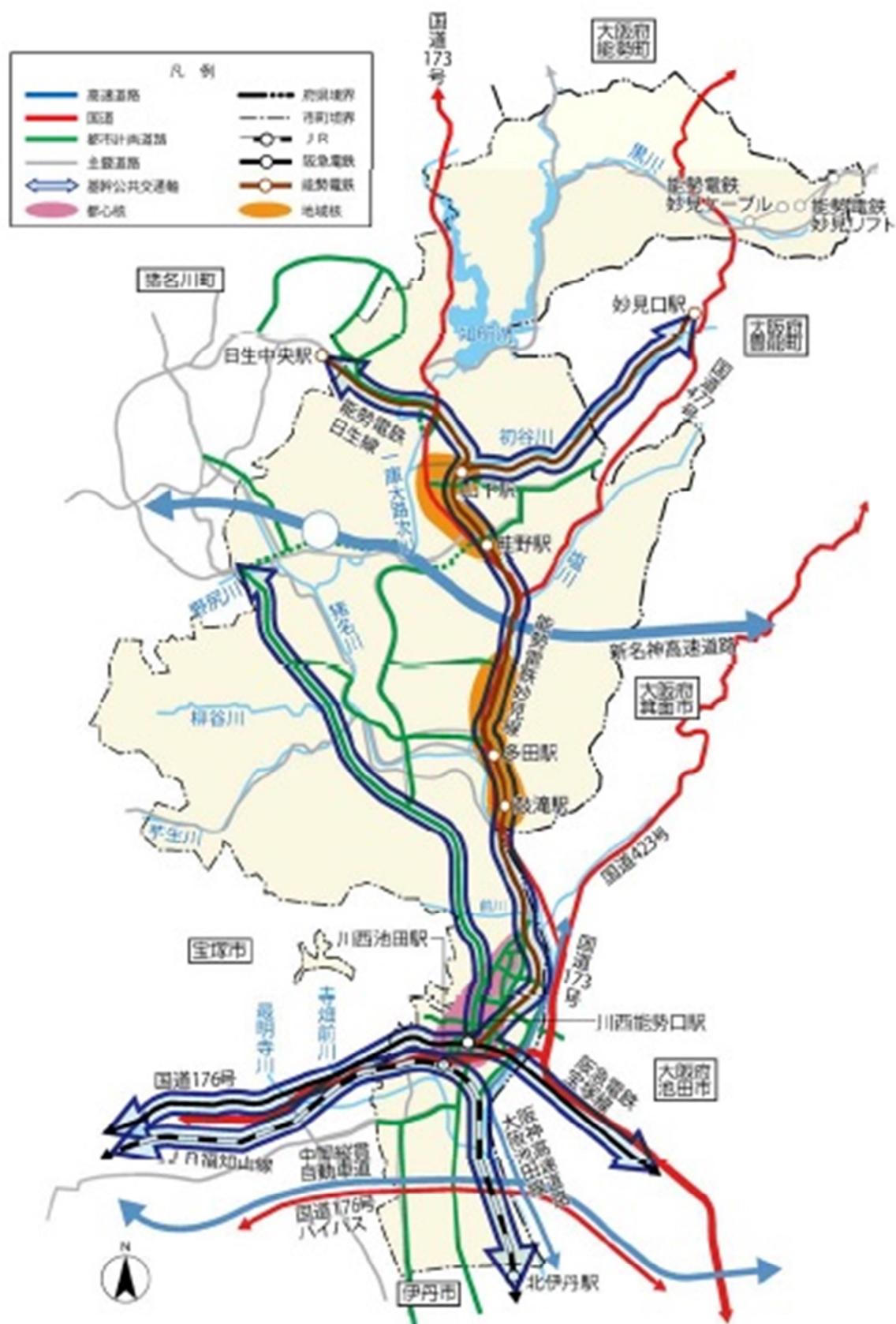




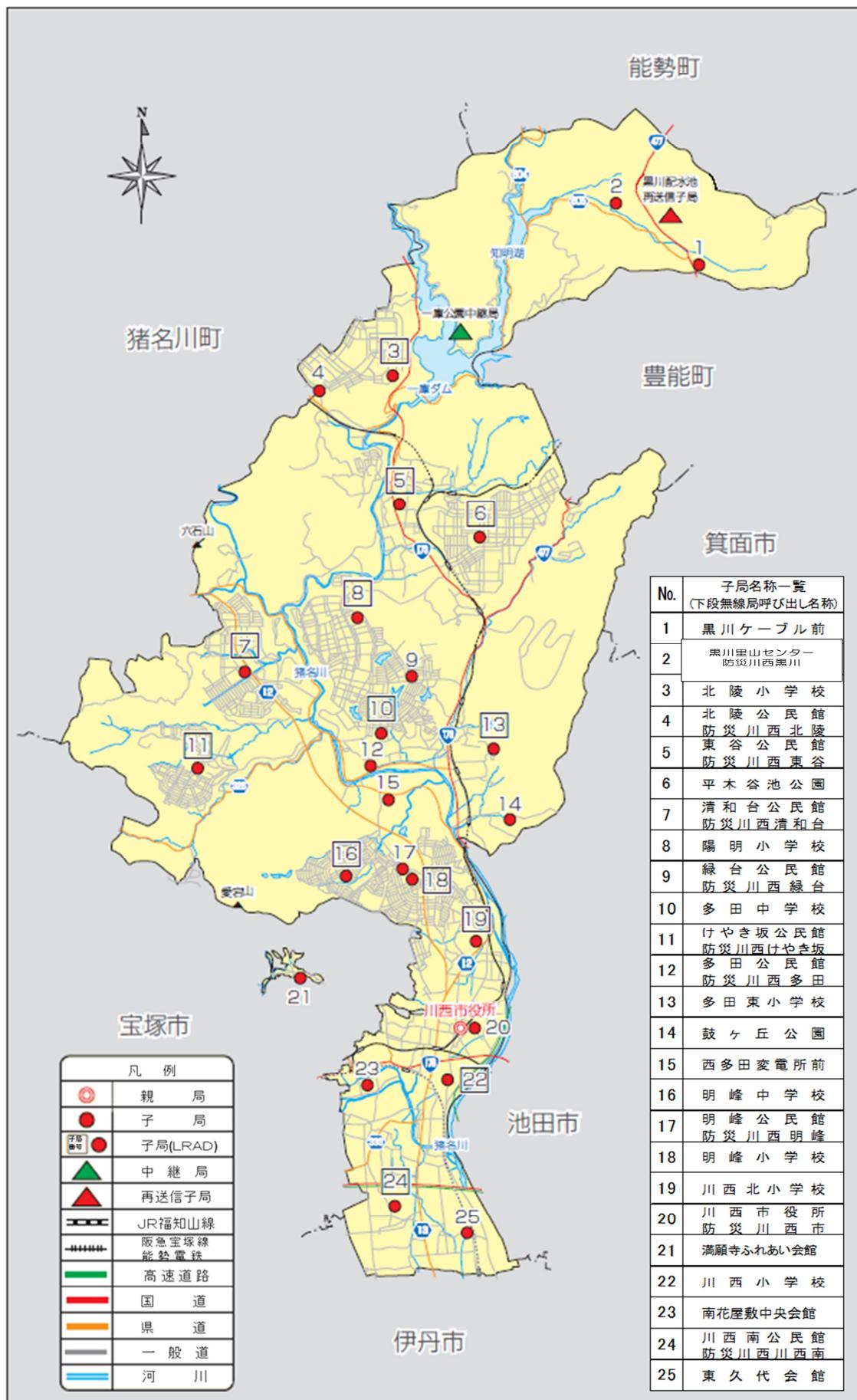
【緊急輸送道路（川西市管理道路：青線）】

路線名	起点の地名	交差点名等	終点の地名	交差点名等	距離 (km)
市道1号	伊丹市緑ヶ丘6丁目4-1	－	川西市加茂3丁目15-4	(久代3交差点)	1.1
市道3号	川西市栄町	(川西市役所西交差点)	川西市中央町	(川西市役所前交差点)	0.2
市道4号	川西市中央町	(川西市役所前交差点)	川西市中央町13-21	－	0.1
市道4号	川西市火打1丁目14-1	－	川西市火打1丁目15-23	－	0.2
市道7号	川西市多田桜木1丁目1	(多田桜木1交差点)	川西市矢間1丁目2-12	(多田銀橋西詰交差点)	0.1
市道898号	川西市一庫1丁目16-6	(前川橋前交差点)	川西市一庫3丁目10-6	(北摂理山街道交差点)	0.7
市道993号	川西市荻原台西1丁目175-13	－	川西市錦松台17-3	(鳶が丘交差点)	0.8
市道1725号	川西市火打2丁目1-3	(火打1交差点)	川西市荻原台東1丁目175-2	－	0.8
市道2163号	川西市火打1丁目8-7	(火打2交差点)	川西市火打1丁目14-1	－	0.4

資料一 3.1 市内交通網体系図



資料-32 防災行政無線配置図



資料－33 地震防災緊急事業五箇年計画（令和3年度～令和7年度）

施設名	事業名	事業概要	箇所数	事業量	概算事業費(百万円)	実施予定年度
3号 消防用施設	消防車両等（ 緊急消防援助 隊関係等）	災害対応特殊消防ポンプ自動車 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	5箇所	5箇所	260	令和4年度～ 令和7年度
	消防車両（消 防団設備関係 ）	小型動力ポンプ付積載車		8箇所	8箇所	112 令和3年度～ 令和7年度
6号 共同溝等	街路事業	1箇所 0.52km 国土交通省	1箇所	1箇所	1,340	令和3年度～ 令和5年度

川西市震災復興基本方針

平成7年1月17日未明に阪神間を襲った兵庫県南部地震により、本市は未だかつて経験したことのない甚大な被害を受けるとともに、市民生活にも多大な影響が及ぼされた。

都市の再建にあたっては、今回の未曾有の被害と犠牲を尊い教訓として、巨大地震はもとよりあらゆる災害に強いまちづくりを、市民と行政が協働して進めていかなければならぬ。

そのため、この基本方針を定め、着実かつ円滑な震災復興を進めるものとする。

1 基本的事項

今回の震災において展開された地域住民の相互援助やボランティアの支援活動が、非常時における対応の大きな原動力となった現状に鑑み、自主防災組織の育成やボランティアとの連携等、特にソフト面に重点を置いて、

- (1) 災害に強いまちづくり計画
- (2) 公共施設の復旧・整備計画
- (3) 被災市民の生活援護及び産業の復興方策

などを柱とした「川西市震災復興計画」を策定するとともに、これを基本に川西こうろ街計画2002の施策の大綱に沿って復興事業を計画的に推進し、生活創造都市の実現を目指す。

2 個別的事項

- (1) 災害に強いまちづくり

ア 安全で快適に暮らすことのできるまちを構築するため、本市の被災の特徴を十分検証した上で、都市基盤のあり方、ライフラインや情報ネットワークのあり方などについて総合的に検討し、震災復興計画に反映するとともに、同計画に基づき都市基盤整備を推進する。

イ 今回の震災で再認識された地域社会の連帯の必要性やボランティアの役割の重要性を今後の防災体制構築の要として位置付け、その力が最大限に発揮しうるシステムを検討する。

また、「震災復興計画」策定にあたっては、相談窓口に寄せられた多くの市民の声を反映させるとともに、広く市民の意見や提言を募るなど市民参加による防災まちづくりを推進する。

(2) 公共施設の復旧・整備

震災により被害を受けた道路等都市基盤施設をはじめとする各種公共施設については、震災復興計画に基づき早期の完全復旧を目指す。

(3) 被災市民の生活援護および産業の復興方策

ア 住宅に被害を被り、避難所生活を余儀なくされている市民に対して仮設住宅等の確保を行うとともに、恒久的な住宅対策を講じる。

また、倒壊家屋の解体処理については一日も早い完了を目指す。

イ 直接・間接的に被災した中小企業者に対し、事業再建に向けた各種支援策を講じる。

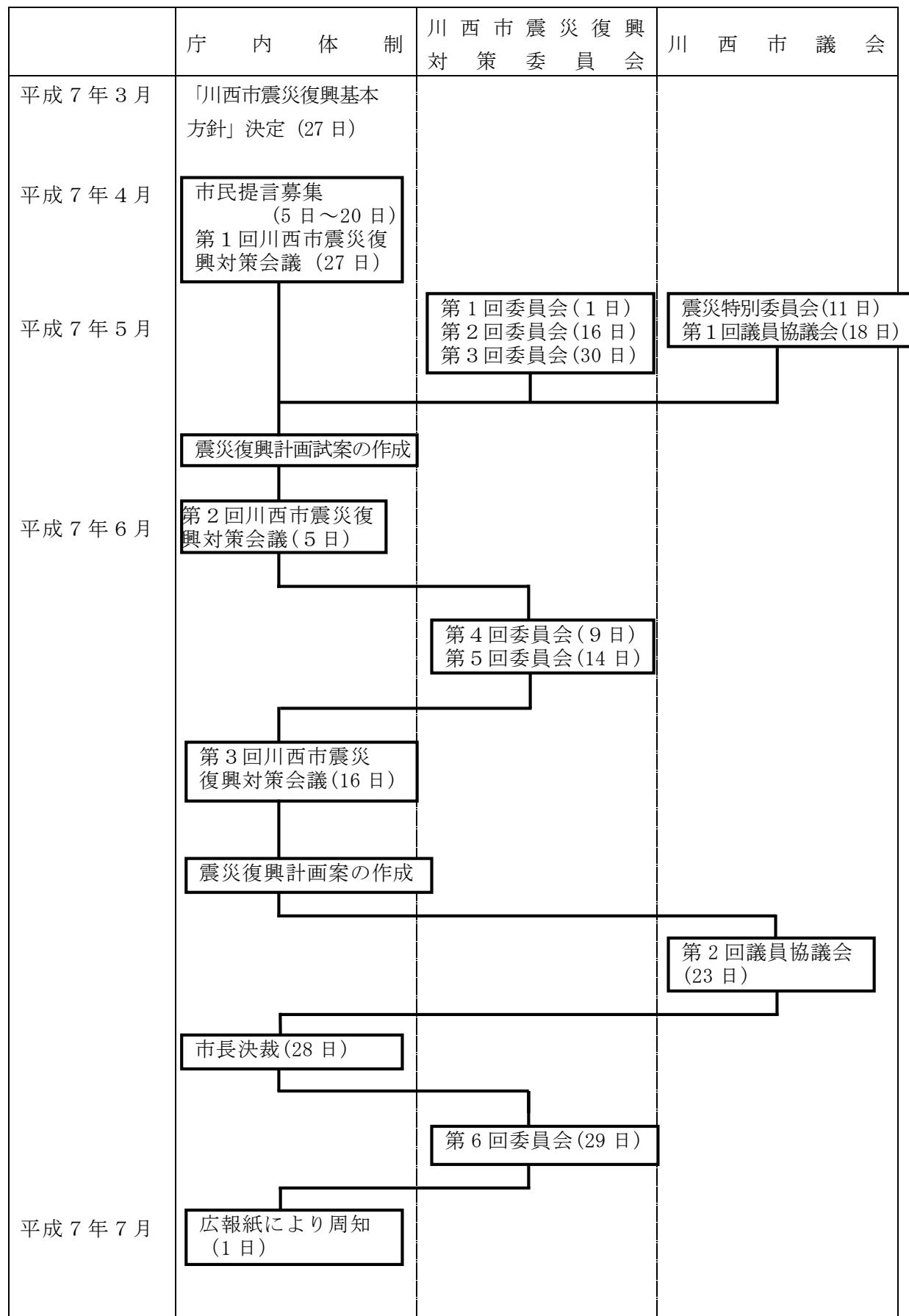
3 川西市震災復興対策委員会の設置

本基本方針を踏まえて、市民が安心して快適に暮らすことのできる災害に強いまちづくりを目指した震災復興計画を策定するため、学識経験者をはじめ関係諸機関により構成する震災復興対策委員会を設置する。

4 震災復興対策会議の設置

今回の震災から、本市の都市基盤を早急に復旧・整備し、市民生活の安定と都市機能の回復を図るとともに、安全で快適な災害に強いまちづくりを進め、水と緑の生活創造都市を実現することを目的として、府内に川西市震災復興対策会議を設置する。

川西市震災復興計画策定経過



資料－35 一時避難場所標識交付箇所一覧

(令和5年4月1日現在：177箇所)

小学校区	設置場所	住所
久代	久代1丁目公園	久代1丁目地内
久代	北ノ口公園	久代1丁目地内
久代	久代2丁目公園	久代2丁目地内
久代	北久代会館北側広場	久代2丁目地内
久代	桝塚公園	久代3丁目地内
久代	襖田公園	久代5丁目地内
久代	摺代会児童遊園地	久代5丁目地内
久代	プロペラ公園	久代5丁目地内
久代	Q6公園	久代6丁目地内
久代	三葉公園	東久代1丁目地内
久代	東久代2児童遊園地	東久代1丁目地内
久代	前垣内公園	東久代1丁目地内
久代	新村ノ西公園	東久代2丁目地内
久代	東久代2丁目公園	東久代2丁目地内
久代	馬入公園	東久代2丁目地内
久代	西久代公園	東久代4丁目地内
久代	北久代会館北広場	久代2丁目5番
加茂	加茂1丁目公園	加茂1丁目地内
加茂	市営住宅加茂桃源団地公園	加茂4丁目地内
加茂	川西市文化財資料館駐車場	南花屋敷2丁目13-10
加茂	南花屋敷2児童遊園地	南花屋敷2丁目地内
加茂	南花屋敷かんだ公園	南花屋敷2丁目地内
加茂	加茂遺跡文化財保護用地	南花屋敷2丁目地内
川西	栄根公園	栄根2丁目地内
桜が丘	満願寺駐車場	満願寺町6
桜が丘	花屋敷さくら会館	花屋敷2丁目-2-13
川西北	鶯の森第1公園	鶯の森町地内
川西北	鶯の森第5公園	鶯の森町地内
川西北	たけのこ公園	鶯の森町地内
明峰	鶯台自治会館	鶯台1丁目5-4
明峰	鶯の森第2公園	鶯台1丁目地内
明峰	鶯の森第3公園	鶯台1丁目地内
明峰	鶯の森第4公園	鶯台2丁目地内
明峰	錦松台自治会館	錦松台18-39
明峰	錦ヶ丘公園	錦松台地内
明峰	サンライズ・ドリーム萩	萩原2丁目1
明峰	竹尾モータープール	萩原2丁目10-6
明峰	萩原二丁目萩の里共同自治会館	萩原2丁目13-7
明峰	八皇子神社	萩原2丁目3-2
明峰	藤ヶ丘第三公園	湯山台1丁目地内
明峰	藤ヶ丘第五公園	湯山台1丁目地内
明峰	藤ヶ丘第一公園	湯山台2丁目地内

明峰	藤ヶ丘第二公園	湯山台2丁目地内
明峰	藤ヶ丘第八公園	湯山台1丁目地内
明峰	満寿荘 テニスコート	湯山台2丁目46
明峰	藤ヶ丘第六公園	湯山台2丁目地内
明峰	藤ヶ丘第九公園	湯山台2丁目地内
明峰	北ひばりが丘公園	南野坂2丁目地内
明峰	萩原台さんご公園	萩原台東1丁目地内
明峰	萩原台さぼてん公園	萩原台東2丁目地内
明峰	萩原台第2公園	萩原台西1丁目地内
明峰	萩原台つばき公園	萩原台西2丁目地内
明峰	萩原台第4公園	萩原台西3丁目地内
明峰	明峰坂公園	萩原台西4丁目地内
多田	西多田自治会館敷地内	西多田1丁目3-48
多田	矢間自治会館	矢間1丁目地内
多田	新田ふれあい会館	新田1丁目地内
多田	西多田団地自治会館	西多田2丁目地内
多田	多田院自治会館	多田院1丁目地内
多田東	県営川西東多田団地公園	多田桜木1丁目地内
多田東	新在家公園	多田桜木2丁目地内
多田東	新在家緑地	多田桜木2丁目地内
多田東	清和会自治会空地	鼓が滝1丁目17
多田東	百合ヶ丘第2公園	鼓が滝1丁目地内
多田東	鼓が滝1丁目公園	鼓が滝1丁目地内
多田東	きた公園	鼓が滝1丁目地内
多田東	百合ヶ丘自治会館	鼓が滝2丁目9-15
多田東	百合ヶ丘児童遊園地	鼓が滝2丁目地内
多田東	鼓ヶ丘公園	鼓が滝2丁目地内
多田東	百合ヶ丘第3公園	鼓が滝2丁目地内
多田東	鼓ヶ丘公民館	鼓が滝3丁目7-11
多田東	ふれあい広場	鼓が滝3丁目地内
多田東	鼓が滝3丁目公園	鼓が滝3丁目8-9
多田東	東多田コモヲ公園	東多田1丁目地内
多田東	鼓が滝公園	東多田1丁目地内
多田東	東多田公民館	東多田2丁目26-20
多田東	しゃぼん玉公園	東多田3丁目地内
多田東	平野東公園	平野1丁目地内
多田東	平野ふれあい公園	平野1丁目地内
多田東	北平木公園	平野1丁目地内
多田東	平野西公園	平野1丁目地内
多田東	平野公民館	平野2丁目20
多田東	平野宮山公園	平野2丁目地内
多田東	平野つつじ公園	平野2丁目地内
多田東	ライラック公園	平野2丁目地内
多田東	平野2丁目緑地	平野2丁目地内
多田東	新下滝公園	多田桜木1丁目地内
多田東	東多田鍵公園	東多田3丁目地内

緑台	タコ公園	向陽台1丁目地内
緑台	奥池公園	向陽台2丁目地内
緑台	カイガラ公園	緑台1丁目地内
緑台	西池公園	緑台1丁目地内
緑台	飛行機公園	緑台1丁目地内
緑台	新緑公園	緑台1丁目地内
緑台	うさぎ公園	緑台3丁目地内
緑台	キリン公園	緑台4丁目地内
緑台	汽車公園	緑台5丁目地内
緑台	船公園	緑台5丁目地内
緑台	緑台公園	緑台5丁目地内
緑台	移瀬第1公園	緑台7丁目地内
緑台	移瀬第2公園	緑台7丁目地内
緑台	移瀬第4公園	緑台7丁目地内
陽明	清流台第1公園	清流台13地内
陽明	さつき公園	向陽台3丁目地内
陽明	西友駐車場	向陽台3丁目地内
陽明	桜公園	向陽台3丁目地内
陽明	向陽台第1公園	向陽台3丁目地内
陽明	向陽台第2公園	向陽台3丁目地内
陽明	向陽台第3公園	向陽台3丁目地内
陽明	水明台第1公園	水明台1丁目地内
陽明	水明台第2公園	水明台1丁目地内
陽明	水明台第9公園	水明台1丁目地内
陽明	椿公園	水明台2丁目地内
陽明	水明台第3公園	水明台3丁目地内
陽明	水明台第4公園	水明台3丁目地内
陽明	水明台第5公園	水明台4丁目地内
陽明	水明台第7公園	水明台4丁目地内
陽明	螢の公園	緑台6丁目地内
清和台	赤松自治会館	赤松字大前84
清和台	石道公園	石道字下ノ垣内地内
清和台	北谷公園	清和台西1丁目地内
清和台	天神公園	清和台西1丁目地内
清和台	東池公園	清和台西1丁目地内
清和台	虫生自治会館	清和台西2丁目4-28
清和台	清水谷公園	清和台東1丁目地内
清和台	清和台第一自治会館	清和台東2丁目2-82
清和台	上大畠公園	清和台東2丁目地内
清和台	下大畠公園	清和台東2丁目地内
清和台	清和台東7緑地	清和台東3丁目地内
清和台	清和台中央公園	清和台東3丁目地内
清和台南	才アシス西公園	清和台西3丁目地内
清和台南	中山公園	清和台西3丁目地内
清和台南	清和台第四自治会館	清和台西4丁目3-10
清和台南	西駒谷公園	清和台西4丁目地内

清和台南	ショガ平公園	清和台西 5 丁目地内
清和台南	清和台第五自治会館	清和台東 4 丁目 4-2 4 3
清和台南	公社清和台住宅 公園	清和台東 4 丁目地内
清和台南	公社清和台住宅 空地	清和台東 4 丁目地内
清和台南	公社清和台住宅 公園	清和台東 4 丁目地内
清和台南	ヒゼンコ公園	清和台東 4 丁目地内
清和台南	猪名川渓谷公園	清和台東 4 丁目地内
清和台南	清和台東 4 丁目緑地	清和台東 4 丁目地内
清和台南	四季の小径	清和台東 4 丁目地内
清和台南	清和台第三自治会館	清和台東 5 丁目 2-5 8
清和台南	雨堤公園	清和台東 5 丁目地内
清和台南	柳谷集会所	柳谷字御蔵廻り
けやき坂	シラカシ公園	けやき坂 1 丁目地内
けやき坂	トサミズキ公園	けやき坂 2 丁目地内
けやき坂	アメリカカフウ公園	けやき坂 2 丁目地内
けやき坂	ヤマボウシ公園	けやき坂 3 丁目地内
けやき坂	ムクゲ公園	けやき坂 3 丁目地内
けやき坂	ハナノキ公園	けやき坂 4 丁目地内
東谷	鳴尾ゴルフ俱楽部	西畠野字金ヶ谷 1-4
東谷	一庫公民館	一庫 2 丁目 9-1 0
東谷	下財公民館	下財 1 2-2
東谷	宮の下公園	見野 1 丁目地内
東谷	見んな野ふれあい会館	見野 2 丁目 1 7-2 1
東谷	見んな野広場	見野 2 丁目地内
東谷	山下自治会館	山下町 1-1 9
東谷	山原公民館	山原 2 丁目 3-3
東谷	国崎自治会館	東畠野 6 丁目 7-2
東谷	北摂台東方団地自治会館	東畠野山手 1 丁目 2 8-4
東谷	東畠野山の手公園	東畠野山手 1 丁目地内
東谷	緑が丘自治会館	緑が丘 1 丁目 1 8-9
東谷	西緑が丘やすらぎ公園	緑が丘 2 丁目地内
東谷	黒川消防団詰所	黒川字谷垣内 4 3
牧の台	大和第 2 公園	大和西 1 丁目地内
牧の台	平木谷池公園	大和西 2 丁目地内
牧の台	大和第 6 公園	大和西 3 丁目地内
牧の台	大和第 7 公園	大和西 5 丁目地内
牧の台	大和第 1 公園	大和東 1 丁目地内
牧の台	大和第 3 公園	大和東 1 丁目地内
牧の台	大和第 4 公園	大和東 2 丁目地内
牧の台	大和第 5 公園	大和東 3 丁目地内
牧の台	大和第 8 公園	大和東 5 丁目地内
牧の台	大和第 10 公園	大和東 5 丁目地内
牧の台	一の鳥居公園	長尾町 6

資料－36 公共建築物等の耐震化事業

施設名	用途	耐震化事業の内容
黒川里山センター	不特定多数が利用する施設	老朽化対策改修事業
郷土館旧平安邸	不特定多数が利用する施設	老朽化対策改修事業

資料一37 猪名川河川事務所防災体制

区分	注意体制	警戒体制		非常体制
		第1	第2	
情勢	<p>1 気象情報で台風の接近等による強い降雨、強風の継続等が予報されている状況において、洪水氾濫、高潮等に対する注意（準備）が必要な場合。</p> <p>2 小戸水位観測所の水位が、水防団待機水位を越えると予想される場合。</p> <p>3 直轄管理樋門又は排水機場の操作体制をとる必要がある場合。</p> <p>4 対策部長が必要と判断した場合。</p> <p>5 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。</p>	<p>1 気象情報で台風の接近等による広域で強い降雨または強風の継続等が予報されている又はそれらが発生している状況において、洪水氾濫、高潮等による被害の発生の可能性が高まっている、又は発生している場合。</p> <p>2 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位を越えると予想される場合。</p> <p>3 直轄管理樋門又は排水機場等の操作の必要がある場合。</p> <p>4 対策部長が必要と判断した場合。</p> <p>5 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。</p>	<p>1 小戸水位観測所の水位が、氾濫注意水位を越え、さらに水位上昇すると予測される場合。</p> <p>2 猪名川河川事務所管内で甚大な被害の発生した場合又は被害の生じる恐れがある場合。</p> <p>3 対策部長が必要と判断した場合。</p> <p>4 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。</p>	<p>1 小戸水位観測所の水位が、計画高水位を越えた場合。</p> <p>2 猪名川河川事務所管内で甚大な被害が発生した場合。</p> <p>3 対策部長が必要と判断した場合。</p> <p>4 河川部関係風水害対策本部長が指示した場合。</p>

水防警報の種類

対象水位観測所の水位をもとにおおむね、次の時期に発表する。

区分	第1段階（待機）	第2段階（準備）	第3段階（出動）	第4段階（解除）
発令時期	水防団待機（指定）水位に達するとき。	氾濫注意（警戒）水位に達する1時間前。	氾濫注意（警戒）水位に達する30分前。	水防活動の必要がなくなったとき。
	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	水防活動終了の通知を行う。

猪名川河川事務所の管轄区域

※ 猪名川右岸 滝山字上ノ宮9番地先から神崎川合流点まで

資料一38 兵庫県水防体制

区分	第1号配備	第2号配備	第3号配備
配備内容	少数の人員を配備し、主として情報連絡に当たる体制。	所属人員のおおむね5割以内の人員を配備し、防災活動に当たる体制。	所属人全員を配備し、防災活動の万全を期する体制。
災害の状況	1 小規模の被害の発生が予想される段階。 2 小規模の被害が発生した場合。	1 中規模の被害の発生が予想される段階。 2 中規模の被害が発生した場合。	1 大規模の被害の発生が予想される段階。 2 大規模の被害が発生した場合。
気象状況	次の各警報の1以上が県下に発表されたとき。 1 暴風警報 2 暴風雪警報 3 大雨警報 4 大雪警報 5 洪水警報 6 高潮警報	次の各警報の1以上が県下に発表されたとき。 1 暴風警報 2 暴風雪警報 3 大雨警報 4 大雪警報 5 洪水警報 6 高潮警報	大規模の災害の発生が予想される気象情報が発表されたとき。
水防指令発令状況	水防指令第1号又は水防指令第2号が発令されたとき。	数土木管内にわたって水防指令第3号が発令されたとき。	県下広範囲にわたって水防指令第3号が発令されたとき。
災害救助法適用状況	災害救助法の適用される市町が発生する見込みのあるとき。	数市町にわたって災害救助法が適用されたとき、又はその見込みのあるとき。	多数の市町にわたって災害救助法が適用されたとき、又はその見込みのあるとき。
その他	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき。	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき。	本部長が当該配備体制の必要を認めたとき。

気象状況、水防指令発令状況、災害救助法適用状況、その他等を総合検討の上災害の状況規模を判断し、配備体制を決定するものとする。

非常配備の種類

区分	第1非常配備態勢	第2非常配備態勢	第3非常配備態勢
配備内容	少数の人員をもって主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他の活動ができる態勢とする。	所属人員の半数をもって当たり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢とする。	所属人員全員をもって当たる。完全な水防態勢。

非常配備につく時期

区分	水防指令第1号（第1非常配備につくべき指令）	水防指令第2号（第2非常配備につくべき指令）	水防指令第3号（第3非常配備につくべき指令）
状況	1 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 2 震度4の地震が発生した場合。（自動発令）	1 水防事態の発生が予想され、数時間の間には水防活動の必要が予想されるとき。 2 水防警報の「準備」が発せられたとき。 3 震度5強又は5弱の地震が発生したとき。（自動発令）	1 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき。 2 水防警報の「出動」が発せられたとき。 3 震度6弱以上の地震が発生したとき。（自動発令） 4 津波注意報、または津波警報、大津波警報が発表された時（自動発令）

※（自動発令）と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

水防警報の種類

種類	第1号待機	第2号準備	第3号出動	第4号解除
内容	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。	水防活動に出動させるもの。	水防活動を終了させるもの。

資料－39 一庫ダム防災態勢

風水害時の防災態勢発令基準

区分	注意態勢	第一警戒態勢	第二警戒態勢	非常態勢
情勢	災害の発生に対し注意を要する場合	災害の発生に対し警戒を要する場合	災害の発生に対し相当な警戒を要する場合	災害の発生に対し重大な警戒を要する場合
例示	<p>I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。</p> <p>1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区のいずれかに発せられ、注意を要する場合。 (1) 大阪府：池田市、能勢町、豊能町 (2) 兵庫県：川西市、猪名川町 (3) 京都府：亀岡市</p> <p>2 台風または前線が接近し、当地方に影響があると予想され、注意を要する場合。</p> <p>3 貯水位が別表1に定める水位に該当し、流域内における累計雨量が当該雨量を超えると予想され、かつ常用洪水吐ゲートからの放流が必要と予想されるとき。</p> <p>4 関係機関との協議・指示又は情報により注意態勢に入る必要が生じた場合。</p> <p>5 その他所長が必要と認めた場合。</p>	<p>I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。</p> <p>1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区のいずれかに発せられ、警戒を要する場合。 (1) 大阪府：池田市、能勢町、豊能町 (2) 兵庫県：川西市、猪名川町 (3) 京都府：亀岡市</p> <p>2 台風の通過が予想され、警戒を要する場合。</p> <p>3 貯水位が別表1に定める水位に該当し、流域内における累計雨量が当該雨量に達し、かつ常用洪水吐ゲートからの放流が必要とされるとき。</p> <p>4 常用洪水吐ゲートからの放流が必要とされる場合、又は予想される場合。</p> <p>5 ダムへの流入量が$200\text{ m}^3/\text{s}$以上に達すると予想される場合。</p> <p>6 関係機関との協議・指示又は情報により第一警戒態勢に入る必要が生じた場合</p> <p>7 その他所長が必要と認めた場合。</p>	<p>I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。</p> <p>1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区のいずれかに発せられ、災害の発生が予想される場合。 (1) 大阪府：池田市、能勢町、豊能町 (2) 兵庫県：川西市、猪名川町 (3) 京都府：亀岡市</p> <p>2 台風の通過が確実な場合。</p> <p>3 ダムへの流入量が$200\text{ m}^3/\text{s}$になり、洪水調節を行う場合、又は行うことが予想される場合。</p> <p>4 関係機関との協議・指示又は情報により第二警戒態勢に入る必要が生じた場合。</p> <p>5 その他所長が必要と認めた場合。</p>	<p>I 下記に示すいずれかの場合に該当し、本部長が必要と認めた場合に適用する。</p> <p>1 台風、前線の降雨による大雨、洪水の注意報又は警報が次の予報区のいずれかに発せられ、重大な災害の発生が予想される場合。 (1) 大阪府：池田市、能勢町、豊能町 (2) 兵庫県：川西市、猪名川町 (3) 京都府：亀岡市</p> <p>2 台風の通過が確実で重大な被害の発生が予想される場合。</p> <p>3 ダムにおいて、計画規模以上の流入量があり、ただし書き操作等を行う場合、又は行うことが予測される場合。</p> <p>4 大雨、台風等によりダム本体貯水池、下流域に重大な被害の発生が予想されるとき。</p> <p>5 関係機関との協議・指示又は情報により非常態勢に入る必要が生じた場合。</p> <p>6 その他所長が必要と認めた場合。</p>
発令者	所長	所長	所長	所長

別表 1

風水害時の防災態勢発令基準

区分	注意態勢・第一警戒態勢	
(1) 洪水期 (6月16日から10月15日まで)		
雨が降り始めた時の貯水位 (標高 メートル)		流域内における累計雨量 (ミリメートル)
135.00 以上		降雨があったとき
135.00 未満	134.90 以上	10
134.90 未満	134.80 以上	20
134.80 未満		30
(2) 非洪水期 (10月16日から翌年6月15日まで)		
雨が降り始めた時の貯水位 (標高 メートル)		流域内における累計雨量 (ミリメートル)
148.80 以上		降雨があったとき
148.80 未満	148.70 以上	10
148.70 未満	148.60 以上	20
148.60 未満		30

資料－40 災害時応援協定締結先一覧（主なもの）

協定名	協定先	締結日	主な内容
非常災害時における医療業務協定	一般社団法人川西市医師会	平成5年5月25日	医療業務の実施
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院	平成8年1月17日	医療救護チームの派遣 被災地からの患者受入れの職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定	株式会社ケーイエスケ一尼崎支店	平成8年10月1日	医薬品等の供給
災害時における医薬品等の供給の応援に関する協定	株式会社スズケン伊丹支店	平成8年10月1日	医薬品等の供給
災害時における物資供給に関する協定	川西市商工会	平成8年10月3日	食料・生活物資の確保及び供給
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫支部、兵庫県簡易水道協会	平成10年3月16日	応急給水作業、応急復旧工事の実施等
防災エキスパートの活用に関する協定	公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター	平成10年8月5日	公共土木施設の災害時における被災状況の把握
緊急時における生活物資の確保に関する協定	生活協同組合コープこうべ	平成10年9月16日	食糧・生活物資の確保及び供給
災害応急対策活動の相互支援に関する協定	山形県川西町、新潟県十日町市、奈良県川西町	平成10年11月19日	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等
災害応急対策活動の相互応援に関する協定	阪神間6市1町	平成13年12月27日	災害応急対策全般に関する資機材及び職員の応援
一庫ダム放流警報設備による災害情報等の伝達に関する協定	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所	平成17年6月30日	ダム放流警報設備（スピーカー等）を利用した災害情報の伝達
災害一般廃棄物の収集運搬に関する協定	川西市清掃事業協同組合	平成17年8月19日	災害一般廃棄物の収集運搬協力
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、各市町、関係一部事務組合	平成17年9月1日	災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及び職員の応援等
災害時における応急対策業務に関する協定	川西市水道工事業協同組合	平成18年6月23日	建築資機材及び労力の提供
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県内市町	平成18年11月1日	応急対策等に必要な資機材、物資及び施設の斡旋又は提供、職員の派遣等
災害救助犬の出動に関する協定	特定非営利法人日本レスキュー協会	平成19年5月15日	災害救助犬による検索作業の実施
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人川西建設協会	平成27年5月18日	建設資機材及び労力の提供
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人近畿まちづくり協会	平成27年3月24日	建設資機材及び労力の提供

災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定	学校法人東洋食品工業短期大学 公益財団法人東洋食品研究所	平成 21 年 1 月 8 日	体育館を避難所として、グラウンドを一時避難場所として提供
災害時における応急対策業務に関する協定	川西市造園組合	平成 27 年 7 月 22 日	建設資機材及び労力の提供
災害発生時における避難所（一時避難場所）開設に関する協定	猪名川上流広域ごみ処理施設組合	平成 22 年 8 月 20 日	管理棟 2 階を避難所として、多目的広場を一時避難場所として提供
災害時における緊急測量業務等に関する協定	川西市測量業協会	平成 23 年 12 月 13 日	測量機材及び労力の応援
川西市大規模災害等における隊友会の協力に関する協定	公益財団法人隊友会 兵庫県隊友会伊丹・宝塚・川西地域支部	平成 24 年 9 月 3 日	避難・救援等のための補助・支援活動
災害発生時における避難所開設に関する協定	学校法人雲雀丘学園	平成 25 年 3 月 1 日	雲雀丘学園小学校（体育館）を指定避難所として提供
災害発生時における郵便局との相互協力に関する協定書	川西市内郵便局	平成 25 年 3 月 12 日	被害情報の提供 避難場所に臨時の郵便差出箱の設置等
緊急時におけるプロパンガス等の確保に関する協定	兵庫県エルピーガス協会北摂支部川西地区会、兵庫県エルピーガス協会北摂支部川辺地区会	平成 25 年 3 月 25 日	プロパンガスの確保及び供給
災害発生時における避難路及び避難所開設に係る協定	学校法人大阪青山学園	平成 25 年 4 月 1 日	体育館を避難所として、敷地の一部を避難路として提供
緊急時における生活物資の確保に関する協定	合同会社西友	平成 25 年 6 月 25 日	食糧・生活物資の確保及び供給
災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 25 年 9 月 10 日	災害時に人員の派遣等の応援
兵庫県広域消防相互応援協定	県下各市町及び広域消防事務組合	平成 25 年 10 月 23 日	消防活動の広域相互応援
災害時相互応援協定	千葉県香取市	平成 25 年 11 月 22 日	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣等
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪国際空港周辺 14 市及び 1 消防組合	平成 26 年 1 月 31 日	航空機災害に対する消防活動の相互応援
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	TOYO TIRE 株式会社	平成 26 年 6 月 4 日	食堂等を指定緊急避難場所として提供
災害時等の緊急放送に関する協定	株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジュピターレコム	平成 26 年 7 月 14 日	災害時に市からの緊急情報を放送
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	川西市都市開発株式会社	平成 26 年 8 月 1 日	アステ川西ひいぶう広場等を指定緊急避難場所として提供
緊急時におけるダンボール製品の確保に関する協定	セツツカートン株式会社	平成 26 年 9 月 1 日	避難所の設営等に有効なダンボール製品を供給
特設公衆電話の設置、利用、管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社兵庫支店	平成 26 年 9 月 1 日	避難所への特設公衆電話の設置等

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書	川西市社会福祉協議会	平成 26 年 12 月 4 日	対象施設を福祉避難所として開設
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 27 年 3 月 19 日	災害時等に地図製品等の供給及び利用
災害発生時における指定緊急避難場所開設に係る協定	西方寺	平成 27 年 5 月 27 日	西方寺本堂を指定緊急避難場所として提供
災害時における廃棄物処理等に関する応援協定	兵庫県環境事業商工組合	平成 27 年 11 月 17 日	廃棄物処理のための資機材及び労力の応援
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人盛幸会 社会福祉法人正和会 社会福祉法人友朋会 社会福祉法人正心会	平成 28 年 6 月 1 日	対象施設を福祉避難所として開設
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 28 年 9 月 9 日	Yahoo!防災速報アプリ、ホームページのキャッシュサイト等による情報配信
災害時における支援協力に関する協定	イオンリテール株式会社近畿・北陸カンパニー	平成 29 年 1 月 24 日	食糧・生活物資の確保及び供給
災害時における相互応援に関する協定	神奈川県南足柄市	平成 29 年 4 月 10 日	食糧・物資の提供、災害応急活動に必要な職員の派遣
緊急時における生活物資の確保に関する協定	林株式会社	平成 30 年 2 月 7 日	タオル製品の供給
川西市とかわにし防災士会との防災に係る相互協力に関する協定	かわにし防災士の会	平成 30 年 4 月 1 日	地域の防災訓練支援等を協働して実施
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンタウン株式会社、株式会社ダイエー	平成 30 年 11 月 21 日	食糧・生活物資の確保及び供給、駐車場等を一時避難所として提供
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	兵庫県行政書士会	平成 31 年 4 月 3 日	総合相談窓口の設置
災害時における資機材のレンタルに関する協定	リ・レント有限会社	令和元年 5 月 21 日	資機材等のレンタル
災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ユニオシアルファ	令和元年 6 月 18 日	資機材等のレンタル
災害時における物資供給に関する協定	アンカー・ジャパン株式会社	令和元年 7 月 3 日	ポータブル充電器やモバイルバッテリー等の優先供給
災害時における支援協力に関する協定	一般社団法人川西市薬剤師会	令和元年 11 月 6 日	市内の薬局等が保有する医薬品等の供給、医療救護活動を行う際の薬剤師の派遣
災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社阪急オアシス	令和元年 12 月 1 日	物資の供給並びに応急対策活動時の施設利用
災害時における防災活動協力に関する協定	ロイヤルホームセンター株式会社	令和元年 12 月 1 日	資材の供給並びに応急対策活動時の施設利用
災害時における歯科医療業務に関する協定書	一般社団法人川西市歯科医師会	令和 2 年 1 月 23 日	歯科医療業務の実施

災害時における畳の提供等に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	令和2年9月14日	避難所等への畳の供給
災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書	第一環境株式会社	平成30年8月20日	応急給水活動等
災害時における応急措置等の協力に関する協定書	株式会社川西水道サービス	平成31年4月19日	応急給水活動等
災害時における応急対策業務に関する協定	一般社団法人川西市造園緑化協会	令和3年4月14日	建設資機材及び労力の提供
災害時における避難場所等としての使用に関する協定	アンダーツリー株式会社	令和3年7月7日	災害時における避難場所として使用
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和3年8月20日	災害時の物資の供給
災害時における連携協力に関する協定	兵庫県弁護士会	令和3年10月13日	災害時被災者における被災者支援
災害救助物資の供給等に関する協定	株式会社ほっかほっか亭総本部	令和3年12月16日	災害時の物資（弁当類を中心とする食料品）の供給
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	令和4年3月10日	物資の受入及び輸送等の業務
災害時におけるタイヤ修理等に関する協定	西日本タイヤ株式会社	令和4年4月4日	タイヤの修理、点検整備
火災等の災害発生時における無人航空機支援協力に関する協定	株式会社ふるさと創生研究開発機構	令和5年3月17日	火災等の災害発生時における無人航空機の運用

樣 式 編

樣式一 1 參集人員報告書

參集人員報告書

午前・午後 年時 分現 在

- (注) 1 「部名」欄には、災害対策本部組織における部名を記入すること。
2 「参集予定人員」欄は、当初計画人員を記入すること。
3 「配置済人員」欄は、参集済人員のうち活動中の人員を記入すること。
活動中の人員には、最低限の交代要員も含めること。

様式一 2 被害状況報告（速報）

被害状況報告（速報）

速報区分	1・2・定報	日 時	月 日 午前・午後 時 分	
報告者	氏名		確認地 川西市 付近	
	所 属	部 班		
被害の有無	<input type="checkbox"/> 被害無（ここで記入終わり） <input type="checkbox"/> 被害有（次の被害状況記入）			
被 害 状 況				
人的被害	死 者	約 人	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数	
	負傷者	重 傷	約 人	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数
		軽 傷	約 人	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数
住家の被害	全壊（焼）	約 戸（視界の約 割）	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数	
	半壊（焼）	約 戸（視界の約 割）	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数	
	一部破損	約 戸（視界の約 割）	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数	
	流 失	約 戸（視界の約 割）	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数	
	浸水	床 上	約 戸（視界の約 割）	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数
		床 下	約 戸（視界の約 割）	把握不能の場合 → 少数 ・ 多数
火災発生の状況	有 → 鎮火・延焼中（発生場所）			
公共・公益施設等の被害	道 路	<input type="checkbox"/> 損壊	市道（発生場所）	通行（可・不可）
		<input type="checkbox"/> 冠水	県道（発生場所）	通行（可・不可）
		<input type="checkbox"/> 障害物	国道（発生場所）	通行（可・不可）
	橋 梁	<input type="checkbox"/> 損壊	有 →（発生場所）	通行（可・不可）
		<input type="checkbox"/> 流失	有 →（発生場所）	通行（可・不可）
	堤 防	有 →（発生場所）	通行（可・不可）	
	がけ崩れ等	有 →（発生場所）	通行（可・不可）	
	水 道	有 → 断水・その他（	）	
	ガ ス	有 → ガス漏れ・その他（	）	
	電 気	有 → 停電・その他（	）	
電 話	有 → 不通・その他（	）		
交 通 機 関	有 → 不通（電車・鉄道・バス）・道路渋滞・信号機故障等			
学 校 ・ 病 院	有 →（発生場所）	・ <input type="checkbox"/> 校庭に避難者有		
その他特記事項	裏面 <input type="checkbox"/> 記入あり <input type="checkbox"/> 地図等添付			

※速報部分…… 1→職員収集途上収集速報 2→各部収集速報 定報→指定場所収集速報

※被害情報の把握は、速報性を重視し目視等により行うこと。

※被害のない場合でも、「被害の有無欄」まで記入し、各部に必ず提出のこと。

様式一 3 被害状況調

被 害 状 況 調

年 月 日 時 分現在
川西市

り 災 者 総 数				備 考
人 的 被 害	死 者		人	
	行方不明者		人	
	負 傷 者	重 傷	人	
		軽 傷	人	
	合 計		人	
住 家 の 被 害	全 壊 (全焼)	戸 数	戸	世帯
		人 員	人	
	半 壊 (半焼)	戸 数	戸	世帯
		人 員	人	
	半 壊 に 至 ら な い	戸 数	戸	世帯
		人 員	人	
	流 失	戸 数	戸	世帯
		人 員	人	
	浸 水	床 上	戸	世帯
			人	
		床 下	戸	世帯
			人	
	合 計	戸 数	戸	世帯
		人 員	人	
非の 住被 害家	公 共 建 物		棟	
	そ の 他		棟	
田 畠 の 被 害	田	流失埋没		m ²
		冠 水		m ²
	畠	流失埋没		m ²
		冠 水		m ²
土 木 関 係 の 被 害	道 路 決 壊		力 所	
	橋 り よ う 流 出		力 所	
	堤 防 決 壊		力 所	
	鉄 道 不 通		力 所	

様式一 4 被害構成員別被害状況

被害構成員別被害状況

年　月　日　時　分現在（発生・中間・決定・報告）

報告者														
被 害 別	世 帯 構 成 員 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生数	中学生数
	全 壊 (全焼)													
半 壊 (半焼)														
半 壊 に 至らない														
流 失														
床上浸水														
床下浸水														
(備 考)														

樣式一 5 被害狀況調查票

立会人住所		立会人住所		立会人住所	
氏名		氏名		氏名	
(印)		(印)		(印)	
被災状況調査票		被災状況調査票		被災状況調査票	
(被災者住所) (被災者の氏名)		(被災者住所) (被災者の氏名)		(被災者住所) (被災者の氏名)	
世帯人數		從業員數		業種	
人		人		人	
備考欄		備考欄		備考欄	
市民税減免処理欄 申請書発送		市民税減免処理欄 申請書発送		市民税減免処理欄 申請書発送	
調査年月日		調査年月日		調査年月日	
家屋の被害					
棟数		区分調査 済証番号		土地の被害	
物件の住所 (物件の所在地番)		全壊 半壊 半焼 半焼 半焼 半焼		償却資産 半壊に至らない破損 床上浸水 床下浸水	
所有者氏名又は名称 ()		住家() 併用() 非住家()		流失 埋没 陥没	
		住家() 併用() 非住家()			
		住家() 併用() 非住家()			
		住家() 併用() 非住家()			

様式一 6 農林水産業関係被害調

農林水産業関係被害調

(1) 一般被害

種 別	栽培面積	被 害 面 積 又は箇所数	減 収 見込 量	被 害 金 額
(1) 農 業 被 害				
(2) 林 業 被 害				
(3) 水 産 業 被 害				

(2) 農林水産業施設被害

種 別	被 害 面 積 箇 所 数 等	減 収 見込 額	被 害 金 額
(1) 農地農業用施設			
(2) 林 業 用 施 設			
(3) 水 産 業 用 施 設			
(4) そ の 他			

様式一 7 公共土木施設被害

公共土木施設被害

区 分 被害場所別	河 川		道 路		橋 梁		その 他	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円

様式一 8 都市計画施設被害

都市計画施設被害

区 分 被害場所別	街 路		公 園		下 水 道		都市排水施設	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円

様式一 9 市営住宅被害

市営住宅被害

団地名	被 害 状 況 被 害 戸 数	被 害 金 額	備 考
		千円	

様式一 10 商工業被害

商工業被害

地区	商工業者数	被 害 内 容							被 害 金 額	
		区分	件数	全壊	半壊	流出	浸水			
							床上	床下		
		商							千円	
		工								
		計								

様式一 11 水道施設被害

水道施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式一 12 廃棄物処理施設被害

廃棄物処理施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式一 13 医療施設被害

医療施設被害

病院等施設名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－14 社会福祉施設被害

社会福祉施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－15 学校関係施設被害

学校関係施設被害

学 校 ・ 園 名	被 害 状 況				被 害 金 額 合 計	備 考
	建 物	土 地	工 作 物	設 備		
	千円	千円	千円	千円	千円	

様式－16 文化財・社会教育施設被害

文化財・社会教育施設被害

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－17 その他の施設

その他の施設

施 設 名	被 害 状 況	被 害 金 額
		千円

様式－18 公共施設等の被害状況

公共施設等の被害状況

(1) 道路の不通状況

路 線 名	被災箇所	被災状況	迂 回 路	開通月日 (予定)	備 考

(2) 交通機関の不通状況

路線名	被災箇所	被災状況	開通時間 (予定)	備考

(3) 電力施設の停電状況

停電の状況	復旧日(予定)	備考

(4) 通信施設の被害状況

電話不通状況	復旧日(予定)	備考

(5) ガス施設の被害状況

ガス供給停止状況	復旧日(予定)	備考

(6) 水道施設の被害状況

給水停止状況	復旧日(予定)	備考

様式一19 避難所設置・収容状況報告書

避難所設置・収容状況報告書

午前・午後	月	日
川	時	分
		市

報告 確認	本部事務局	地区対策部	避難所責任者	報告者

※各担当者は、確認後署名すること。

避難所番号	-	避難所名称		
避難所種別	既存建物・野外仮設(所在地)			
収容人員	人數	人(うち男)	人(女)	世帯数
収容者の状況				
収容人員のうち要配慮者数	乳幼児	人	備考	
	高齢者	人		
	障がい者	人		
	傷病者	人		
	その他	人		
	計	人		
報告・要望事項				

- (注) 1 「避難所番号」欄は、地域防災計画に掲載の避難所一覧表中の番号を記載すること。
 2 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数等を記入すること。
 3 報告者は、この報告書作成とともに、別様式「避難所収容台帳」にも必要事項を記入すること。

避 難 者 調

避難所番号 番
避難所名

年 月 日

住 所						
連 絡 先	自宅・その他 () TEL		世帯	名 ・全員避難 ・一部避難		
避難者氏名		氏 名	続柄	性別	年齢	備 考
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
被害の状況	全 壊(全焼) ・ 半 壊(半焼) ・ 半壊に至らない ・ 流 失 床上浸水 ・ 床下浸水					
	その他 ()					
特記事項						

- (注) 1 家族ごとに記入してください。
 2 太枠内のみ記入してください。
 3 家族の氏名等が書ききれない場合は、「備考」欄に記入してください。
 4 「特記事項」欄には、避難所での生活上あらかじめ申告することがあれば記入してください。

避 難 所 収 容 台 帳

川 西 市

責任者確認欄	月 日	収 容 人 員			物 品 使 用 態 況			備 考
		世帯数	人 数	うち要援護者 総数	品 名	使 用 数	量	

(注) 1 「収容人員」欄は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は「備考」欄に記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

様式－22 避難者名簿（要配慮者）

「指定避難所で作成」

避難者名簿(要配慮者)

ふりがな 要配慮者の 氏名	男 女	生年 月日	大・昭・平・西暦 年　月　日	入所 年月日	年　月　日		
住所	〒 -			固定電話			
				携帯電話			
要介護認定 (済 ・ 未 <見込>)	非該当 要支援 1 · 2 要介護 1 · 2 · 3 · 4 · 5 認定日 年　月　日	身体障害者 手帳 (有 · 無)	等級 種 級 交付日 年　月　日				
歩行時の状態 転倒危険 (有 · 無)	自立(補装具使用・杖・歩行器) 介助歩行・ストレッチャー 車いす(自立移動・介助移動)	身体の状態	視覚・聴覚・音声・言語 咀しゃく障がい・平衡機能 肢体不自由(上肢・下肢・体幹)				
精神障害者 保健福祉手帳 (有 · 無)	1級 2級 3級 交付日 年　月　日	療育手帳 (有 · 無)	A B1 B2 交付日 年　月　日				
自立支援医療 受給者証 (有 · 無)	障がい程度区分 ()	その他	・乳幼児(歳 か月) ・妊娠婦(妊娠 か月) ・その他()				
必要とする支援の内容							
※安否の問い合わせがあった場合は、安否、住所、名前、連絡先を答えてもいいですか (はい · いいえ)							
家族構成	名前(ふりがな)	性別	要配慮者 との続柄	生年月日(年齢)	この避難所に いる (○ · ×)	連絡が取れた (○ · ×)	備考 (緊急連絡先・ 注意点等)
		男・女		()			
		男・女		()			
		男・女		()			
		男・女		()			
家屋の被害状況	全壊 · 半壊 · 一部損壊 · 断水 · 停電 · ガス停止 · その他()						

※記載内容は厳重に保管・取扱い、福祉避難所運営の目的以外使用しません。

※内容に変更があった場合は、速やかに福祉避難所運営管理者にお申し出ください。

<個人情報の取り扱いに関する同意>

私は災害等への対応に活用するため、川西市、市と連携し支援に関わる関係機関・団体へ上記に記入した情報を提供することに同意します。

年　月　日
(氏名) _____

<口頭了解の場合>
確認者氏名 _____

転出先	帰宅 · 他の避難場所 · 親族宅 · その他()		
	(〒 -) TEL() -		
退出 年月日	年　月　日	<備考>	

様式－23 災害関連寄付金・義援金受付

災害関連寄付金・義援金受付

No.	月 日	氏 名	住 所	金 額	領 収No.	備 考

計						

様式－24 受領書

受 領 書
_____ 様
金 _____ 円
ただし、 上記金額を受領いたしました
年 月 日
川西市災害対策本部 本部長 川西市長

様式－25 災害義援金（現金・小切手）

△△災害義援金（現金・小切手）

※ ○印…礼状済

日付	元	住 所 ・ 氏 名	金 額	※	備考	件数	小 計

月分合計						件数	金額

様式一26 水防実施状況報告書

年 月 日

出水の状況		○○川警戒水位 ○m 水位 ○m								所要経費	人件費	円	使用資材内訳		
											資材費	円	品名	数量	金額
											器材費	円			円
											燃料費	円			円
											その他	円			円
											雑費	円			円
															円
											計	円	計		円
日時		自月日時・至月日時								功労者の氏名・年令・所属及び功績概要	○○氏 ○○歳 ○○団				
出動人員概要		水防人員	消防団員	その他	合計										
水防作業の概況及び工法		○○工法 ○○箇所 ○○m								水防活動等					
水防の効果 被害	堤防 m	田	畠	家	鉄道	道路	人口	○○	○○	備考					
		ha	ha	戸	m	m	人								

様式-27 災害速報

災 害 速 報

災 害 発 生 日 時		年 月 日 時 分			
災 害 発 生 場 所		川西市			
災 害 の 概 要	被 害 区 分	<input type="checkbox"/> すべて（被害重複） <input type="checkbox"/> 住家被害 <input type="checkbox"/> 非住家被害 <input type="checkbox"/> 河川・ため池被害 <input type="checkbox"/> ライフライン施設被害 <input type="checkbox"/> その他の被害			
		被 害 程 度	死者	人	負傷者
	災害活動の概要				
そ の 他 参 考 事 項					
報 告 者	所 属				
	氏 名		内線		

勤務時間内・本部設置時 総務部 FAX 740-1320

勤 务 時 間 外 消防本部通信 FAX 759-5061

付 錄 編

付録一 1 川西市防災会議条例

川西市防災会議条例

〔昭和38年5月27日
条例第17号〕

改正 昭和42年 3月28日	条例第 1号	平成11年 3月31日	第 1号
昭和42年 6月 1日	第24号	平成12年 3月29日	第 1号
昭和47年 3月31日	第 9号	平成14年 3月28日	第 1号
昭和47年 5月25日	第22号	平成15年12月25日	第22号
昭和49年10月11日	第46号	平成20年 3月27日	第 2号
平成 4年 3月31日	第 2号	平成24年12月28日	第29号
平成 9年 3月28日	第 1号	平成29年 9月26日	第27号
平成 9年 3月28日	条例第 5号		

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、川西市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 川西市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、市及び関係各機関との連絡調整を図ること。
- (5) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 兵庫県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命するもの
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

6 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営について必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

付 則(昭和42年6月1日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年3月31日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年5月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 10 月 11 日条例第 46 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 4 年 3 月 31 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月 28 日条例第 5 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 3 月 28 日条例第 1 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 12 月 25 日条例第 22 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 3 月 27 日条例第 2 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 29 年 9 月 26 日条例第 27 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川西市水防協議会条例の廃止)

2 川西市水防協議会条例(昭和 61 年川西市条例第 13 号)は、廃止する。

(川西市水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の川西市水防協議会条例第 3 条の任期を有している委員は、同条の規定にかかわらず、その時においてその職を失うものとする。

付 則(平成 29 年 12 月 26 日条例第 33 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付録一 2 川西市防災会議運営要綱

川西市防災会議運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川西市防災会議条例（昭和38年川西市条例第17号）第7条の規定に基づき、川西市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 議)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、年度の当初及び防災に関し会長が必要と認めるときに開くものとする。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(専決処分等)

第3条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災会議が処理すべき事項を専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めたとき。

(2) 軽易な事項で、速やかに措置を要するとき。

2 一部の特定機関にのみ関係のある事項については、会長が関係委員と協議して、当該事項を専決処分することができる。

3 会長は、前2項の規定による専決処分については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第4条 防災会議の幹事をもって幹事会を組織する。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が招集し、その議長となる。ただし、防災会議と合同で開くときは、会長が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、防災会議において委任された事項を処理し、防災会議の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する事務を行う。

4 第2条第2項及び第3項の規定は、幹事会の会議について準用する。

(異動報告)

第5条 委員及び幹事は、任命又は委嘱されたときの役職名に変更があった場合は、速やかにその旨を会長に報告しなければならない。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の議事及び運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

付録一3 川西市防災会議委員・幹事

令和5年8月1日現在

区分	職名	氏名
会長	川西市長	越田 謙治郎
委員	川西市副市長	松木 茂弘
〃	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所長	菊田 一 行
〃	陸上自衛隊第36普通科連隊第1中隊長	福重 貴之
〃	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長	阪元 恵一郎
〃	兵庫県川西警察署長	大林 雅明
〃	兵庫県阪神北県民局長	宮口 美範
〃	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部長	板坂 浩二
〃	阪急バス株式会社運輸部長	茂木 裕康
〃	西日本旅客鉄道株式会社宝塚駅長	立和名 成利
〃	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤 正輝
〃	能勢電鉄株式会社常務取締役鉄道事業所長	稻垣 達哉
〃	日本通運株式会社神戸支店伊丹川西事業所長	山田 博司
〃	関西電力送配電株式会社神戸本部阪神配電営業所長	湯出口 幸久
〃	大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部導管計画チームマネジャー	小森 浩治
〃	一般社団法人川西市医師会長	織田 行雄
〃	一般社団法人川西市歯科医師会長	松浦 孝治
〃	一般社団法人川西市薬剤師会長	樋口 淳一
〃	川西市消防団長	安満 真哉
〃	川西市社会福祉協議会会长	小田 秀平
〃	ボランティア有識者（川西市ボランティア連絡協議会）	坂井 香
〃	川西市男女共同参画市民企画員	五十嵐 富佐子
〃	川西市障害者団体連合会会长	名塚 かがり
〃	川西市自主防災組織連絡協議会会长	大野 樹史
〃	川西市教育長	石田 剛
〃	川西市上下水道事業管理者	酒本 恭聖
〃	川西市市長公室長	井上 博文
〃	川西市企画財政部長	作田 哲也
〃	川西市総務部長	田家 隆信
〃	川西市市民環境部長	岡本 匠
〃	川西市美化衛生部長	曾野 雅弘

区分	職名	氏名
〃	川西市福祉部長	高塚 昌樹
〃	川西市こども未来部長	山元 昇
〃	川西市健康医療部長	阪上 哲生
〃	川西市都市政策部長	宮下 誠
〃	川西市資産マネジメント部長	篠崎 保夫
〃	川西市土木部長	五島 孝裕
〃	川西市教育推進部長	中西 哲
〃	川西市理事（教育保育推進担当）	福本 靖
〃	川西市上下水道局長	北野 啓介
〃	川西市消防長	石倉 和也
幹事	国土交通省近畿地方整備局猪名川河川事務所総括保全対策官	唐松 雅司
〃	陸上自衛隊第36普通科連隊運用訓練幹部	黒木 博仁
〃	独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所所長代理	廣瀬 早苗
〃	兵庫県川西警察署警備課長	衆島 渉
〃	兵庫県阪神北県民局総務企画室長	岸本 かおり
〃	兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所長	山田 弘
〃	兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所健康参事	田中 友巳
〃	西日本電信電話株式会社兵庫支店設備部災害対策室次長	安田 誠
〃	阪急バス株式会社猪名川営業所長	高松 正道
〃	西日本旅客鉄道株式会社川西池田駅駅長	永井 昭二郎
〃	阪急電鉄株式会社川西能勢口駅管区統括駅長	赤澤 正輝
〃	能勢電鉄株式会社鉄道事業部運転課運転係長	山田 弦
〃	日本通運株式会社神戸支店伊丹川西事業所課長	城下 陽一
〃	関西電力送配電株式会社神戸本部統括グループ副長	益田 寿幸
〃	大阪ガスネットワーク株式会社兵庫事業部導管計画チームチーフ	富永 源範
〃	川西市消防団副団長	加藤 仁哉
〃	川西市消防団副団長	篠原 久典
〃	川西市消防団副団長	古谷 茂政
〃	川西市市長公室副公室長	西川 明宏
〃	川西市企画財政部副部長	飯田 助
〃	川西市総務部副部長	森田 康裕
〃	川西市市民環境部副部長	人見 巍

区分	職名	氏名
幹事	川西市美化衛生部副部長	宇野 功哉
〃	川西市福祉部副部長	福丸 幸紀
〃	川西市こども未来部副部長	岡本 敬子
〃	川西市健康医療部副部長	松本 純子
〃	川西市都市政策部副部長	小野 裕
〃	川西市資産マネジメント部副部長	志波 仁史
〃	川西市土木部副部長	小西 裕之
〃	川西市教育推進部副部長	岩脇 茂樹
〃	川西市上下水道局副局長	桙川 容子
〃	川西市消防本部次長	西川 英夫

付録一 4 川西市災害対策本部条例

川西市災害対策本部条例

〔昭和38年7月9日
条例 第22号〕

改正 昭和42年6月 1日 条例 第25号 平成24年12月28日 条例 第29号
平成 9年3月28日 条例 第 6号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、災害対策本部について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の設置)

第2条 市長は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、川西市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置することができる。

(設置等の掲示)

第3条 市長は、災害対策本部を設置したときは、当該災害対策本部の名称及び設置の場所を、当該災害対策本部を廃止したときはその旨を、直ちに、市役所の適当な場所に掲示しなければならない。

(組織)

第4条 災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び班員をもつて組織する。

2 副本部長、本部員及び班員は市長が任命する。

(職務権限)

第5条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、副本部長、本部員及び班員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員及び班員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(現地災害対策本部)

第6条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部について必要な事項は、災害対策本部

長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

付則（昭和42年6月1日 条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

付則（平成9年3月28日条例第6号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付則（平成24年12月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付録一 5 川西市災害対策本部設置要綱

川西市災害対策本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和38年条例第22号）第7条の規定に基づき、川西市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 副本部長は、副市長をもつて充てる。

2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 川西市部長会議規程（平成30年川西市訓令第25号）第2条第3号から第19号までに掲げる者

(2) 議会事務局長

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 本部員に事故あるときは、本部長があらかじめ定めた職員がその職務を代理する。

(本部長、副本部長の職務代理)

第3条 総務部長は、本部長及び副本部長を助け、本部長及び副本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(本部会議等)

第4条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員から構成し、本部長が主宰する。

2 本部会議は、次に掲げる事項についてその基本方針を決定する。

(1) 消防、水防その他緊急措置に関すること。

(2) 被災者の救難、救助その他民生安定に関すること。

(3) 災害時の応急対策に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(5) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(分掌)

第5条 本部に、本部司令室並びに別表に掲げる部局等及び班を置く。

2 本部司令室は、次に掲げる職員をもつて組織する。

(1) 副市長

(2) 教育長

(3) 上下水道事業管理者

(4) 市長公室長

(5) 企画財政部長

(6) 総務部長

(7) 消防長

3 本部司令室は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 本部会議を開催する暇がない場合における、前条第2項各号に掲げる事項についての基本方針の決定に関すること。

(2) 災害応急対策の実施及び調整に関する事項のうち、軽易なものについての基本方針の決定に関すること。

4 第1項の部局等（地区対策部を除く。）の長（以下「部長」という。）は別表に掲げる職員とし、副部長、地区対策部長、班長及び班員は部長がこれを定める。

5 第1項の部局等及び班の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

（部長等の職務）

第6条 部長は、所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 地区対策部長は、部長の命を受け所属職員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

4 班長は、部長の命を受け所属班員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

（本部事務局）

第7条 本部に事務局を置き、次に掲げる事項を所管する。

(1) 本部の設置及び廃止に関すること。

(2) 本部会議及び本部司令室会議に関すること。

(3) 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること。

(4) 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。

2 事務局の職員は、総務部危機管理課の職員をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めたときは、他の職員をこれに充てることができる。

（水防本部との関係）

第8条 本部が設置されたときは、水防本部はこの本部に吸収する。

別表（第5条関係） 部及び班の組織と事務分掌

部名	班名	事務分掌	地域防災計画災害応急対策計画上の所掌計画
市長公室	庶務班	1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 本部会議決定事項の伝達に関すること。 3 災害広報に関すること。 4 被害状況及び災害応急対策実施状況等の記録及び写真等に関すること。 5 報道機関に対する情報発表に関すること。 6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	被害状況等収集報告計画 災害広報・広聴計画 要配慮者対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	受付班	1 市民からの電話等の受付に関すること。 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。	
企画財政部 (会計課を含む)	庶務班	1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 本部会議決定事項の伝達に関すること。 3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関するこ と。 4 県及びその他関係機関への報告に関すること。 5 応援協力要請及びそのとりまとめに関すること。 6 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 広域応援・協力計画 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備
	受付班	1 市民からの電話等の受付に関すること。 2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。	応援受援体制の整備
	財政班	1 災害に関する予算資金及び費用の支出に関すること。 2 災害救助費の支出に関すること。 3 災害義援金、見舞金の受納、保管に関すること。 4 応急救助に要する資金前渡に関すること。	

総務部 (各行政委員会を含む)	庶務班	1 本部事務局及び部内各班との連絡調整に関すること。	応急活動計画 被害状況等収集報告計画 災害広報・広聴計画 広域応援・協力計画 消防活動計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備 地震情報収集伝達計画
		2 本部会議決定事項の伝達に関すること。	
		3 復旧、救済にかかる基本方針等の企画調整に関すること。	
		4 県及びその他関係機関への報告に関すること。	
		5 災害情報の収集、被害状況及び災害記録のとりまとめに関すること。	
		6 本庁舎の被害調査に関すること。	
		7 警察等関係機関との連絡調整に関すること。	
		8 避難、警戒区域等の対策全般に関すること。	
		9 応援協力要請及びそのとりまとめに関すること。	
		10 災害に関する市議会との連絡に関すること。	
		11 被災者台帳の作成に関すること。	
		12 災害救助法の適用申請及び激甚災害の指定手続き並びに報告及びとりまとめに関すること。	
		13 防災行政無線無線局の管理運用に関すること。	
		14 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	
		15 他の部、班の所管に属さないこと。	
受付班		1 市民からの電話等の受付に関すること。	
		2 災害にかかる陳情、苦情、要望等の窓口相談、受付、各主管部への連絡及び回答並びにあっせん及び処理に関すること。	
人事班		1 各部の配置人員の調査、とりまとめに関すること。	
		2 各部からの応援要請の受理、調整に関すること。	
車両班		1 自動車の配車、輸送に関すること。	
		2 調査班	
(本部事務局)		1 人的及び住宅並びに償却資産等の被害状況調査に関すること。	
		2 り災証明書の発行に関すること。	
市民環境部 (各公民館を除く)	庶務班	1 本部の設置及び廃止に関すること。	
		2 本部会議及び本部司令室会議に関すること。	
		3 地震情報及び気象予警報の収集伝達に関すること	
		4 災害情報及び応急活動状況の概要把握に関すること。	
		5 前各号に掲げるもののほか、特命事項に関すること。	
	物資班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。	
		2 市内商工業者の被害調査に関すること。	
		3 農林関係の被害状況調査に関すること。	
		4 災害救助法に基づく救助のうち炊き出しその他食品の給与、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与にかかる事務処理に関すること。	
		5 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	

	環境・衛生班	1 災害による工場等からの公害発生防止及び応急対策に関すること。 2 愛玩動物の収容対策に関すること。	
美化衛生部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び支援に関すること。	被害状況等収集報告 計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画 感染症対策・衛生計画 障害物除去計画 災害廃棄物等処理計画 清掃計画 業務継続計画の整備
	環境班	1 障害物の除去に関する事。（道路・河川・水路等を除く。） 2 ごみの収集及び処理に関する事。 3 し尿の収集及び処理に関する事。 4 災害救助法に基づく障害物の除去にかかる事務処理に関する事。	感染症対策・衛生計画 障害物除去計画 災害廃棄物等処理計画 清掃計画 業務継続計画の整備
	衛生班	1 被災地の感染症対策活動に関する事。 2 遺体の埋・火葬に関する事。	応援受援体制の整備
福祉部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 避難行動要支援者にかかる避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 地区避難支援等関係者(安否確認、避難誘導団体、名簿管理団体等)との連絡調整に関する事。 4 災害援護金、見舞金、義援金等の支給若しくは配分に関する事。 5 更生資金の貸付に関する事。 6 福祉施設の被害調査に関する事。 7 災害救助法に基づく救助のうち生業に必要な資金の貸付及び死体の処理、埋葬にかかる事務処理に関する事。 8 災害ボランティアセンターの設置及びボランティアの受け入れに関する事。 9 福祉避難所の設営及び撤収に関する事。 10 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び支援に関する事。	被害状況等収集報告 計画 避難計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画 保健福祉計画 要配慮者対策計画 災害ボランティアの受け入れ等 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	援護班	1 被災者（応急仮設住宅入居者を含む）の保健福祉活動に関する事。 2 被災者のうち高齢者、障がい者等の援護に関する事。 3 遺体収容（安置）所の管理に関する事。 4 避難行動要支援者の避難、誘導に関する事。 5 福祉避難所における避難者の支援に関する事。 6 その他要配慮者の支援に関する事。	
健康医療部	庶務班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関する事。 2 川西市立総合医療センターに関する事。 3 災害救助法に基づく医療及び助産にかかる事務処理に関する事。 4 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び支援に関する事。	被害状況等収集報告 計画 避難計画 救助・救急計画 医療助産計画 遺体の捜索、処置及び埋火葬計画
	援護班	1 被災者（応急仮設住宅入居者を含む）の保健福祉活動に関する事。 2 感染症・食品衛生対策に関する事。 3 避難者のうち要配慮者の支援に関する事。 4 その他要配慮者の支援に関する事。	感染症対策・衛生計画 保健福祉計画 要配慮者対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備

都市政策部	庶務班	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</p> <p>2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理にかかる事務処理に関すること。</p> <p>3 応急仮設住宅の入退居手続及び管理に関すること。</p> <p>4 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</p>	<p>被害状況等収集報告 計画</p> <p>被災地宅地対策計画</p> <p>住宅対策計画</p> <p>障害物除去計画</p> <p>災害廃棄物等処理計画</p>
	活動班	<p>1 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること。</p> <p>2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関すること。</p> <p>3 地すべり等の応急措置に関すること。(主に民地にかかるもの。)</p> <p>4 現地における専門技術指導に関すること。</p> <p>5 宅地造成地区の危険防止に関すること。</p> <p>6 宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>7 建物の応急危険度判定に関すること。</p>	<p>交通輸送計画</p> <p>業務継続計画の整備</p> <p>応援受援体制の整備</p>
資産マネジメント部	庶務班	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</p> <p>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</p>	<p>被害状況等収集報告 計画</p> <p>被災地宅地対策計画</p>
	活動班	<p>1 市有財産の被害調査に関すること。</p> <p>2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関すること。</p> <p>3 地すべり等の応急措置に関すること。(主に民地にかかるもの。)</p> <p>4 現地における専門技術指導に関すること。</p> <p>5 宅地造成地区の危険防止に関すること。</p> <p>6 宅地の危険度判定に関すること。</p> <p>7 建物の応急危険度判定に関すること。</p>	<p>住宅対策計画</p> <p>障害物除去計画</p> <p>災害廃棄物等処理計画</p> <p>交通輸送計画</p> <p>業務継続計画の整備</p> <p>応援受援体制の整備</p>
土木部	庶務班	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</p> <p>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</p>	<p>被害状況等収集報告 計画</p> <p>障害物除去計画</p>
	活動班	<p>1 道路、河川、水路等の障害物の除去に関すること。</p> <p>2 水防等の応急対策活動及び資器材の整備に関すること。</p> <p>3 道路、橋りょう、公園等の被害の調査に関すること。</p> <p>4 橋りょうの流失、道路、公園、ため池の損壊等の応急措置に関すること。</p> <p>5 河川、堤防の決壊等の応急措置及び被害調査に関すること。</p> <p>6 現地における専門技術指導に関すること。</p> <p>7 地すべり等の応急措置に関すること。(主に官有地を含むもの。)</p> <p>8 緊急輸送路の点検、確保に関すること。</p>	<p>災害廃棄物等処理計画</p> <p>交通輸送計画</p> <p>業務継続計画の整備</p> <p>応援受援体制の整備</p>
上下水道局	庶務班	<p>1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。</p> <p>2 近隣都市及び関係機関への応援要請等に関すること。</p> <p>3 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。</p> <p>4 その他、各班に属さない事柄に関すること。</p>	<p>被害状況等収集報告 計画</p> <p>給水計画</p> <p>水道施設応急対策計画</p>

	水道活動班	1 応急給水活動に関すること。 2 断水地域に対する広報活動に関すること。 3 大口使用者への節水要請等に関すること。 4 配水調整に関すること。 5 県企業庁多田浄水場との連絡調整に関すること。 6 配水池等施設及び管路施設の損傷状況の把握及び復旧に関すること。 7 資材の調達に関すること。 8 水源及び浄水施設の損傷状況の把握及び復旧に関すること。 9 取水・浄水及び送水の調整に関すること。	下水道施設応急対策 計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	下水道活動班	1 下水道施設の損壊への応急措置に関すること。 2 スクリーン、ゲート操作の確認及び連絡調整に関すること。 3 ポンプ施設の雨水・汚水排除に関すること。 4 加圧施設(マンホールポンプ)の維持管理に関すること。 5 その他、下水道施設に関すること。	
消防本部	庶務班	1 本部、消防団及び部内班との連絡調整に関すること。 2 消防施設の被害調査に関すること。 3 消防相互応援に関すること。 4 ヘリコプターの支援要請に関すること。 5 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関すること。	応急活動計画 被害状況等収集報告 計画 消防活動計画 避難計画 救助・救急計画 医療助産計画
	消防班	1 水、火災の警戒、防御に関すること。 2 地震情報の収集、伝達に関すること。 3 消防資機材に関すること。 4 人命救助、救急に関すること。 5 避難の勧告、指示の伝達、警戒区域の設定等に関すること。	遺体の捜索・処置及び埋火葬計画 交通輸送計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備 地震情報収集伝達計画
地区対策部 を川西南、 明峰、多田 、緑台、清 和台、けや き坂、東谷 、北陵の各 公民館に設 置	庶務・指導班	1 本部及び部内各班との連絡調整に関すること。 2 県教育委員会等関係機関への報告に関すること。 3 教育施設の使用に関すること。 4 部内の庶務に関する事。 5 災害救助法に基づく救助のうち、避難所にかかる事務処理及び学用品の給与にかかる事務処理に関する事。 6 非常時における教育機関の運営その他指導に関する事。 7 教職員、児童生徒の被害調査に関する事。 8 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施及び受援に関する事。	被害状況等収集報告 計画 避難計画 要配慮者対策計画 交通輸送計画 教育対策計画 業務継続計画の整備 応援受援体制の整備
	地区対策班 各地区対策部 ・南 ・明峰	1 本部及び各地区対策部との連絡調整に関する事。 2 各地区対策部の配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。 3 避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関する事。 4 地区における配置人員、被害状況のとりまとめ及び報告に関する事。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・多田 ・緑台 ・清和台 ・けやき坂 ・東谷 ・北陵 	<p>5 地区内の避難所及び避難者の状況のとりまとめ及び報告に関すること。</p> <p>6 地区における初期の段階の被害の概要を調査すること。</p> <p>7 避難所の設営及び撤収に関すること。</p> <p>8 避難者の誘導に関すること。</p> <p>9 避難者の支援に関すること。</p> <p>10 その他避難所に関すること。</p>	
市議会事務局	庶務班	<p>1 市議会による災害対策活動の補佐に関すること。</p> <p>2 業務継続計画に基づく非常時優先業務の実施に関すること。</p>	<p>被害状況等収集報告 計画</p> <p>業務継続計画の整備</p>

※ 地区対策班、南地区対策部、明峰地区対策部、多田地区対策部、緑台地区対策部、清和台地区対策部、けやき坂地区対策部、東谷地区対策部、北陵地区対策部が所管する区域は、別表〈地区対策班所管地区一覧表〉のとおりとする。

〈地区対策班所管地区一覧表〉

名 称 (設置場所)	町 名
地区対策班 (川西市役所)	小花 1 丁目・2 丁目、小戸 1 丁目～3 丁目、栄町、寺畠 1 丁目・2 丁目、栄根 1 丁目・2 丁目 1 番～6 番 中央町、日高町、花屋敷山手町、花屋敷 1 丁目・2 丁目、満願寺、満願寺町、美園町、絹延町、出在家町、丸の内町、滝山町(8 番を除く。)、鳶の森町、萩原 1 丁目、火打 1 丁目・2 丁目、松が丘町、霞ヶ丘 1 丁目・2 丁目
南地区対策部 (川西南公民館)	久代 1 丁目～6 丁目、東久代 1 丁目・2 丁目 南花屋敷 1 丁目～4 丁目、加茂 1 丁目～6 丁目 栄根 2 丁目 7 番以降、下加茂 1 丁目・2 丁目
明峰地区対策部 (明峰公民館)	滝山町 8 番、萩原 2 丁目・3 丁目、萩原台東 1 丁目・2 丁目、萩原台西 1 丁目～3 丁目、鳶が丘、西多田字上平井田・湯山裏・南野山、西多田 1 丁目 1 番・2 番錦松台、鳶台 1 丁目・2 丁目、湯山台 1 丁目・2 丁目、南野坂 1 丁目・2 丁目
多田地区対策部 (多田公民館)	新田、矢間 1 丁目～3 丁目、矢間東町、西多田(明峰地区を除く。)、西多田 1 丁目(1 番・2 番を除く。)、西多田 2 丁目、多田院(清和台地区を除く。)、新田 1 丁目～3 丁目、多田院 1 丁目・2 丁目、多田院多田所町、多田院西 1 丁目、多田院西 2 丁目(5 番を除く。)、東多田、平野、鼓が滝 1 丁目～3 丁目、東多田 1 丁目～3 丁目、多田桜木 1 丁目・2 丁目、平野 1 丁目～3 丁目
緑台地区対策部 (緑台公民館)	緑台 1 丁目～7 丁目、向陽台 1 丁目～3 丁目、水明台 1 丁目～4 丁目、清流台
清和台地区対策部 (清和台公民館)	石道、虫生、赤松、清和台東 1 丁目～5 丁目、清和台西 1 丁目～5 丁目、柳谷、多田院字滝ヶ原・駒塚・井戸ヶ上、多田院西 2 丁目 5 番
けやき坂地区対策部 (けやき坂公民館)	芋生、若宮、けやき坂 1 丁目～5 丁目
東谷地区対策部 (東谷公民館)	見野 1 丁目～3 丁目、東畦野 1 丁目～6 丁目、東畦野山手 1 丁目・2 丁目、西畦野 1 丁目・2 丁目、山原 1 丁目・2 丁目、緑が丘 1 丁目・2 丁目、山下町、笹部 1 丁目～3 丁目、下財町、一庫 1 丁目～3 丁目、東畦野、西畦野、山原、山下、笹部、一庫、大和東 1 丁目～5 丁目、大和西 1 丁目～5 丁目、長尾町、国崎、黒川、横路
北陵地区対策部 (北陵公民館)	美山台 1 丁目～3 丁目、丸山台 1 丁目～3 丁目

※ 地区対策班の所管区域はその存在する市立中学校の校区又は市立小学校の校区とする。

付録一 6 災害対策初期段階における防災配備に係る要綱

災害対策初期段階における防災配備に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市災害対策本部条例（昭和38年川西市条例第22号）の規定に基づく川西市災害本部（以下「本部」という。）の設置以前の防災配備（以下「警戒配備」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(警戒班の任務)

第2条 気象警報その他の災害に係る情報の収集・伝達を行うため、総務部及び消防本部による警戒班を置く。

- 2 警戒班は、収集した情報から判断して必要と認めるときは、別表に掲げる者並びに総務部長又は消防長の承認を得て、土木部長に警戒配備の要請を行うものとする。
- 3 警戒班は、災害が発生するおそれがあり、防災のため本部の設置を必要と認めるときは、総務部長又は消防長の承認を得て、別表に掲げる者にその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の連絡を受けた別表に掲げる者並びに総務部長又は消防長は、本部の設置について協議し、当該協議の結果本部の設置を必要と認めるときは、その旨を市長に上申するものとする。

(警戒配備計画)

第3条 土木部長は、毎年度警戒配備の計画を定め、総務部危機管理課にそれを提出するとともに、所属職員に周知するものとする。

(警戒配備)

第4条 土木部長は、警戒班から警戒配備の要請があった場合は、速やかに動員命令を下すものとする。

- 2 土木部長は、第2条第2項の要請の有無にかかわらず、必要と認めるときは警戒配備を行ふことができる。

別表（第2条関係）

副市長
教育長
上下水道事業管理者
市長公室長
企画財政部長

付録一 7 災害対策関係機関一覧

災害対策関係機関一覧

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号
兵 庫 県	危機管理部災害対策課	650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1	078(362)9898, 9988 FAX 078(362)9911
	阪神北県民局 総務企画室総務防災課	665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797(83)3124 FAX 0797(86)4379
	伊丹健康福祉事務所	664-0898 伊丹市千僧 1 丁目 51	072(785)9437 FAX 072(777)4091
	宝塚土木事務所	665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797(83)3176 (夜間・休日) 0797(83)3203 FAX 0797(86)4329
	宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665-8567 宝塚市旭町 2 丁目 4-15	0797(83)3212
	警察本部	650-8510 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4-1	078(341)7441
行 政 機 関	川西警察署	666-0003 川西市丸の内町 1-1	(非常無線通信設備有) 072 (755) 0110 FAX 072(759)0730
	近畿地方整備局 猪名川河川事務所	563-0027 大阪府池田市上池田町 2 丁目 2-39	072(751)1111
	神戸地方気象台	650-0004 神戸市中央区中山手通 7 丁目 14-1	078(341)4822
公 共 機 関	大阪管区気象台	540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67	06(6949)6307
	独立行政法人水資源機構 一庫ダム管理所	666-0153 川西市一庫字唐松 4-1	072(794)6671
	日本赤十字社 兵庫県支部	651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 4-5	078(241)9889
	西日本旅客鉄道（株） 川西池田駅	666-0021 川西市栄根 2 丁目 6-26	(非常無線通信設備有) 072 (759) 4360
	阪急電鉄（株） 鉄道技術部施設課	530-8389 大阪市北区芝田 1 丁目 16-1	(平日) 06(6373)5231 FAX 06(6373)5244 (土・日・祝・休日) 06(6303)7824 FAX 06(6303)7856 (夜間・17時～8時) 06(6303)7873 FAX 06(6303)7898
	能勢電鉄（株） 総務課	666-0121 川西市平野 1 丁目 35-2	072(792)7200
西日本電信電話（株） 兵庫支店	阪急バス（株） 猪名川営業所	666-0257 猪名川町白金 1 丁目 1-2	072(766)3912
	西日本電信電話（株） 兵庫支店	650-0024 神戸市中央区海岸通 11 番	078(393)9440 (夜間・休日) 078(393)8320

機 関 名		所 在 地	電 話 番 号
公 共 機 関 等	関西電力送配電株式会社 阪神配電営業所	660-0805 尼崎市西長洲 2 丁目 33 番 60 号	0800-777-3081
	大阪ガス(株)ネットワーク カンパニー兵庫導管部	650-0046 神戸市中央区港島中町 4 丁目 5-3	078-303-8600
	日本通運(株) 伊丹川西支店	666-0024 川西市久代 3 丁目 12-16	072(759) 1551
	川西市医師会	666-0016 川西市中央町 12-2	072(759) 6950
	川西市商工会	666-0011 川西市出在家町 1-8	072(759) 8222
	生活協同組合コープこう べ第一地区活動本部	665-0852 宝塚市壳布 2 丁目 5-1	0797(83) 1018
	陸上自衛隊伊丹駐屯地	664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1	072(782) 0001
	陸上自衛隊第 36 普通科連 隊第 3 科	664-0012 伊丹市緑ヶ丘 7 丁目 1-1	072(782) 0001 内線 4037・4038
市 町 災 害 対 策 主 管 課	川西市総務部 危機管理課	666-8501 川西市中央町 12-1	072(740) 1111
	尼崎市危機管理安全局 危機管理安全部 災害対策課	660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23-1	06(6489) 6165
	西宮市総務局 危機管理室災害対策課	662-8567 西宮市六湛寺町 10-3	0798(35) 3626
	芦屋市都市建設部 防災安全課	659-8501 芦屋市精道町 7-6	0797(38) 2093
	伊丹市総務部 危機管理室	664-8503 伊丹市千僧 1 丁目 1	072(784) 8166
	宝塚市都市安全部 危機管理室総合防災課	665-8665 宝塚市東洋町 1-1	0797(77) 2078
	三田市 危機管理課	669-1595 三田市三輪 2 丁目 1-1	079(559) 5057
	池田市 市長公室危機管理課	563-8666 大阪府池田市城南 1 丁目 1-1	072(754) 6263
	猪名川町企画総務部 生活安全課	666-0292 猪名川町上野字北畠 11-1	072(766) 8703

・河川情報センター 大阪センター 06(6944) 2711

・猪名川流域水文情報 (雨量・水位) 072(752) 5246・5267

付録一 8 市関係施設

市関係施設（主なもの）

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
川西市役所（本庁舎）	川西市中央町12-1	072 (740) 1111
キセラ川西プラザ・川西公民館	〃 火打1丁目12-16	072 (757) 1920
消防本部	〃 火打1丁目15-23	072 (759) 0119
南消防署	〃 火打1丁目15-23	072 (757) 1194
北消防署	〃 見野2丁目21-12	072 (794) 0119
南消防署久代出張所	〃 久代3丁目16-19	072 (756) 0119
北消防署清和台出張所	〃 清和台西5丁目2-2	072 (799) 0119
北消防署多田出張所	〃 縁台6丁目1	072 (792) 0119
美化衛生部	〃 丸山台3丁目43	072 (744) 1124
斎場	〃 柳谷鷹尾山字柿木谷10-1	072 (799) 0331
川西南行政センター 川西南公民館	〃 久代3丁目16-29	072 (757) 8623
多田行政センター 多田公民館	〃 多田院1丁目5-1	072 (793) 0011
東谷行政センター 東谷公民館	〃 見野2丁目21-11	072 (794) 0123 072 (794) 0004
明峰行政センター 明峰公民館	〃 萩原台西3丁目282-11	072 (759) 6901
清和台行政センター 清和台公民館	〃 清和台西3丁目1-7	072 (798) 1280
緑台行政センター 緑台公民館	〃 向陽台1丁目6-38	072 (792) 4951
けやき坂行政センター けやき坂公民館	〃 けやき坂2丁目63-1	072 (798) 0770
北陵行政センター 北陵公民館	〃 丸山台1丁目5-2	072 (794) 9090
黒川里山センター	〃 黒川字中尾264	072 (738) 0107
男女共同参画センター	〃 小花1丁目8-1 (ジョイン川西内)	072 (759) 1856
市立総合医療センター	〃 火打1丁目4-1	0570 (01) 8199
保健センター	〃 中央町12-2	072 (758) 4721
予防歯科センター	〃 火打1丁目12-16	072 (759) 3171
久代浄水場	〃 久代3丁目2-1	072 (759) 4873

施設名称	所在地	電話番号
前川雨水ポンプ場	川西市栄根2丁目17-6	072(757) 8196
加茂雨水ポンプ場	〃 加茂6丁目143-1	072(758) 4826
養護老人ホーム「満寿荘」	〃 湯山台2丁目46	072(793) 6090
緑台老人福祉センター	〃 緑台6丁目1-79	072(792) 6889
一の鳥居老人福祉センター	〃 長尾町6-17	072(794) 0615
シルバー人材センター	〃 火打1丁目10-9	072(758) 6234
市社会福祉協議会	〃 火打1丁目12-16	072(759) 5200
〔久代老人福祉センター 〔久代児童センター	〃 久代3丁目16-30	072(756) 1321
心身障害者総合福祉センター	〃 小戸3丁目12-10	072(758) 5600
障がい者デイサービス施設 ひまわり荘	〃 湯山台2丁目46	072(792) 1772
加茂ふれあい会館	〃 加茂3丁目13-23	072(757) 0210
満願寺ふれあい会館	〃 満願寺町5-22	072(756) 1244
老人憩いの家多田東会館	〃 多田桜木1丁目7-24	072(792) 1450
老人憩いの家鶴寿会館	〃 小戸2丁目13-12	072(759) 3321
市民運動場	〃 向陽台1丁目11-2	072(793) 1888
市民体育館	〃 向陽台1丁目11-1	072(793) 1888
総合体育館	〃 火打1丁目1-4	072(759) 9712
総合センター	〃 日高町1-2	072(758) 8398
東久代会館	〃 東久代2丁目10-11	
久代会館	〃 久代2丁目12-6	
久代春日会館	〃 久代3丁目25-9	
加茂第二会館	〃 加茂1丁目13-3	
南花屋敷中央会館	〃 南花屋敷4丁目11-5	
北久代会館	〃 久代2丁目5-6	
加茂会館	〃 加茂3丁目8-8	
東久代春日会館	〃 東久代1丁目3-17	
西久代会館	〃 久代4丁目2-7	
下加茂会館	〃 下加茂1丁目22-29	
南花屋敷会館	〃 南花屋敷3丁目2-16	
栄根会館	〃 栄根1丁目8-18	
寺畠会館	〃 寺畠1丁目4-18	

施設名	所在地	電話番号
小花会館	川西市小花2丁目22-5	
川西こども園	〃 栄根1丁目1-1	072(759) 1001
川西北こども園	〃 丸の内町7-1	072(759) 8342
川西南保育所	〃 久代2丁目12-4	072(759) 6994
川西中央保育所	〃 火打1丁目3-5	072(759) 2123
小戸保育所	〃 小戸3丁目8-6	072(757) 5865
多田保育所	〃 東多田1丁目16-20	072(793) 7127
加茂こども園	〃 加茂3丁目13-22	072(759) 7215
久代幼稚園	〃 久代2丁目12-1	072(759) 7698
多田幼稚園	〃 多田院1丁目4-3	072(793) 2030
清和台幼稚園	〃 清和台東2丁目3-4	072(799) 0520
東谷幼稚園	〃 見野2丁目29-24	072(794) 1006
牧の台みどりこども園	〃 大和東1丁目47-5	072(794) 3496
久代小学校	〃 久代3丁目27-9	072(759) 3132
みつなかホール	〃 小花2丁目7-2	072(740) 1117
コミュニティセンター牧の台会館	〃 大和西2丁目5-1	072(794) 7699
川西北小学校	〃 丸の内町7-1	072(759) 3880
川西小学校	〃 栄根1丁目1-1	072(759) 1110
加茂小学校	〃 加茂3丁目14-1	072(759) 1325
桜が丘小学校	〃 日高町4-1	072(758) 9450
明峰小学校	〃 萩原台西3丁目242	072(757) 8834
多田小学校	〃 多田院1丁目4-1	072(793) 0018
多田東小学校	〃 東多田3丁目21-1	072(792) 2967
緑台小学校	〃 向陽台1丁目7-1	072(793) 0223
陽明小学校	〃 向陽台3丁目6-219	072(793) 4415
清和台小学校	〃 清和台東2丁目2-2	072(799) 0730
清和台南小学校	〃 清和台西5丁目1-2	072(799) 1254
けやき坂小学校	〃 けやき坂3丁目1-2	072(799) 3946
東谷小学校	〃 見野2丁目30-1	072(794) 0033

施 設 名 称	所 在 地	電 話 番 号
牧の台小学校	〃 大和東1丁目47-1	072 (794) 2537
北陵小学校	〃 丸山台1丁目3-2	072 (794) 5440
川西中学校	〃 松が丘町1-1	072 (759) 2473
川西南中学校	〃 久代3丁目3-1	072 (759) 4985
緑台中学校	〃 向陽台3丁目11-35	072 (793) 8322
多田中学校	〃 新田2丁目29-1	072 (793) 0022
明峰中学校	〃 湯山台1丁目39-1	072 (793) 6260
清和台中学校	〃 清和台西2丁目3-57	072 (799) 3418
東谷中学校	〃 見野1丁目9-1	072 (794) 0038
川西養護学校	〃 清和台西2丁目3-81	072 (799) 1456
こども若者相談センター	〃 火打1丁目12-16	072 (740) 1152
中央図書館	〃 栄町25-1 (アステ川西内)	072 (755) 2424
市民活動センター	〃 小花1丁目8-1 (ジョイン川西内)	072 (759) 1826
アステ市民プラザ	〃 栄町25-1 (アステ川西6F)	平常時 072 (740) 1115 災害時 072 (755) 6660
国崎クリーンセンター	〃 国崎字小路13	072 (744) 7280

付録一 9 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例

川西市災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年5月31日)
条例第38号

改正 昭和50年6月2日 条例第27号
昭和52年3月31日 条例第13号
昭和53年8月1日 条例第22号
昭和56年10月6日 条例第34号
昭和57年12月22日 条例第31号
昭和62年3月20日 条例第13号
平成3年12月25日 条例第28号
平成23年9月29日 条例第18号
令和元年6月29日 条例第5号
令和元年12月26日 条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(第5条から第7条まで、第9条及び第10条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長等の避難の指示等に従わなかつたことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかつた当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書で定める場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 債還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 債還金の支払猶予、債還免除、報告等、一時債還及び違約金については、法第13条、第14条第1項、第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(川西市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 市長は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、川西市災害弔慰金支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は市長が定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 6 月 2 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 52 年 3 月 31 日条例第 13 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 53 年 8 月 1 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年10月6日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 5 条の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和 57 年 12 月 22 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和 62 年 3 月 20 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 3 年 12 月 25 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の条例第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を行った世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成 23 年 9 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年 6 月 29 日条例第 5 号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害

援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年12月26日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

付録一 10 川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔昭和49年5月31日〕
規則第33号

改正 昭和57年12月22日 規則第39号

平成 7年10月 2日 規則第47号

平成18年 5月19日 規則第35号

令和元年 6月29日 規則第6号の2

(目的)

第1条 この規則は、川西市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年川西市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金の支給をするときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病的状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病的状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村（特別区を含む。）に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長（特別区の長を含む。）の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、すみやかに、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書を借入申込者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、すみやかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(借用証の返還)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、借受人が行方不明等により支払猶予の申請ができない場合は、市長は職権によりこれを猶予することができる。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
 - (1) 借受人の死亡を証する書類
 - (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書を当該償還免除申請者に交付するものとする。
- 5 前各号の規定にかかわらず、償還免除を申請すべき者がいない場合は、市長は職権によりこれを免除することができる。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、すみやかに、その旨を市長に氏名等変更届を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代つてその旨を届け出るものとする。

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(借入申込期間の特例)

- 2 第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、阪神・淡路大震災に係る資金の借入申込みについては、平成 7 年 10 月 31 日まで申込期間を延長するものとする。

付 則 (昭和 57 年 12 月 22 日規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の川西市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 4 条及び第 5 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則 (平成 7 年 10 月 2 日規則第 47 号)

この規則は、平成 7 年 10 月 2 日から施行する。

付 則 (平成 18 年 5 月 19 日規則第 35 号)

この規則は公布の日から施行する。

付 則 (令和元年 6 月 29 日規則第 6 号の 2)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の川西市災害弔意金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災

害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付録一 11 川西市災害見舞金等給付要綱

川西市災害見舞金等給付要綱

〔昭和38年7月16日〕
〔告示第37号〕

(目的)

第1条 この要綱は、市内に発生した水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）により災世帯の世帯主（当該世帯主が該当災害により死亡している場合にあってはその遺族等で市長が認めた者）に対し、被害の程度に応じて見舞金及び生活必需品購入費（以下「見舞金等」という。）を給付することを目的とする。

(見舞金等給付の対象世帯)

第2条 見舞金の給付対象となるり災世帯は、次に掲げる世帯のうち、給付が必要であると市長が認めたものとする。

- (1) 災害により、別表に掲げる物的被害を受けた家屋に居住する者が属する世帯
- (2) 災害により、別表に掲げる人的被害を受けた者が属する世帯

2 生活必需品購入費の給付対象となるり災世帯は、おおむね10世帯以上が住家の全焼、全壊又は流失の被害を受けた場合のり災世帯で、給付が必要であると市長が認めたものとする。

(見舞金等の額等)

第3条 見舞金は、特別の事情のない限り別表のとおりとする。

2 生活必需品購入費の額は、災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）別表第1被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3（1）及び4により算出した額の2分の1の額とする。この場合において給付額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円として計算するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱の施行について、必要な事項は、そのつど市長が別に定める。

付 則（昭和45年4月1日告示第16号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日告示第26号）

この告示は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年3月31日告示第25号）

この告示は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則（昭和59年2月28日告示第10号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、昭和59年2月23日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年3月31日告示第24号）

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお、従前の例による。

付 則（平成7年2月13日告示第8号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成7年1月17日から適用する。

(特例措置)

- 2 兵庫県南部地震による家屋の被災に対する見舞金についての改正後の要綱別表の規定
の適用については、同表中「半焼」とあるのは「家屋の半壊」と、「半壊」とあるのは「一部破損」

「家屋の被害度20%以上70%未満」とあるのは「家屋の被害度20%以上70%未満のもの及び家屋の被害度が半壊（被害度20%以上70%未満をいう。）に至らないもののうち損傷の激しいもの」とする。

付 則（平成12年4月28日告示第107号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害について適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則（平成18年8月25日告示第263号）

(施行期日)

- 1 この告示は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する水害、火災その他の災害について適用し、施行日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則（平成26年11月10日告示第123号）

(施行期日)

1 この告示は公布の日から施行し、この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱の規定は、平成26年8月10日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の川西市災害見舞金等給付要綱は、平成26年8月10日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別 表（第2条・第3条関係）

被災の程度		見舞金 (弔慰金)	摘要
物的被害	全焼 家屋の全壊 流失	1世帯につき 50,000円	住家の損壊、消失、流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その割合が50%以上をいう。
	半焼 家屋の半壊	1世帯につき 20,000円	住家の損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その割合が20%以上50%未満をいう。
	災害の場合の水損	1世帯につき 10,000円	消防作業により住家又は家財道具に著しい被害を受けた者。
人的被害	死者	1人につき 50,000円	負傷後に死亡した者を含む。
	重傷	1人につき 20,000円	治療1箇月以上の者。

付録一12 兵庫県災害援護基金

兵庫県災害援護基金条例

〔昭和43年4月1日
兵庫県条例第36号〕

改正 平成11年10月 8日条例第48号

平成16年 3月26日条例第31号

平成20年 3月24日条例第28号

(設置)

第1条 県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害の発生に際し、当該災害による災者に対して支給する災害援護金等に充てるため、災害援護基金（以下「基金」という。）を積み立てるものとする。

(積立額等)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の規定による災害援護金等の支給に要する額とし、その積立総額は、3億5,000万円とする。

2 基金から生ずる収入は、基金に繰り入れるものとする。

(管理)

第3条 基金は、銀行その他確実な金融機関に預け入れて保管するものとする。

(処分)

第4条 基金は、第1条の規定により災害援護金等を支給する財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正（平成11年条例43号）

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成16年条例31号・20年28号〕

附 則（平成11年10月8日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第31号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第28号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付録一 13 兵庫県災害援護金等の支給に関する規則

兵庫県災害援護金等の支給に関する規則

〔昭和48年7月1日
規則 第68号〕

改正 昭和53年 4月 1日 規則第38号
昭和58年 2月 1日 規則第 6号
平成 2年 3月30日 規則第10号
平成16年10月29日 規則第76号
平成21年10月9日 規則第 58号
平成21年10月9日 規則第 58号
平成25年5月17日 規則第 29号

災害援護金等の支給に関する規則をここに公布する。

災害援護金等の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、災害の発生に際し、当該災害による被災者に対して災害援護金及び死亡見舞金を支給することにより、被災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震（地震による火事を含む。）、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (3) その他の災害 災害のうち、自然災害以外の災害をいう。
- (4) 被災世帯主 災害によって被害を受けた世帯の世帯主をいう。
- (5) 重傷の被災者 災害によって1箇月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民をいう。

一部改正〔昭和53年規則38号・平成25年29号〕

(災害援護金)

第3条 県は、次に掲げる者に対して災害援護金を支給するものとする。

- (1) 県の区域内において発生した自然災害による一の市町の区域内の被害数が5以上に達した場合にあっては、当該自然災害による県の区域内に住所を有する被災世帯主及び重傷の被災者

- (2) 県の区域内において発生したその他の災害について災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が実施された場合にあっては、当該救助が実施された市町の区域内に住所を有する被災世帯主
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害による被災世帯主及び重傷の被災者
- 2 前項第 1 号の被害数は、被害を受けた世帯数により算定するものとし、住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯 1 世帯を 1 とし、半壊し、又は半焼した世帯 1 世帯を 2 分の 1 とし、床上浸水した世帯 1 世帯を 3 分の 1 として計算するものとする。
- 3 第 1 項の災害援護金の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

全部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 76 号・25 年 29 号〕
(死亡見舞金)

第 4 条 県は、次に掲げる者に対して死亡見舞金を支給するものとする。

- (1) 県の区域内において発生した自然災害により死亡した者の遺族
- (2) 県の区域内において発生し、かつ、災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した者の遺族
- (3) 県の区域外（日本国内に限る。）において、自然災害又は災害救助法による救助が実施されたその他の災害により死亡した県民の遺族
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認める災害により死亡した者の遺族
- 2 前項の死亡見舞金の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

全部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 76 号〕
(適用除外)

第 5 条 県は、前 2 条の規定に該当する場合においても、当該被災者の責めに帰すべき理由により被害が生じたとき、その他知事が災害援護金及び死亡見舞金を支給することが適当でないと認めるときは、これを支給しないことがある。

- 2 県は、前条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合であっても、当該死亡した者の遺族に対して災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 3 条の規定による災害弔慰金が支給されたときは、死亡見舞金を支給しないものとする。

一部改正〔昭和 53 年規則 38 号・58 年 6 号・平成 25 年 29 号〕
(補則)

第 6 条 この規則の実施に関する必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔昭和 53 年規則 38 号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(災害援護金等の支給に関する規則の廃止)
- 2 災害援護金等の支給に関する規則（昭和 43 年兵庫県規則第 52 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に発生した災害に係る災害援護金等の支給については、なお従前の例による。

附 則 (昭和 53 年 4 月 1 日規則第 38 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害から適用する。

附 則 (昭和 58 年 2 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 3 月 30 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 2 年 3 月 18 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 10 月 29 日規則第 76 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 16 年 8 月 30 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 21 年 10 月 9 日規則第 58 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 21 年 8 月 9 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 5 月 17 日規則第 29 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害援護金等の支給に関する規則の規定は、平成 25 年 4 月 13 日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

災害援護金

災害の種別	被害の種別	災害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき 200,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
	住家の一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。）又は床上浸水	1世帯につき 50,000円
	重傷の被災者	1人につき 30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき 50,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき 30,000円

全部改正〔昭和53年規則38号〕、一部改正〔昭和58年規則6号・平成16年76号・21年58号・25年29号〕

別表第2（第4条関係）

死亡見舞金

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 200,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき 200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき 100,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき 60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき 100,000円

備考 この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 県の区域内に住所を有する者
- (2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 県の区域内の学校に在学する者
- (4) その他これらに類する者

一部改正〔昭和53年規則38号・平成2年10号・16年76号〕